

北海学園大学

自己評価報告書

【日本高等教育評価機構】

平成 19(2007)年7月

北海学園大学

目 次

I.	建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色など	P 1
II.	大学の沿革と現況	P 2
III.	「基準」ごとの自己評価	P 4
基準1.	建学の精神・大学の基本理念および使命・目的	P 4
基準2.	教育研究組織	P 9
基準3.	教育課程	P 17
基準4.	学生	P 48
基準5.	教員	P 63
基準6.	職員	P 70
基準7.	管理運営	P 76
基準8.	財務	P 84
基準9.	教育研究環境	P 88
基準10.	社会連携	P 92
基準11.	社会的責務	P 97
	特記事項	P 101
1.	特色ある学修システム	P 102
2.	夜間教育	P 109
3.	産官学連携	P 111
4.	専門職養成（専門職大学院）	P 113
5.	高度研究	P 115
	付録	付1
1.	略年表	付2
2.	アドミッションポリシー	付3
3.	学部報一覧表	付5
4.	紀要一覧表	付6

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色など

＜建学の精神・大学の基本理念＞

北海学園大学（以下、本学）は、戦争の傷がまだ消えやらぬ昭和 27(1952)年に、経済学部経済学科からなる 4 年制単科大学として発足した。その設置は、すでに開設されていた北海短期大学経済科 1 部・2 部（昭和 25(1950)年開学）の改組転換によって実現した。本学の基は上記短期大学（昭和 25(1950)年設置）にあり、同短大の開設年から数えて平成 12(2000)年には創基 50 周年の節目を迎え今日にいたっている。

本学の前身たる北海短期大学が戦後の混乱期にあって荒廃した北の大地、北海道に誕生したことからも明らかのように、本学は北海道の開発に資する人材の育成と文化の向上を目的とした。本道私学で初めての高等教育機関として誕生した本学が、その建学の精神として「自由で不屈な開拓者精神」を掲げるのは、創立当時の社会情勢と無関係ではない。この建学の精神は、今日にいたるまで連綿と継承されてきている。そして、この建学の精神は、高等教育機関たる大学の運営上、根底にある基本的な考え方として本学の基本理念となっている。

＜本学の使命・目的＞

建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）を高等教育の場において貫徹させることは本学の使命であり、同時にその目的とするところでもある。時を経るなかで、「開拓」の意義も変遷を遂げた。しかし、いついかなる状況のなかでも、「開拓者精神」は自由のなかの不屈な独自性、つまり「自立」と「自律」の気概を堅持することによって具現化される。このことから、本学はその使命・目的を「自立」と「自律」を基礎に独立心の気概にあふれ、かつ社会的要請に応えうる人材を輩出することと位置づけている。それは、換言すれば、時には時代の波濤に翻弄されようとも、ひるむことなく明日を切り開く有為の人材を輩出することが、本学の使命・目的であり、本学はその実現に努めてきたことである。

＜本学の個性・特色＞

本学の卒業生は、社会生活のさまざまな分野・領域で必要とされる有為の人材として活躍しているが、それは、本学に学ぶ学生は、建学の精神たる「自由で不屈な開拓者精神」を咀嚼し、みずから卒業後の生活の場を「開拓」してきたからに他ならない。しかも、同窓生の多くが、まさしく生まれ育った北海道の「礎」たらんと願い、就職後の住まいをこの北海道に定め、北海道内の民間企業や団体職員として、あるいは国や地方自治体の基幹職員として、実業界、政界、官界、教育界などのさまざまな分野で活躍している。これは、全国的に見ても刮目に値し、本学の個性であり、特色ともなっている。

大学卒業後に北海道で就職を希望するなら、本学に「しくものはなし（若くは無し）」という評価が定着して久しいが、それは一朝一夕に実現することではなかった。在学生、教職員、同窓生がそれぞれの環境のなかで、困難と障害を前にしてひるむことなく挑戦し続けたことが、上述の結果となって現れたのである。換言すれば、「自立」と「自律」の気概をもって果敢に「最初の一鍬」を入れる場をみずからが主体的に見だし、そこに「鍬」を入れ、「種」を蒔き、「育成」する努力を惜しまなかったことが伝統となっている。

今日、本学に対して本道私学のリーダーとしての期待があるとすれば、それは、建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）に淵源する本学の個性・特色を発揮することによって初めて応えうるものであろう。

本学は建学の精神を具現化すべく、社会が要請する人材の輩出に意を用いてきたが、人材の育成という社会的使命に応えるには、既設の単一学部だけでは不十分であることから、学部・学科を増設してきた。それとともに基礎となる学部における教員組織の充実により、今や全学部が大学院研究科（経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、文学研究科、工学研究科）を擁し、さらに専門職大学院法務研究科を置くにいたった。これら一連の改組・拡充のなかには本道私学としては初めての試みも少なくない。高等教育の分野における「自由で不屈な開拓者」たらんとして、積極的に本道私学の大学教育・大学院教育で先鞭をつけてきたことは、本学の個性であり、特色である。

また、本学の特色は、経済学部、経営学部、法学部、人文学部に夜間開講の2部を置いていることである。2部は、社会人に学修の場を提供し、それらの社会人に夢をあたえる学びの場となっている。近年、18歳人口が減少の傾向にあるなかで、2部の廃止や昼夜開講制への改組・拡充を図る大学が出てきた。しかしながら、志ある人々の向学心に応えうる教育機関たらんとして明治18(1885)年に建学された「北海英語学校」の精神を本学は受け継ぎ、その基となった短期大学開学以来一貫して、夜間に学ぶ社会人の向学心に応える教育組織を維持している。このことは、全国的に見ても稀で、今や単なる特徴の域を超えて、特色にすらなっている。

学部を基礎とする大学院だけでなく、専門職大学院法務研究科もまた、いわゆる大学院設置基準第14条特例措置の実施により夜間に学ぶ社会人の場となっているが、このことは、夜間にも開かれた大学としての個性・特色が学部・大学院を通じて一貫していることの証左でもある。なお、工学部ならびに工学研究科には夜間の開講は行っていないが、工学研究科は社会人にも門戸を開放している。

Ⅱ. 大学の沿革と現況

<大学の沿革>

明治期の北海道開発にあつては、計画的な拓地植民政策がとられた。そのために明治政府は教育、開発技術について先進国から導入することになった。気候条件・風土などを勘案して、北海道はアメリカを模範とすることになった。先進技術の導入は英語によって行われた。ところが、当時にあつては北海道民の英語理解力に難があり、ここに英語を系統的に学修する場の必要性が生じた。この要請に応えるべく開学したのが北海英語学校である。これを基礎に発展してきたのが、今日の大学・高校を擁する学校法人北海学園（以下、学園）である。学園は、前記した北海英語学校を母体として、その後、北の大地に生きる青年の志を雄飛させるべく、北海中学校と札幌商業学校を設置した。爾来、学園は本道における私学教育の一翼を担い、維持発展を遂げてきた。

昭和20(1945)年の終戦を期に、一連の学制改革が施行された。この学制改革を受けて、昭和25(1950)年には「自由で不屈な開拓者精神」を建学の精神として、北海短期大学経済科1部・2部を開学した。この短期大学においても北海英語学校の伝統を受け継ぎ、勤労

今日、本学に対して本道私学のリーダーとしての期待があるとすれば、それは、建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）に淵源する本学の個性・特色を発揮することによって初めて応えうるものであろう。

本学は建学の精神を具現化すべく、社会が要請する人材の輩出に意を用いてきたが、人材の育成という社会的使命に応えるには、既設の単一学部だけでは不十分であることから、学部・学科を増設してきた。それとともに基礎となる学部における教員組織の充実により、今や全学部が大学院研究科（経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、文学研究科、工学研究科）を擁し、さらに専門職大学院法務研究科を置くにいたった。これら一連の改組・転換・拡充のなかには本道私学としては初めての試みも少なくない。高等教育の分野における「自由で不屈な開拓者」たらんとして、積極的に本道私学の大学教育・大学院教育で先鞭をつけてきたことは、本学の個性であり、特色である。

また、本学の特色は、経済学部、経営学部、法学部、人文学部に夜間開講の2部を置いていることである。2部は、社会人に学修の場を提供し、それらの社会人に夢をあたえる学びの場となっている。近年、18歳人口が減少の傾向にあるなかで、2部の廃止や昼夜開講制への改組・転換を図る大学が出てきた。しかしながら、志ある人々の向学心に応えうる教育機関たらんとして明治18(1885)年に建学された「北海英語学校」の精神を本学は受け継ぎ、その基となった短期大学開学以来一貫して、夜間に学ぶ社会人の向学心に応える教育組織を維持している。このことは、全国的に見ても稀で、今や単なる特徴の域を超えて、特色にすらなっている。

学部を基礎とする大学院だけでなく、専門職大学院法務研究科もまた、いわゆる大学院設置基準第14条特例措置の実施により夜間に学ぶ社会人の場となっているが、このことは、夜間にも開かれた大学としての個性・特色が学部・大学院を通じて一貫していることの証左でもある。なお、工学部ならびに工学研究科には夜間の開講は行っていないが、工学研究科は社会人にも門戸を開放している。

Ⅱ. 大学の沿革と現況

<大学の沿革>

明治期の北海道開発にあつては、計画的な拓地植民政策がとられた。そのために明治政府は教育、開発技術について先進国から導入することになった。気候条件・風土などを勘案して、北海道はアメリカを模範とすることになった。先進技術の導入は英語によって行われた。ところが、当時にあつては北海道民の英語理解力に難があり、ここに英語を系統的に学修する場の必要性が生じた。この要請に応えるべく開学したのが北海英語学校である。これを基礎に発展してきたのが、今日の大学・高校を擁する学校法人北海学園（以下、学園）である。学園は、前記した北海英語学校を母体として、その後、北の大地に生きる青年の志を雄飛させるべく、北海中学校と札幌商業学校を設置した。爾来、学園は本道における私学教育の一翼を担い、維持発展を遂げてきた。

昭和20(1945)年の終戦を期に、一連の学制改革が施行された。この学制改革を受けて、昭和25(1950)年には「自由で不屈な開拓者精神」を建学の精神として、北海短期大学経済科1部・2部を開学した。この短期大学においても北海英語学校の伝統を受け継ぎ、勤労

青年の向学心に応えるべく、夜間に開講される2部を設置し、今日では本学の個性・特色の一つとなった夜間教育の基盤が整えられた。

短期大学設置後、さらに充実した高等教育を提供するためには4年制の大学へと転換することが必要であり、そのことによって建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）が一層具体化すると考えた結果、短期大学開学の2年後には4年制大学の設置認可を申請することになった。この認可を受けて、本学は北海短期大学第1期卒業生に対して新設された本学の3年次編入試験を実施した。このために、本学は、新1年生とともに編入した3年生の2学年を収容する4年制大学として昭和27(1952)年に開設初年度を迎えることになった。それ以降の本学の拡充については「略年表」（付録1参照）に譲る。ここでは、改組転換を含む一連の拡充計画の実現とともに、国際交流（学生・教職員）に前向きな学園の努力もあつて、設置する大学院・大学・高校では異文化交流・異文化理解についてその成果をあげつつあることを付言するにとどめる。

<現況>

☆所在地

大学(経済学部、経営学部、法学部、人文学部)	札幌市豊平区旭町4丁目1番40号
大学(工学部)	札幌市中央区南26条西11丁目1番1号
開発研究所(大学付置研究施設)	札幌市豊平区旭町4丁目1番40号
大学院(経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、文学研究科)	札幌市豊平区旭町4丁目1番40号
大学院法務研究科	札幌市豊平区豊平6条6丁目10番2号
大学院工学研究科	札幌市中央区南26条西11丁目1番1号
ハイテク・リサーチ・センター(工学研究科付置研究施設)	札幌市中央区南26条西11丁目1番1号
総合グラウンド	札幌市清田区清田335番地

☆入学定員、収容定員、在籍学生数

	入学定員	収容定員	在籍学生数
大学	1,780	7,180	8,816
大学院	104	256	193

☆教員数

	専任教員数	兼任教員数
大学	232	479
大学院	15	4

☆職員数

	専任職員数	嘱託職員数	臨時職員数	契約職員数
大学・大学院	103	12	53	1

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念および使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-1-1① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）と本学の基本理念を支える「自立」と「自律」を「支柱」として、「最初の一鍬」を入れることには困難が伴う。しかし、高い志で事にあたり、ひるまず挑戦することの重要性については、事あるごとに学長がみずから率先して、学内学外にさまざまな形で語りかけている。学長のみならず、それぞれの職分に応じて教職員もまた、「自立」と「自律」の心を育てるべく建学の精神・大学の基本理念の公表・理解・普及に努力している。

具体的には、学内にあっては各種印刷物や入学式・学位記授与式（卒業式）での学長式辞、各学部におけるさまざまなガイダンスなどを通じて、建学の精神・大学の基本理念が示されている。また、大学の内外に向けて広報誌『学報』（年4～5号発行）を配布するほか、大学のホームページを開設して、インターネットを通じて広く学内外に建学の精神・大学の理念が示されている。



写真は、本学図書館前に掲示された本学の理念を示す上原徹三郎初代学長の揮毫

(2) 1-1の自己評価

建学の精神・大学の基本理念を公表する場合、受け手によって公表の仕方が異なることは明らかである。これまで本学ではそれぞれの対象に適合的な公表がなされてきた。学生に対する公表のあり方について各学部は工夫を凝らして細やかに周知徹底を計っているため、基本的にはこれまでの方向性を維持すればよいと考えられる。

しかしながら、現状維持に留まることなく、さらにきめ細かい方策を採ることによって、本学が果敢とする使命や到達しようとする目的が、社会的にさらに明確になり、本学の個性・特色を周知させる可能性が開けてくるものと期待できる。その具体的な方策については、以下に項を改めて述べる。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

(i) 学外対応

建学の精神・大学の基本理念は変わらないものの、大学に対する要請は時代の変化とともに変わってきている。この時代の変化を何よりも敏感に受け止めるのは実社会で活躍している同窓生である。本道私立大学のなかでもっとも歴史ある本学は、同窓生の年齢層に厚みがあるという、他の本道私大にはない特色・個性をもっている。これを生かすことによって、建学の精神・大学の基本理念の現代化をはかることができる。同窓生との意見交換・懇談に対する取組みは、管理職にある中学校や高等学校の教職員（校長・教頭・事務長）を構成員とする同窓組織を通じて、一部分ではあるが、すでになされている。北海道の内外で開催されるさまざまなレベルの同窓生の集いに学長のみならず、学部長・研究科長そして機関長が出席し意見を交換し、交歓を深めることは建学の精神・大学の基本理念を公表・周知されるために有効に機能すると考えられる。部分的には実施されてきているが、この点については同窓生との連携をいっそう強化する具体的方策の策定が本学の課題である。

さらにまた、在学生関係者（保護者、学資支給人など）と懇談する機会を増やしたり、そのあり方を工夫したりして、建学の精神・大学の基本理念と本学の現状の公開に努める必要がある。その際、大学の沿革や現状を紹介するビデオ、映画などの視覚的メディアを作成し、これを活用することが望ましい。

(ii) 学内対応

建学の精神・大学の基本理念を学内に示し、入学して間もない時期にこれを学生に積極的に公表することは、新入生が本学の構成員としての自覚をもち、みずからのアイデンティティを確立することにもつながる。このためには、前項で述べた視覚的メディアを活用することが有効であると考えられる。

建学の精神・大学の基本理念を念頭においた教育がなされることの重要性に鑑みると、とりわけ新規採用の教職員については、いっそうの具体的施策がもとめられる。建学の精神・大学の基本理念については辞令交付式において学園理事長が口頭で述べている。事柄の性質上、辞令交付式は、学園が主体となって行われるものであるから、学園傘下のすべての教育機関に共通する建学精神・基本理念、使命・目的、個性・特色などが中心となっている。現状では、新規採用者が採用手続き最終段階で理事長の面接を受けた後に各部署に配置され、実務経験を積むなかで建学の精神・大学の基本理念を自然に体得するようになっている。

学園の新規採用職員に対しては、日本私立大学協会ならびに同北海道支部主催の研修会に初任者のみならず、中堅者、管理者（学長、局長）を積極的に参加させることで資質向上に努めてきている。また、大学教員については国際学会、国内学会レベルでの研究発表を奨励し、成果については自己点検・評価を行い、年度末の「事業報告」で公表している。

以上、述べたように、基本的には、本項目に関して早急に改善すべき問題点はないが、時代の変化に即応した大学であり続けるために、これまでの取組みを維持するだけでなく、さらに充実・強化させることが肝要である。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

「自由で不屈な開拓者精神」を建学の精神とし、それを根底においた大学運営を基本理念とする本学は、その使命・目的を「自立」と「自律」の気概をもった人材の育成に置いている。この使命・目的を達成するために、本学には、5学部6研究科が設置されている。

以下では本学の建学の精神・大学の理念を踏まえて、明確に定められた本学の使命・目的（上記）がさらに具体化されていることを示す目的で、大学ならびに大学院について、その教育目的と教育組織を一般的に述べる。なお、各学部、各研究科の教育目的と教育組織については、基準2において述べる。

(i) 大学

(a) 教育目的：一般教育を通じて大学人としての人間性・国際性・社会性を備えた幅広い教養が培われるとともに、専門知識を修得させ、もって社会的要請に応える人材を育成すること。

(b) 教育組織：上記の目的を達成するために、本学につぎの学部を置く。経済学部、経営学部、法学部、人文学部、工学部。さらにつぎの課程を置く。教職課程、図書館学課程、社会教育主事課程、学芸員課程、日本語教員養成課程。

(ii) 大学院

(a) 教育目的：教育研究職にとどまらず、高度職業人・専門職にもとめられる専門的知識を教授すること（研究指導をふくむ）。

(b) 教育組織：上記の目的を達成するために、本学大学院につぎの研究科を置く。経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、文学研究科、工学研究科。また、本学専門職大学院に法務研究科を置く。

1-2-② 大学の使命・目的が学生および教職員に周知されているか。

(i) 学生

大学の使命・目的を周知させることに関して、特に細心の注意を払うべきは新入生に対してである。しかも、入学当初から学生は学部にも所属している。このために、大学の使命・目的を一般的に周知させるための方策を採るだけでは不十分であり、各学部がその使命・目的を丁寧に周知させることが肝要である。このことから、本学では、大学の使命・目的が入学式における学長式辞のなかで端的に表出されるが、これを受けて各学部は、学部学科においていっそう具体的に展開すべく、創意と工夫を凝らし本学の使命とその目的の周知徹底を図るべく努めている。

(ii) 教職員

本学の使命・目的に関する周知については、原則的に教職員の間にはさほど大きな温度差はなく、共通の基盤はすでに醸成されている。教員は学生の理解度・ニーズについて鋭敏であるべきとの考えから「授業アンケート」を参考にして、授業の改善に努めているが、このことはよく教員が本学の使命・目的を理解しているからに他ならない。他方で、職員にあっては本学卒業者の比重が高いこともあって、本学への帰属意識が強く、そのことが平素からの学生対応の細やかさとなって現れている。以上により、教職員には本学の使命・

目的が周知されている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

インターネットのもつ強力な情報伝達手段能力を活かし、本学のホームページが開設運用されている。これによって、本学の使命・目的が学内学外を問わず、公開されている。同時に、紙という媒体も、デジタル化された情報とは異質で独特の機能を果たす。このことに鑑みて、本学は『学報』（年4～5号発行）を学外にも配布して、本学の使命・目的の周知に努めている。さらにまた、高校に出向いて行う「出前講義」・「進学説明会」、本学に高校生を招いて行う「高大連携授業」、オープン・キャンパス（年3回実施）、「体験学習」、高校生やPTAの見学訪問受入れ、本学大学案内（希望者に無償配布される『入試要覧』）を通じて大学の使命・目的が学外に公表されている。

（2）1-2の自己評価

本学では、18歳人口が減少するなかにあつて、なお受験生が顕著に減少することもなく、逆に増加している学部・学科も存在している。本学に対する根強い「人気」は、本学の使命・目的が社会的に認知されているばかりか、受容されていることの証左でもある。

また、本学は、学生一人ひとりの自主性を重んじて、自学自修を推奨しているが、学生はこれを理解して学業を継続していることを勘案すれば、本学の使命・目的を本学の内外に公表するという点に関しては、基本的にこれまでの対応には特筆すべき問題はない。しかし、大学の使命・目的を公表すれば事足りるものではないことを想起するとき、さらに本学が大学としての使命を果たし、その目的を達成するためには、教職員一人ひとりが不断の創意と工夫を怠らず、自己点検と自己評価が必要であることを自覚し、みずから実行しなければならない。

（3）1-2の改善・向上方策（将来計画）

昨今の社会現象として自立心に欠ける学生の増加が指摘されている。本学もその例に漏れず、そのような学生が存在し、怠学による休学・退学へと望まざる方向へ進む学生もいる。不況によって学資支給が途絶えることが理由で休学・退学を余儀なくされるのではない学生の存在に思いを馳せるとき、たとえ学部で創意と工夫を凝らして大学の使命・目的を伝えても、同時に多数の学生を対象とする場合には、その伝達能力にはおのずと限界がある。このような現状に鑑みて、きめ細やかな学生相談のあり方を検討することが必要である。具体的には、学生相談の受け皿を整備することが必要である。個別的な相談業務を通じて、悩みや問題を抱える学生の修学を支援することができれば、一人ひとりの学生の心のなかに本学の使命・目的が根付き、向学心が維持されると期待できるからに他ならない。

学生相談の内容は教務関連事項と学生生活一般に大別されるが、両者が複合している場合もある。このことを勘案すると、学部ごとに学生相談の体制を整備するとともに、全学的な相談の受け皿の整備などを視野に入れて、相談業務の充実を図ることが肝要である。さらにまた、教務関連事項に関して実施される学部ガイダンスにおいては、具体的なカリキュラムの説明や学生生活に対する一般的な注意を喚起するだけの皮相な対応に終始して

ないかどうかを、教職員が平素から絶えず自己点検・評価する体制を確立することも必要である。

[基準1の自己評価]

安定的な志願状況、厳しいなかでも卒業生のルートを通じた求人状況、卒業率の年次推移などから判断すると、基準1に関してはこれまでの本学の取組みが実を結んでいる。建学の精神、大学の基本理念、その使命と目的、いずれについても本学の内外に周知され、それが本学に寄せられる社会的評価につながっている。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

競争的環境にある本道の大学にあって、現状を維持するだけでは、これまで半世紀に渡って積み上げてきた遺産の食いつぶしにつながるであろう。このことを、今、本学は冷静に見極める必要がある。そして、志をもって入学したからには、すべての入学生が標準修業年限で学業を全うすることができるように、教育と研究の両面でさらに環境を整えることが必要である。建学の精神を具現化する主体は在学生であり、また同窓生であるからである。

学部別学年別ガイダンス、学生相談業務、ホームページの開設、在学生関係者懇談会の実施など、すでにいくつかの試みがなされている。このうえにさらに考えるべき、「基準1」の改善・向上方策としては、学内外に向けた広報業務の充実である。『学報』発行を主要業務とする「広報委員会」が本学には設置されている。さしあたり、この「広報委員会」の所管事項として、例えば目的別大学紹介ビデオやCD-ROMなど（学外向け、学内向け、全学版、学部版など）の制作があげられる。

この種の媒体が在学生関係者懇談会や同窓生との集いや高校訪問において活用されたり、あるいはまた、新入生のアイデンティティの確立のために活用されたりすれば、「建学の精神」、「大学の基本理念」、「本学の目的・使命」、「個性・特色」をわかりやすく知らしめす伝達手段として有効に機能する。それにとどまらず、これらの媒体の制作は、その業務に携わる教職員のアイデンティティの確立にも寄与する点で有効に機能する。

基準 2. 教育研究組織

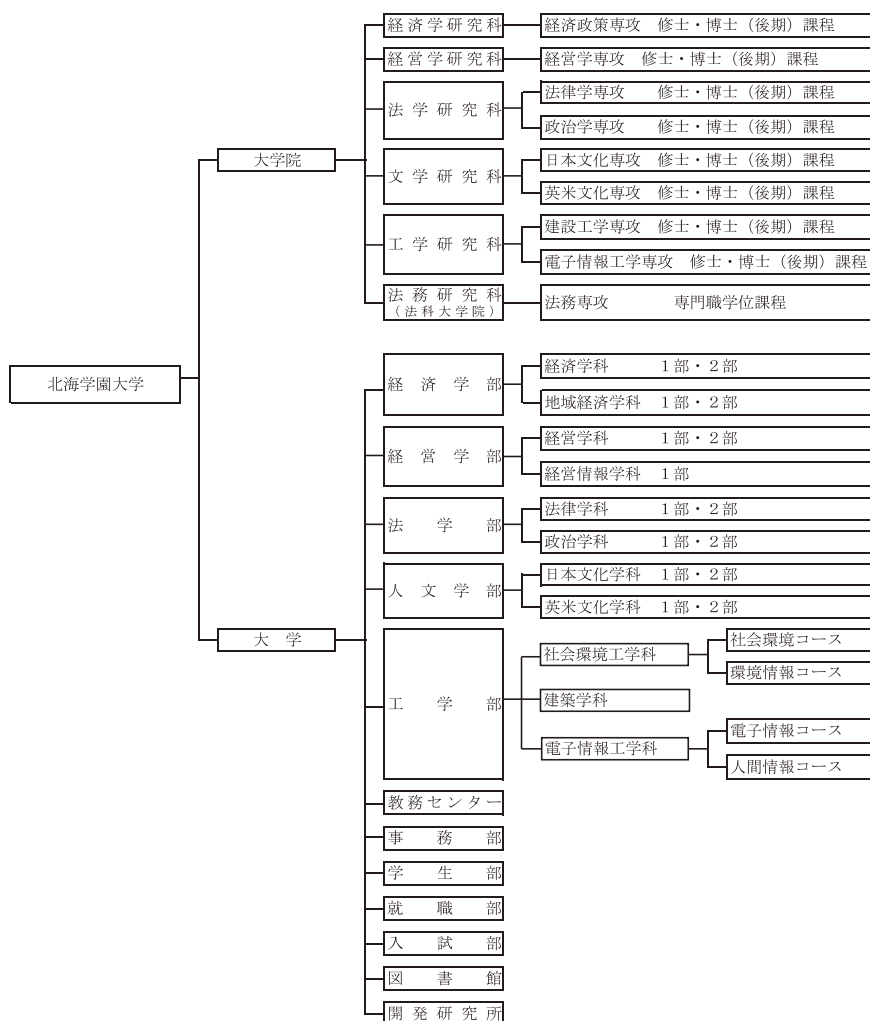
2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、付属機関など）が、大学の使命・目的を達成するため組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、付属機関などの教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は、創設以来の建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」を継承発展させ、北の大地に根ざした教育研究を目標に掲げ、北海道の内外に有為な人材を送り出すという社会的使命に応えるべく学部・学科・研究科・専攻の組織拡充を追求し、今日 5 学部 6 研究科からなる総合大学へと発展してきた。図 2-1 は、本学全体の学部・研究科・機関組織である。

図 2-1. 学部・研究科・機関組織



これらそれぞれの教育研究組織は、この間一連の組織拡充の取組みを積極的に行っており、いずれの拡充にあっても学術の理論および応用の教授研究の深化と文化の進展に

寄与することが目的とされ、この拡充を通じて教員数は平成 19(2007)年度現在で 247 人に達し、大学設置基準を上回る規模になっている。この教員組織の充実は研究面で量質を伴っているとともに、各学部学科の教育の質的な発展にもつながっている。

本学の付属研究所として開発研究所が設置されており、北海道の開発を中心に地域の経済・社会・文化・技術などに関する基礎的・応用的諸研究を行い、広く社会・経済の発展に寄与することをめざしている(特記事項 5・1 参照)。

また工学研究科には工学研究所が付置され、文部科学省が進める学術フロンティア推進事業とハイテク・リサーチ・センター整備事業のもとで先端研究の一翼を担っている(特記事項 5・2 参照)。

2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、付属機関など)が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は、5 学部 6 研究科を擁し、多面的に教育研究を展開しながら、北海道内私学の総合大学としてそれらの多様性を連携させながら大学として統一的な運営をするために、各種機関を設けてそれら相互の関連性を保持している。学部それぞれには、所属の専任の教授、准教授、講師、および助教をもって構成される教授会が置かれ、学部規則の審議、学部長・協議員の選出、教育課程の編成、学生の入学・退学・転学・休学および卒業、賞罰、研究、教員の人事、予算の要求および執行、その他重要事項について審議決定している。そしてこの教授会を基礎としながら、協議会を設け、全学的な事項について調整、協議、審議を行う体制が整備されている。

協議会は、学長、学部長、各学部選出の 2 人の教員、教務センター長、学生部長、就職部長、入試部長、図書館長、開発研究所長によって構成されている。協議会における報告および協議事項はそれぞれ各教授会に報告され、そこからの意見を反映させながら、協議会は各機関相互の調整を行い全学的な意思決定を行う体制として機能している。

大学院においては、それぞれの研究科に大学院を担当する専任教員により構成される研究科委員会が置かれ、重要事項を審議決定している。さらに、大学院全研究科に係わる事項を審議するために大学院委員会が設置され、学長、各研究科長と各研究科から選出された 2 名の委員によって構成され、学位の授与やその他重要事項を審議決定している。

教務委員会は、教務事項についての全学的な協議体制としての役割を發揮し、共通教育の運営や初年次教育または大学への導入教育の充実、さらに学生に対する教育支援など、全学的な大学教育・学生サービスに向けて、学部の枠を超えた情報交換の場としての機能も担うことになっている。

さらに、全学的にさまざまな役割を担う委員会として、学生委員会、就職委員会、入試委員会、図書委員会、開発研究所委員会があり、また、必要に応じて他の各種委員会も設けられ、それぞれ規程のもとに各学部から選出された所定の委員によって全学的な組織として構成されている。教職、図書館学、社会教育主事、学芸員、日本語教員養成のそれぞれの課程についても教務委員会との連携を図り全学的な委員会として運営されている。

以上のように、全学のさまざまな諸課題について、協議会、大学院委員会、教務委員会を中心としてそれぞれが連携しながら教育研究の目的を達するために活動している。

(2) 2-1 の自己評価

建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」を継承発展させ、この北の大地に根ざし

た教育研究を追求するため、大学では 5 学部 11 学科、大学院は 6 研究科からなる教育研究組織を築き、その規模については、組織拡充に伴い適切な規模で構成されており、学生定員、教員数とも適正な規模となっている。また、各組織も規程に基づいて厳格に運営されており、協議会・大学院委員会と各種全学的委員会のもとで、それぞれが連携しながら大学が運営されている。

ただ、全学的な運営における統合と連携については、5 学部 11 学科 6 研究科からなる学内諸組織間での意思決定には相当の時間と労力が費やされるということには、迅速性の点でマイナス面があるが、時間をかけることによって、その過程で決定事項の周知徹底を計ることができるというメリットもある。

ただし、学内施設については、拡充計画を実現してきた大学の規模に対して必ずしも十分でない面があるが(基準 9 参照)、今後は施設の改善などを通して具体的に問題を解決する必要がある。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

これまでの組織拡充に伴い、多数化した大学運営面での各種委員会の分掌事項を整理統合し、協議会のもとに設けられている各種委員会で同様な機能を有している委員会をより機能的に運営することが必要である。また、大規模化に伴い個人情報保護についての組織的な対応など、ソフト面でのより繊細な運営について具体化する必要がある。

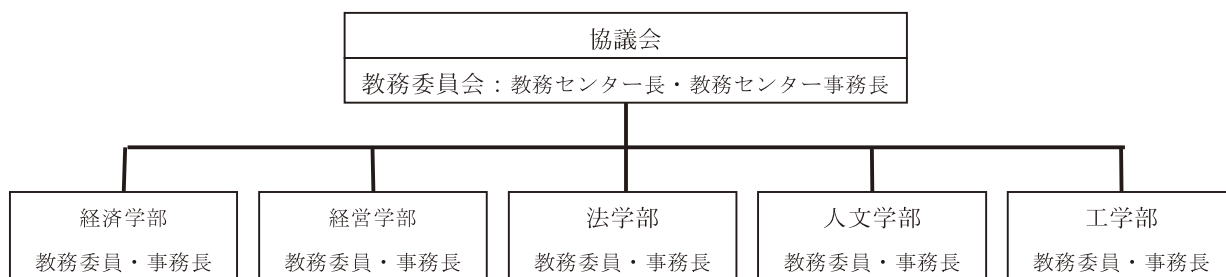
2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明 (現状)

2-2-1① 教養教育が十分できるような組織上の措置が取られているか。

平成 10(1998)年度に教養部を廃止し、共通教育・研究センターおよび共通教育委員会を設置して、共通教育科目の運営にあたってきた。さらに平成 18(2006)年度からは、共通教育・研究センターを教務センターに改組した。また、従来の教務委員会および共通教育委員会を統合した新たな組織としての教務委員会が発足し、共通教育科目の運営にあっている。教務委員会は、図 2-2 のとおり教務センター長を議長とし、各学部から 2 人ずつ選出された教務委員と各学部事務長によって構成され、共通教育科目開講についての時間割編成や授業担当者などについて全学的に協議している。

図 2-2. 教務委員会組織



2-2-1② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

2-2-1①のとおり、教養教育については教務センターに置かれた教務委員会が共通教育科

目の運営にあたっている。教養教育については、教務委員会において統括的に審議決定されるとともに、各学部独自の開講科目については、各学部の方針が尊重され、全学を対象とする科目群と、各学部独自の科目群とを配して行っている。各学部それぞれの教育方針に沿って、全学を対象として開講されている共通教育科目群から取捨選択してカリキュラムに組み込み、同時に独自の科目を配置して教養教育の充実を図っている。こうした開講科目については、各学部において学部の特徴を踏まえた教養教育の方針を受けて決定されており、教養教育の各種グループで小委員会を設けて全学的に具体的な調整を図っていき、学部独自の科目も含め、全学的に責任をもって教養教育を実施する体制を確立している。

(2) 2-2の自己評価

現在の共通教育カリキュラムは、教養部が廃止された以降も教養教育を重視し、大学人がもつべき教養を学修させることに有効に機能し、本学における教養教育の実践に寄与してきた。例えば、共通教養基礎科目の開講については専用時間帯を設けて専門教育とのバランスを図るなどの措置を講じてきた。しかし、共通教育カリキュラムは、平成16(2004)年度に韓国・朝鮮語を新たに加えるなどの変更はあったものの、平成11(1999)年度以降、基本的に変更されていない。この間組織面では大きな改組を伴った教育改革の流れのなかで、本学はこれまでの教養教育のあり方を検証し、必要な改革に着手すべき時期を迎えている。また組織面では、平成18(2006)年度における組織改革によって共通教育委員会と教務委員会とが統合されたことにより、これまで共通教育科目の運営に関して両委員会間で行われていた調整が不要となり、効率的な運営が可能となった。しかし、従来の共通教育委員会がそうであったように、新たに発足した教務委員会もまた、その任務は現行のカリキュラムの円滑な運営が中心となっており、教養教育全体の将来計画を策定し実行するためには新たに組織的な改善が必要である。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

この間の学生の意識・ニーズの変化と多様化や時代の変化を見定め、初年次教育の重要性や時代に即した教養教育の必要性を十分に考慮した、新しい教養教育体系をめざさなければならない。

2-3. 教育方針を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明(現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

教育研究に関する審議・報告を行う機関として、大学では表2-3のとおり機関・委員会組織されている。

前述のとおり、学内における全学的な重要事項の連絡・調整・協議を行う協議会が、実質的な全学の意思決定機関である。協議会の構成員は、学長を議長とし、学部長、機関長(教務センター長、学生部長、就職部長、入試部長、図書館長、および開発研究所長)、そして学部から2人選出される協議委員から構成される。各機関はおののの所管事項に関する原案の作成を行い、協議会に審議または報告事項として提案する。また必要に応じ、各学部教授会との連絡調整が行われ、各学部の事情も考慮した原案の審議がなされる。さらに協議会では、学長報告として外部機関との関わりや大学での行事なども報告される。

協議会の内容は、学部教授会において協議会報告として全学に報告される。

表 2-3. 本学の全学機関・委員会

機 関

教務センター	学生部	就職部	入試部	図書館	開発研究所
--------	-----	-----	-----	-----	-------

委員会

協議会	大学院委員会	将来構想委員会	研究室委員会
広報委員会	セクシュアル・ハラスメント 防止・対策委員会	学生部：学生委員会 障がい学生支援委員会	
就職部：就職委員会	入試部：入試委員会 入試制度委員会 高大連携実施委員会		
図書館：図書委員会 図書選定委員会		開発研究所： 開発研究所委員会	編入委員会
研究紀要委員会	日本語教員養成課程委員会		
教務センター：教務委員会（このもとに4課程委員会を置く） 就職課程委員会、図書館学課程委員会、社会教育主事課程委員会、学芸員課程委員会			
国際交流委員会（このもとに5専門委員会を置く） 在外研修委員会 レスブリッジ大学専門委員会、韓国協定校専門委員会、中国協定校専門委員会、ロシア協定校専門委員会、留学生専門委員会			
情報システム運営委員会（このもとに3関連委員会を置く） 教育用コンピュータ実習室運営委員会、教育用視聴覚施設運営委員会、ホームページ運営委員会			
自己点検・評価委員会（このもとに2関連委員会を置く） 自己評価委員会、作業委員会			

協議会では必要に応じ、学部の教務委員、学生委員、就職委員、図書委員、入試委員および開発研究所研究員などが補足説明などを行う。なお、もう一つの全学的な意思決定機関として全学教授会があり、最近では、学長および各機関長（教務センター長、学生部長、就職部長、入試部長、図書館長、および開発研究所長）を選出するために開催されている。

教育方針について審議決定する全学的な委員会として教務委員会が設けられている（図2-2参照）。教務委員会は、各学部2人の委員と各学部および教務センターの事務長によって構成され、全学的な教務事項について協議している。全学教養教育、初年次教育や導入教育の充実、教育支援の強化、中途退学者への対応などの大学教育・各種サービスに向けた各学部の取組みを全学的に支援することが、教務委員会を中心とする教務センターの主たる所管事項となっている。

また、全学的な組織とは別に、各学部教授会においてはさまざまな委員・委員会を設け、教育研究への配慮を行っている。各学部教授会内においても各種の委員・委員会がさまざまな役割部門を担当し、また学部独自の委員・委員会も設けている（カリキュラム委員会、学科主任、クラス顧問、予算委員会、研究生委員会、論集委員会、選挙管理委員会、コンピュータ運営委員会、入試制度委員会、海外帰国生徒・外国人留学生特別入試面接委員会、学部将来構想委員会、学部施設検討委員会、学部紹介編集委員会、教育研究評価検討委員会、学部編入委員会、セクシュアル・ハラスメント相談員など。ただし、委員会の名称は

すべての学部で同一とは限らない)。

学部内の教育に関する運営を担当する教務委員は複数人配置され、全学の教務委員会との連携も図りながらその運営にあっている。また、カリキュラムが円滑に実施されるよう学部長、教務委員、各科目群からの代表および教務担当の事務職員によって構成されるカリキュラム委員会が設けられ、中長期的なカリキュラムの改革の検討を行う委員としてカリキュラム検討委員会や将来構想委員会などが置かれている。研究科においては教務委員を配置し、教務上の運営を行っており、カリキュラム上必要なことは、研究科委員会で検討を行っている。

選挙で選出される機関長・協議員以外の前述の委員(任期は、2年～3年程度)は、細分化された所管の業務にあたり、いずれの委員会にあっても、学部教授会・協議会・大学院研究科委員会・大学院委員会との間での審議を反映するよう運営されている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

平成18(2006)年度における各機関委員会開催状況は以下の通りである。協議会は14回開催され、主な報告・審議事項は、理事会・評議員会の報告、入学式および卒業式の開催、大学に関わる国際シンポジウムの開催、当年度大学入学検定料、当年度入学者選抜方法、当年度大学諸費収支決算報告、自治会定例学生大会に伴う休講措置、当年度開発研究所併任研究委員の任命などである。

大学院委員会は4回開催され、主に修士課程・博士(後期)課程の学位審査・決定および大学院教育研究全般の諸問題の審議を行っている。

教務委員会は、12回開催されて全学的な教務事項が審議・報告され、教養教育の運営、全学的な学年暦および授業時間、教育の質的向上のための課題の具体化などが審議されている。

各学部においては、教育関係の中心的存在である教務委員が、学生との対応、非常勤講師への対応を行って、カリキュラムが円滑に実施されるよう責任を持って運営している。また、学生との対応については学部事務職員と協力し、履修ガイダンスや履修相談、成績不良者面談などを行っている。さらにカリキュラム委員会においては、主に翌年度の開講科目、担当者の割りあてなど、カリキュラムの運用案を審議し、それに基づいて学部長が教授会に諮って、カリキュラムの運用に万全を期している。学部内のカリキュラム検討委員会や将来構想委員会においては、中長期的なカリキュラムの改革の検討も行っている。

研究科においては、カリキュラム委員会は設けていないが、研究科長のほかに複数名の教務委員を配置し、教務上の運営を行っている。カリキュラム上必要なことは、研究科委員会で検討を行っている。

学部固有の案件についてはそれぞれの教授会で審議検討され、全学的に検討が必要な事項については協議会にて審議調整がなされて運営され、十分機能している。また大学院においては、各研究科の問題は研究科委員会で審議討論され、全学的な問題は大学院委員会で処理される。

(2) 2-3の自己評価

全体として大学の教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は適切に整備されており、協議会・大学院委員会は全学的な意思決定機関として開催され、各学部・各研究科からの意

見の吸いあげまたは伝達などによく機能している。また各学部教授会ならびに各種委員・委員会においては、きめ細かな教育上の対応、ならびに中長期的な方針についての議論も行われており、積極的に教育課題に対して取り組んでいる。

〔3〕2-3の改善・向上方策（将来計画）

大学での意思決定機関の組織は適切に整備・運用されているが、多岐にわたる懸案事項は教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試委員会、図書委員会および開発研究所委員会などの機関で原案が作成されるため、縦割りの審議・報告となりがちな面があるが、この点は学部教授会・研究科委員会で補正される。しかし加えてさらに、学生の要求にも迅速に応えよう、教育研究の充実に努める必要がある。このためには、学部および研究科内で、教育研究が十分に機能していくように各委員会の所管事項を精査し、整理・統合の可能性を検討しなければならない。

〔基準2の自己評価〕

本学は建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」を継承発展させ、この北の大地に根ざした教育研究を追求するため、大学では5学部11学科、大学院では6研究科からなる教育研究組織を築き、その規模については学生定員、教員数とも適正な規模にある。また、各組織も規程に基づいて運営されており、意思決定には相当の時間と労力が費やされるが、協議会・大学院委員会と各種全学的委員会との連携のもとに大学が運営されている。

また、教養部が廃止された以降も豊かな人格形成にとって不可欠な教養教育を重視し、大学人がもつべき教養を学修させるため、教養教育を実践してきた。ただし教養教育については、新しい時代に対応させるため、これまでのあり方を検証し、必要な改革に着手すべき時期を迎えている。

大学の教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は適切に整備されており、協議会・大学院委員会を軸に各種委員会において多面的に意見を吸い上げ、適切に意思決定が行われてよく機能している。また各種委員・委員会においては、きめ細やかな教育上の対応、ならびに将来的な方針についての議論も行われており、積極的に教育課題に対して取り組んでいる。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

大学での意思決定機関の組織は適切に整備・運用されているが、多岐にわたる懸案事項は縦割りの審議・報告となりがちな面があり、また学生の要求にも迅速に応えようように各種委員会を整理統合しなければならない。そのためには、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を常設委員会として機能させ、自己点検・評価が恒常的に行われることが必要である。

また、初年次教育の重要性や時代に即した教養教育の必要性を十分に考慮した、新しい教養教育体系を模索し、教養教育全体の将来計画を策定し実行するための体制を構想する必要がある。

学内諸施設の面で、大学の規模に対して十分ではない現状(基準9参照)を改善するためには、学園との組織間で十分な意見交換を行い施設拡充の計画を策定し実施する必要がある。また、予算の決定においても各部局の原案についての学長ヒアリングが行われた後も逆ヒアリングを行い、その後で法人との間で査定、復活折衝を行うなど複雑になっている

予算策定の過程をより効率的にする必要がある。

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法などに十分反映されていること。

(1) 事実の説明(現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念および学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

【大学】

本学の建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」を高等教育の場において貫徹させるために、それぞれの学部の特性に応じ、独自のカリキュラムを編成し、専門知識や技能の修得にとどまらず、「自立」と「自律」の精神を身につけ、かつ本学に求められている社会的要請に広く応えうる人材の育成をめざした教育を行っている。

〈**経済学部**〉は、昭和27(1952)年に、北海道内で独立の経済学部としては最初に開設され、建学の理念である「自由で不屈な開拓者精神」に基づいて、北海道の地域特性を重視し、北海道の開発・発展に責任を持って従事し、地域経済活動や地域の活性化に積極的に貢献できる理性的な人材を育成することを教育の理念の柱としている。特に、時代の要請となりつつある資源の有限性の問題や環境問題・地域問題などの多様な社会経済現象に対しての分析能力を身につけ、斬新で柔軟な思考と能力を併せ持ち、北海道という地域に根ざして具体的に伝統的な理論を地域研究に応用できる能力を持った人材を育てることを目標に掲げ、広い視野と緻密な分析能力、現実的な思考力を持った有為の人材を社会に送り出すことを目的としている。

〈**経営学部**〉は、昭和41(1966)年開設の経済学部経営学科を母体に、経済学部から独立して平成15(2003)年に新設された。本学部は建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」に基づいて、「組織を中心とした経営学教育」、「実践志向の経営学教育」、「グローバルな視点に立つ経営学教育」、「情報分析を重視した経営学教育」、「人間行動の側面を重視した経営学教育」の教育理念のもとに、経営学分野に関する「基本原理の修得と実践への適用」を徹底し、有用な経営情報を迅速かつ的確に企業／組織に取込み、企業／組織を効率的かつ効果的に経営するマネジメント能力に優れた人材を育成するための経営学教育を実施することを目的としている。

〈**法学部**〉においては、建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」を、「法律学・政治学の素養を有し、社会に存在する多様な価値観や主張を調整し適切な判断を下し得るバランス感覚に優れた人材の育成」という形で実現し、その結果、卒業生は広く社会に受け入れられてきた。いかなる人材を育てるべきかという問いに対する答えは、時代や社会のニーズによって変化し得る。しかし、昭和39(1964)年の開設以来、そしてまた今後も、基本的には、法律学、政治学の知識や思考方法の修得をめざす教育を通じて、その応用力、批判的思考力、問題解決能力を身につけたバランス感覚を有するジェネラリストの育成をめざしている。

〈**人文学部**〉は、北の大地における「新しい人文学」の創成をめざすことにより、建学の精神を具現化する学部として平成5(1993)年に開設された。人文学部は自国および自国の文化と異なる文化に対する専門知識と教養を身につけることを通じ、さらに高いコミュニケーション能力を持つ人材の育成を目的としている。人文学部が日本文化学科と英米文化

学科を有するのは、日本文化と異なる文化や価値観を相互に理解することができる学部とするためである。日本文化を経験的に学修し、他方で欧米文化を中心として異なる文化をみずからの問題と関連づけながら読み解き、明日に向かって大きく飛翔しうる力を育てる勉学の場とすべく両学科を開設している。また人文学部では、留学生の受入れや海外への留学などの国際交流を積極的に推進し、また市民に対して開かれた大学、地域社会に貢献する大学であることをめざし、市民公開講座などの充実にも努めている。

〈工学部〉に属する社会環境工学科、建築学科、電子情報工学科の3学科は、建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）を具体化すべく、それぞれ独自の教育目標を掲げて学生の指導・教育にあたっている。

社会環境工学科の学習教育目標は、「技術者としての人格形成と自己啓発に必要な幅広い教養（技術者倫理、自己啓発、コミュニケーション能力）」、「専門技術者として要求される基礎能力（自然・情報、専門基礎、専門、総合力）」「自然環境ならびに地域特性を考慮した社会の要求に応える能力（環境、維持管理）」の修得にある。これらの目標は、平成16(2004)年に設定され、北海学園大学工学部履修の手引きや学科のホームページで公開、周知している。また、社会の要求を得る方法の一つとして、学科独自に外部評価委員会を設け、委員会を円滑に進めるために実施要項を定めている。また、卒業生による意見も参考とすることが重要であると考え、「社会環境工学科の継続的教育改革のための本学卒業生との懇談会」を発足させている。

建築学科においては、建築に関わる分野が、工学のみならず社会・人文科学まで多岐にわたり、加えて個々の人間の感性も重要視されるため、広い範囲の要求に対応できる教育が必要になっている。これらの社会的要請に応えるため、総合大学である利点を生かし、共通基礎科目と専門教育科目を多彩に幅広く学習し、そしてまた、本学科の設立趣旨でもある積雪寒冷地域を念頭においた科目配置を掲げ教育を実践することを目標にしている。

電子情報工学科は、電子工学と情報工学に関する基礎から応用に至る幅広い教育と研究を通して、自然環境にも配慮した科学技術の発展に熱意を持って取り組む、高度な専門能力を備えた創造性豊かな人材の育成を教育理念として掲げている。そこで、豊かな素養と基礎的な学力を身につけるための共通基礎科目・外国語科目と工学基礎科目を基盤とし、数物系、電子系、情報系、応用系の4系列の専門科目をバランスよく配置した教育体系を展開することによってハードウェアとソフトウェアの両方に精通した技術者を、また講義、演習などに加えて、実験、実習、ゼミナール、卒業研究などの実践的な少人数教育を通して、基礎学力、基礎技術、専門技術、そして優れた問題解決能力と高い倫理性を備えた自律的な技術者を育成することを教育目標としている。

【大学院】

本学の建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」を大学院においても貫徹させるために、研究科ごとにその特性に応じた独自のカリキュラムを編成して、「自立」と「自律」の気概をもつ研究職従事者、高度職業人あるいは専門職従事者にふさわしい豊かな学識を修得させ、もって大学院にもとめられる社会的要請に広く応えうる人材の育成をめざしている。

〈経済学研究科〉は、経済政策に関する研究分野を中心に、理論、歴史、統計などの多数

の教員を擁して研究指導を行い、大学などにおける自立的な研究者のみならず、地域社会の専門分野において大学院設置基準第 14 条特例措置のもとで社会人を広く受入れ、必要な能力と豊かな学識を有する現代社会の高度職業人を育成することを目標とし、修士課程および博士(後期)課程を開設している。

〈経営学研究科〉は、建学の精神および基礎となる学部の教育理念のうえに、経営学分野の若手研究者を育成するとともに、経営に関する高度な専門知識・能力とさらにそれを柔軟にしかも総合的に実践に活かす能力を身につけた高度職業人の育成をめざして、平成 12(2000)年に修士課程、平成 14(2002)年に博士(後期)課程をそれぞれ開設した。北海道内ではじめて、独立の経営学研究科として修士・博士(後期)課程の一貫した教育・研究体系を完成している。

〈法学研究科〉は、従来、法学部卒業の学士には「法律もしくは政治・行政の素養を持つジェネラリスト」が期待されてきたと判断し、その先にある研究科として「スペシャリスト」の育成、しかも研究職に限らず、むしろ社会の現場で要請される「スペシャリスト」の育成をめざしている。専門教育の中心が次第に大学院へと移行していくなか、学部新卒者の受入れを図るとともに、学部既卒者に対しても、社会人入学の間口拡大を通じて対応し、法律学専攻と政治学専攻の 2 つの専攻を備え、上記の目標に取り組んでいる。

〈文学研究科〉は、北緯 40 度圏という北の大地から「新しい人文学」を創成すべく、日本文化、英米文化の 2 専攻からなる修士・博士(後期)課程である。日本文化専攻は、日本文学と歴史文化からなり、暮らしのかたちである文化を己の目でみつめ、己の心に根ざした思いを問い質す営みを通し、日本文化の創造的発展を担いうる人物の育成をめざし、平成 11(1999)年に修士課程、平成 13(2001)年に博士(後期)課程を設置した。英米文化専攻は、社会文化と思想文化からなり、ヨーロッパ社会が生み育てた近代文明を根底から問う営みを通し、日本文化を創造的に覚醒しうる人物の育成をめざし、平成 15(2003)年に修士課程、平成 17(2005)年に博士(後期)課程を設置した。両専攻は、おのおの固有の世界を深めるなかで、人間の営みを総合的に把握しうる新人文の構築を図るものである。まさに本研究科は、北海道を場に生命ある学問としての新人文をめざし、教員・院生が一体となる研鑽に努めている。

〈工学研究科〉は、20 世紀におけるめざましい科学技術の進歩と、新しい 21 世紀を迎える社会基盤の大きな変革を背景に、さらに近年における情報技術の進展が社会全体に情報革命をもたらしつつある状況に対応すべく、社会基盤の整備に深くかかわる土木系と建築系からなる建設工学と、情報革命の旗手となっている電子情報工学の分野に、修士課程と博士(後期)課程を設置している。建設工学専攻(土木系と建築系)は、社会基盤工学の土台作りを担う高度な技術と研究・計画能力を持つ人材育成をめざしており、特に寒冷地における特殊問題を重要な課題としている。電子情報工学専攻は、情報革命のもとに変革しつつある社会での先端科学技術の発展を担う高度な技術者や研究者の育成をめざしている。

〈法務研究科(法科大学院)〉は、北海道の法曹が札幌に集中し、そのため北海道にはいわゆる法曹過疎地域が点在していることから、「北海道の地域に根を下ろし、地域の住民、自治体、企業の法務ニーズに応える適切な法的サービスを提供し、地域の信頼と期待に応えることができる法曹を養成するための高度な専門教育を行うこと」を教育の基本理念とし、

地域密着型の法科大学院として北海道の地域の発展に貢献することを目的として設置された。また、大学院設置基準第 14 条特例に基づく長期履修課程を設け、多様な学識を有し、社会のさまざまな分野で活躍している社会人に法曹教育の場を提供することも重要な目標としている(特記事項 4 参照)。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学の 5 学部 6 研究科においては、それぞれの組織の特色を生かしながら、以下のよう
にきめ細かく教育課程、ならびにそれぞれの編成方針を掲げている。

【大学】

〈**経済学部**〉では、1 部 2 部とも、経済活動や地域の活性化に積極的に貢献できる理性的な人材を育成することを目標に掲げ、経済学科と地域経済学科の 2 学科の特性を生かしながら、広い視野と緻密な分析能力、現実的な思考力を養うという教育目的のもとに、経済学科の伝統的な経済学の体系を柱とする科目編成と地域経済学科で開設されている地域経済・社会の発展に資する科目編成を柱に立て、それぞれの課程の編成方針を明確にしている。

まず、幅広い教養を身につけ、豊かな外国語能力を養うための共通基礎科目、外国語科目を位置づけ、そして経済や地域経済についての理論や専門的知識を深められるように、開講科目を 10 の科目群に分割し、学年進行に対応しながら、かつ習熟度に応じて学修を積み上げていける編成としている。そして、基礎から専門へと関心を導いていく「導入科目」、各分野の基礎となる「基幹科目」、それぞれの関心に応じて多様な分野へと広がっていく「展開科目」の順に並べ、学修の習熟度と科目の系統性に配慮して編成している。また、学生の関心に応じて、幅広く科目を選択できるカリキュラム編成を採用できるよう、両学科相互に他学科の科目を履修できるようにして学習内容の幅を拡大させ、さらに企業経営・会計のしくみや組織について視野を広げるため経営学部の関連科目、また社会の中で経済問題について複合的に学習できるよう法律や政治に関する知識を習得できる法学部の関連科目も履修することができ、学習における柔軟性と幅の広さを確保するという方針のもとにカリキュラムを編成している。

〈**経営学部**〉1 部の教育課程の編成にあたっては、細分化された狭い分野に限定された知識やそれまでの学問領域の成果を単にそのままの知識として教えることに終始するのではなく、基礎的な知識の修得を徹底し(基礎教育の重視)、特定分野の専門知識を基礎から系統立てて深めていくことによって、専門知識を無理なく習得させ(系統的で実効性のある専門教育の重視)、学問と社会における人間生活を学習すること(多面的・総合的教育の重視)などを通じて、学生が主体的に課題を探求し解決するための基礎となる能力を養成するよう配慮している。また、今後、ますますグローバル化する今日、北海道経済にとって有為な人材を輩出するために、専門教育を実践的に適用する能力(実践的教育の重視)および実践的英語能力(コミュニケーションツールとしての英語教育の重視)を養成するよう配慮している(特記事項 1・1・③参照)。

これらの編成方針を実現するために、カリキュラムは、幅広い教養と外国語能力を身につけるための総合教育科目、実践的英語能力を養う総合実践英語科目、専門教育の基礎を

学ぶ導入科目、基礎から専門への橋渡しをする基幹科目、深く専門を学ぶ展開科目、実践的教育を実現する実習科目および演習・外国書講読科目からなる専門教育科目、多面的・総合的教育のための他学科専門教育科目、他学部関連科目から構成されている。2部の教育課程の編成方針は1部と基本的に変わらないが、目的意識の明確な社会人学生の比率が高く、多様な年齢層の学生が存在し、2部教育が社会人の再学習および生涯学習の場として活用されるため、社会人学生の多様な教育ニーズに対応させて編成している。

〈法学部〉では、1年次生が法律学と政治学の基礎を学んだ上で、各自の目的、関心、適性にしたがって主体的に所属学科を選択できるよう「2年次学科選択制」を採用している。この制度の目的は、学生に、自分自身の修学目的や将来の進路について、より深くより明確に自覚する契機を与えることにある。この2年次学科選択制を踏まえて構築される法学部の教育課程は、1年次生については法律学・政治学両方の基礎学力の養成を図り、かつ学科選択の際の判断材料となし得るように組立てられ、また2年次以降の学生については、専門知識および思考方法の修得はもちろんのこと、学生による主体的な科目選択の幅を可能な限り広げ、学生の多様なニーズに 대응できるようさまざまな工夫がなされている。このような教育課程の編成は、法律学・政治学の知識や思考方法を無理なく身につけ、かつ幅広い視野に立って、社会に存在する多様な価値観や主張を調整し適切な判断を下す能力やバランス感覚を養うことを可能にするものである。

〈人文学部〉の教育課程は、学部が掲げる理念である「新しい人文学」の実現をめざし、日本文化学科、英米文化学科それぞれがつぎのような編成方針を取っている。日本文化学科は「言語」と「文化」を柱に、日本語科目群と文学、歴史・文化科目群を置き、北海道はもとより広く海外を視野に入れたカリキュラムを展開している。身につけた知識を確かめ、日本文化を追体験するための現地研修などを実施し、「歩く、見る、聞く」作法を通して学ぶ学科をめざしている。また、日本語・日本文化を世界に発信するために、日本語・日本語教育の専門知識と実践を学ぶこともできる。高学年次の演習においては、各分野の問題点や研究方法を経験的に学び、その学習と研究の成果を集大成として卒業研究「卒業論文等」にまとめていく。英米文化学科では、「言語」と「文化」を柱に、カリキュラムは英語教育科目と言語・文学科目、歴史・文化科目の3つの分野からなっている。低学年次から現代世界で広く用いられている英語を実践的に運用できる能力の向上を図り、異文化間接触を経験的に学ぶ。また海外での語学研修などを通して、異文化を実体験できるプログラムを実施している。歴史・文化科目は、欧米を中心として文学や歴史・文化などを専門的かつ体系的に履修し、人類文化への広い視野を獲得することをめざしている。高学年次においては、卒業研究「卒業論文等」の作成を通して、自発的な勉学と研究の達成を学生に要求している。

〈工学部〉では、幅広い適性の獲得に配慮し、つねに新しい内容と普遍的な理論とが調和する科目配置を心がけている。社会環境工学科の教育課程においては、「技術者としての人格形成と自己啓発に必要な幅広い教養」のうちの「技術者倫理」（人文・社会科学の知的基盤を築き、社会人としての豊かな素養および技術者としての倫理観）の修得を学修教育目標の1つに掲げ、人文・社会系科目の内5科目程度以上の単位取得を最低の条件とし、単位認定された科目について人文・社会科学の知識・素養を総合的に評価している。また現行のカリキュラムに「技術者倫理（特別講義）」を開講していたのを、新しいカリキュラム

においては「技術者倫理・演習」の単位取得も最低の条件とし、技術者としての倫理観の深さ、思考過程を評価するという評価方法を明確に規定し、評価基準も明らかにしている。建築学科では、学科の教育目標を達成するため、講義・演習・実験を互いに関連させて実践し、その相乗作用によって学生の授業に対する興味と学習効果を向上させる教育展開を行っている。電子情報工学科においては、学習内容を7つの科目群にわけ（A〔共通基礎科目〕、B〔環境系科目〕、C〔数物系科目および1、2年次の電子系および情報系の諸科目〕、D〔3年次以降の電子系、情報系および応用系科目〕、E〔3年次以降の「計算機実習」と「電子情報工学実験」など〕、F〔共通基礎科目の外国語、「人間とコミュニケーション」および「地域の多様性」など〕、G〔卒業研究〕）、学科の教育目標がより具体的にされている。Aの科目群は、「地球上で生活する人間の諸課題を、文化、歴史、言語、科学の視点から多面的に理解し、考える能力を養う」ことを、Bの科目群は、「電子情報工学の社会および自然に及ぼす影響・効果に関する理解力を深めるとともに、工学倫理を通して技術者として社会に対する責任を自覚する能力を養う」ことをそれぞれ目標としている。

【大学院】

〈経済学研究科〉の修士課程では、経済政策に関する研究分野を中心に、理論、歴史、統計の基礎的な科目と国内外の政策関連科目を開講し、伝統的な経済研究の基礎的分野を網羅しながら、政策的な課題の解明を意識した科目群を展開している。さらに、北海道大学大学院経済学研究科・札幌大学大学院経済学研究科・北星学園大学大学院経済学研究科・酪農学園大学大学院酪農学研究科との単位互換協定を結び、より幅広く充実した研究指導体制を築いている。博士(後期)課程では、「国際比較経済論分野」「地域比較経済論分野」「経済政策論分野」「経済分析理論分野」の4つの専攻科目群を設け、現代的な「地域研究」の成果を取入れ地域社会に立脚しながら国際化した経済政策問題を理論的・実証的に分析し、経済政策を具体的・総合的に立案・計画する能力の向上をめざした授業科目を編成している。

〈経営学研究科〉の修士課程では、科目群を「組織経営関連科目」、「組織情報関連科目」、「組織心理関連科目」および「経済学研究科関連科目」の4つに大別している。本研究科の課程編成の特色として、高度職業人の育成と社会人教育を積極的に展開するため、組織経営関連科目、組織情報関連科目、組織心理関連科目のそれぞれに、細分化された個々の研究を実践志向的に総合化することを企図した授業科目を設定している。これによって、理論の応用と実践とに強く志向する社会人の要望に応えることができる。また、北海道大学大学院経済学研究科との単位互換制度により研究の幅を広げられるよう配慮している。博士(後期)課程では、既存原理への問題提起と新原理の探求を行う高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に、修士課程の教育課程編成の考え方および特色をさらに一層高度専門的に展開するよう、「組織経営関連科目」と「組織情報関連科目」に大別し、修士課程との一貫した教育研究体系を整え、より深く専門的な研究ができるようにしている。

〈法学研究科〉の教育課程は、法律学専攻においては各個別法を網羅した開設科目を用意し、政治学専攻においては基礎政治学領域と地方自治関連領域の双方に広がる開設科目を整え、いずれにおいても学生の教育ニーズに応える選択幅を準備している。例えば、修士

課程においては、各教員がそれぞれの分野の「特論Ⅰ」と「特論Ⅱ」（各 2 単位）を担当するほか、学生のニーズに応じて、「法律学特殊研究」「政治学特殊研究」（各 2 単位）を開講している。そのうえで、指導教員の授業・演習必修と論文提出必須の教育体制を組んでおり（指導教授たる教員は「特論演習Ⅰ」および「特論演習Ⅱ」（各通年 4 単位）によって研究テーマに即した論文指導を行う）、修士課程から博士（後期）課程へと専門を絞り込むステップ・アップの編成とあいまって専門教育を徹底させている。

〈文学研究科〉のカリキュラムは、日本文化専攻が「日本文学」「歴史・文化」（博士（後期）課程は「日本文学」「思想・文化」）、英米文化専攻が「社会文化」「思想文化」からなり、専攻内の分野を越えた履修を義務づけるのみならず、他専攻を履修しうるようにすることで院生の多様な要望に応じ、その知的活力を刺激しうる履修指導をしている。

〈工学研究科〉のうち、建設工学専攻の修士課程は、工学部の社会環境工学科と建築学科で学んだ基礎知識をもとに、さらに高度な専門的識見を幅広く修得することを目的とし、主として土木系コースと建築系コースとにわけて設置され、いずれも 2 年間の在学期間に講義、ゼミナール、特別研究など 30 単位以上を修得し、修士論文を完成させることが義務づけられている。土木系コースでは、基礎工学、構造工学、材料・土質工学、計画・交通システム工学、水圏・環境工学の分野ごとに 4～5 つの授業科目が設定され、また建築系コースにおいても、建築構造工学、建築材料・生産工学、建築環境・設備工学、建築計画・設計学の各分野に 4～9 つの授業科目が設けられている。博士（後期）課程では、より高度な専門知識を修得して新しい専門研究を行う 3 年間（標準修業年限）に、構造工学、寒地建設工学、地域・環境工学および都市・社会工学の 4 分野がおのおの 3～4 つに細分化された専門分野ごとに特別講義が用意され、そして希望する教授から直接指導を受けながら、博士論文となる特殊研究が広く行われている。電子情報工学専攻の修士課程では、電子情報工学の専門的な研究者・技術者としての素養を身につけるために、電子情報工学に関する電子・光、情報処理、計測・制御などの幅広い専門分野にわたる講義と研究を行う。標準 2 年の在学期間に、講義（18 単位以上）、ゼミナール（必修 6 単位）を修得し、各自の研究テーマにそって特別研究（必修 6 単位）を行い、その研究成果は修士論文として完成させなければならない。博士（後期）課程では、3 年間（標準修業年限）に、電子・光・電子応用および情報処理に関する 2 科目 8 単位以上の特別講義を受け、指導教授による個別指導のもとで、各自の研究テーマにそって特殊研究（必修 6 単位）を行い、その研究成果を博士論文としてまとめる。専門研究の分野としては、光工学、自然言語処理、自律移動ロボット、電子物性、計算機技術応用、視覚情報処理、生体情報工学などがあり、これらの研究分野のなかで各自の研究テーマを設定し研究を進める。

〈法務研究科(法科大学院)〉のカリキュラムでは、法律基本科目 29 科目、法律実務科目 8 科目、基礎法学・隣接科目 7 科目、展開・先端科目 23 科目が配置され、「北海道の地域に根を下ろし、地域の住民、自治体、企業の法務ニーズに応える適切な法的サービスを提供し、地域の信頼と期待に応えることができる法曹を養成するための高度な専門教育を行うこと」という教育理念を実現するために、法務研究科が養成する法曹として、①市民生活における法律問題に精通した法曹、②自治体活動における法律問題に精通した法曹、③地域企業における法律問題に精通した法曹、という学生がめざすべき法曹の指針を示し、この指針に沿って履修モデルを提示して学生の学習の方向を指導している。

以上のとおり、本学の5学部6研究科においては、それぞれの組織の特色を生かし、つねに時代の課題に柔軟に対応しながら、きめ細かく教育課程、ならびにそれぞれの編成方針を掲げ、その運営にあたっている。

3-1-③ 教育目的が教育方法などに十分反映されているか。

各学部・研究科においては、それぞれの教育目的ならびに専門分野の特性に応じて、以下のようにさまざまな教育方法を取入れている。

【大学】

〈**経済学部**〉では、経済学の理論と法則性に基づいた経済社会の理解を促すために、経済学入門Ⅰ・Ⅱ、地域経済学科では専任教員全員が担当しているオムニバス方式の講義「地域研究入門」を開講し、1年次からその基礎的な思考力と視野の広がりを与える科目を設けている。また、学部1部では、各年次に1年次は基礎ゼミナール、2年次から4年次まではゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ、または外国書講読という演習科目を設け、4年間を通じて少人数のもとでの教育ができるカリキュラムを編成し、徹底して教員と学生間の密度の濃い学修を可能としている。そのなかで、ゼミナール担当教員の多様な研究分野を生かして、学生の選択肢を増やし、かつ、それぞれが個々にきめ細かく対応できるような教育方法を取入れ、基礎的な理論の学習から現実的な課題に取り組むための政策的課題まで、多様な社会経済現象の分析を踏まえ、斬新で柔軟な思考と能力を養うという目的を反映させるような方法を採用している。

また、1部では、ゼミナールでの学修と連携しながら、その専門分野に関連する現地（札幌市内をふくめた道内外地域、国外地域）を学生が実際に訪れ、当該地域の経済・社会の実態を見聞し経験することを内容とした科目として地域研修Ⅰ・Ⅱを開講している。学問の性格上、座学に偏したカリキュラムではおのずと学修効果に制約があるからである。この科目では、自治体や民間企業、NPO法人などにおけるさまざまな取組みに触れ、地域住民と交流を深めながら、地域研究に応用できる能力と現実的な思考力を養える講義形式も積極的に取入れている。平成17(2005)年・平成18(2006)年にはそれぞれ14人の担当者が16カ所の現地研修を実施し、少人数での緻密な体験プログラムとなっている(特記事項1-2-④参照)。

〈**経営学部**〉では、共通教育科目と外国語科目からなる総合教育科目に必要単位数を設定して教養・基礎教育を重視している。コミュニケーション・ツールとしての英語教育を重視しているため、学部独自に総合実践英語科目(1部)を置き、1年次から4年次まで年次を追うごとに深く英語によるコミュニケーションやプレゼンテーションが身につくようにしており、必要単位数も設けている(特記事項1-1-③参照)。専門教育科目を学科ごとに系統立て、導入科目に始まり、上級年次に行くにしたがい専門性の高い教育が行われ、無理なく専門知識を修得できる系統的で実効性のある専門教育が体系化されている。また、経営学部の教育理念である情報分析および人間行動を重視した教育を実施するため、情報系科目および心理学系科目を充実した。さらに、海外総合実習や企業研修、行動科学実験実習からなる実習科目や各種寄附講座により、実践志向の強い教育を行っている(特記事項3-2参照)。1部では両学科の授業科目を履修することができるようにし、1部・2部ともに他

学部の授業科目も履修できることで、多面的かつ総合的見方をできるようにしている。

〈法学部〉では、専門教育に備えて基礎学力を養うことを目的として1年次に開講される基礎教育演習、および専門領域を深く学ぶため上級年次に開講される専門演習および外国書講読においては、それぞれ少人数教育が実現されている。これらは、基礎的または専門的知識および思考能力の修得を始め、主体的な勉学の動機づけ、プレゼンテーション技術の向上、議論を通じての意見の調整・集約方法の修得などに効果をあげている。

〈人文学部〉では、両学科とも演習科目をカリキュラムの核に据えている。導入科目として1年次には基礎演習を開講し、2年次は3年次から始まる本格的演習の入門として文化研究入門を開講して、3・4年次演習への橋渡しとしている。また、早い時期からの動機づけをめざして、卒業論文・卒業研究要旨集を低学年次から配布している。3・4年次の演習は、密度の濃い学習成果をあげるために1教員当たりの指導学生数を10名程度にしている。また、本学部は、教育目的の一つに学生の語学力のスキルアップを掲げている。その目的達成に向けて、英語教育科目では英語を母語とする7人の専任教員を擁し、学生のリスニング、スピーキング、リーディング、ライティングの能力を高めるため、英語4技能科目を個別に展開している。英語教育科目は、1年次にプレースメント・テストを行い、2年次以降はTOEICを義務づけ、その成績によって習熟度別にクラスを編成し、授業を効率化している。また、AV教室、LL教室などを積極的に用い、実践的な語学教育の向上を図っている。語学教育に関しては、カナダ・オンタリオ州ブロック大学への1ヵ月ほどの語学研修を、英米文化学科の学生のみならず日本文化学科の学生も対象にして「国際文化演習」として実施している。「国際文化演習」は、学生にとって語学力向上はもちろんのこと、ホームステイや小旅行などを通して異文化に直に肌で触れる体験プログラムとなっている。また、日本文化学科にも「日本文化演習」として、関西方面で1週間程研修を行う演習が開講されている。日本文化の源流の1つである関西方面を訪ねる研修は、学生の研究意欲を高めるための大きな動機づけとなっている。

〈工学部〉社会環境工学科においては、教育目的が教育方法などに十分反映されている。このことは平成17(2005)年に受審したJABEE(Japan Accreditation Board of Engineering Education)の評価によって確認できる(特記事項1・1・①参照)。建築学科では、1年次から専門教育を一部展開し、学生の専門教育への興味を継続させている。演習や実験は、複数の実務家を加えた教員で対応し、きめ細かく学生に対応できるようにしている。寒地建築や雪氷学など積雪寒冷地域に関する幅広い講義も展開している。電子情報工学科においても、教育目的が教育方法などに十分反映されている。

【大学院】

本学大学院では、工学研究科を除く他研究科すべてで、大学院設置基準第14条特例措置により社会人に門戸を広く開放しており、そのためにつぎのような学修支援体制をとっている。授業時間は、社会人院生に配慮し、非常勤講師などを除き17時50分以降の夜間に開設している。院生には、共同研究室に各人の1人1机・書架を供与し、LAN回線の使用を許可するのみならず講義室ではパソコンを貸与し、さらに資料収集に必要なコピー枚数3,000枚ならびに図書費48,000円を支給し、院生の研究活動を支援している。

〈経済学研究科〉では、現代経済社会が解決を求めている課題の研究に挑戦するとともに、

高度職業人の育成を目標としていることから、院生一人ひとりの状況を見極めたうえで、指導教授がきめ細かな研究指導を行い、修士課程1年生の修士論文中間報告会を実施し、教員による集団的な論文指導を行っている。

〈経営学研究科〉での教育方法は、専門的な理論と知識を修得すること、その際少人数による授業のもとでディスカッションを重視した教育方法を取入れている。多数の社会人学生が受講しているため、教員とだけでなく学生間でさまざまな社会経験についての報告・対話・討論を交わすことによって、相互に社会に即した実践的知識を学習することができる。そして、研究指導では、院生一人ひとりに対してきめ細かい指導を行ない、授業における報告や研究科メンバー全員が参加する中間報告会においてプレゼンテーション能力も培われる。

〈法学研究科〉の教育課程においては、基本的に指導教員や授業担当教員と学生とのマン・ツー・マン（またはごく少人数）できめ細かい研究指導が行われており、それは博士（後期）課程にあつてはもちろんのこと、修士課程においても変わらない。この教育方式が堅持される限り、専門教育の徹底は可能であると判断される。

〈文学研究科〉は、大学院設置基準第14条特例により社会人に門戸を広く開放しており、そのための学修支援体制をとっている。また、院生の中間報告を中心とした年間3回の「全体ゼミナール」、主指導教員とアドバイザー教員による年4回の「修士・博士論文指導会」を開催し、論文作成指導を集団的に行い、指導の効果を高めている。また、院生の「論文」発表の場として査読体制の下で『年報 新入文学』を刊行している。

〈工学研究科〉のうち、建設工学専攻においては、学部で学んだ基礎知識をもとにさらに高度な専門的識見を幅広く修得することを目的に、土木系コースと建築系コースを設置している。特に、北海道のような積雪寒冷地域にふさわしい生活環境の創出技術に関する教育・研究に大きな重点を置いている。また、博士（後期）課程における特殊研究に共通する研究の基調は、世界的にも広い地域を占めている積雪寒冷地域で関心の高い自然災害、建設材料の低温特性、居住、社会施設等の基礎理論または応用工学の分野にまで広げた特有な研究を推進するところがあり、この研究成果は、積雪寒冷地域において豊かな社会や快適な環境を形成する上で不可欠な理論と実践的な技術として寄与するところが大きい。電子情報工学専攻においては、つねに変革していく情報革命の先端技術を担う研究分野を追求し、より広い視野と識見の発想を進めることをめざして、主に光・画像情報処理、自律移動ロボット、電子物性、計算機応用技術、視覚および生体情報処理、音声および自然言語情報処理などの専門分野の教育を展開している。

〈法務研究科(法科大学院)〉においては、その基本方針である双方向・多方向教育を実現し、法曹として求められる衡平・正義の感覚、論理的思考力応用力、およびこれらに裏付けられた紛争解決能力を高めるために、下記の教育方法を採用している。各講義とも、あらかじめレジュメを配付し、予習・復習に活用させるとともに、レジュメの質問事項に基づいて学生と討論し、課題を与えてレポートの提出を求め、正確な専門的、実務的知識の修得と論理的思考力の向上に重きを置いて授業を進めている。各演習は、少人数教育を徹底し、原則として演習を2クラスにわけ、1クラス受講者を10人程度として、事例研究に基づいて応用力、紛争解決能力を高めようとしている。

(2) 3-1の自己評価

大学・大学院いずれにおいても、教育目的が教育課程や教育方法に十分反映されている。

【大学】

〈経済学部〉では、経済学科・地域経済学科の2学科体制が始まって4年が過ぎ、さまざまな経験と蓄積を経てきた。特に地域経済学科の開設によって、地域経済活動や地域の活性化により積極的に貢献できる人材の育成という課題を果たすうえで大きな前進があり、また導入教育の充実や4年間を通した少人数教育の充実など、学部教育の目標をきめ細かく展開するという点でも内容は充実しつつある。ただ、平成17(2005)年に行った『経済学部の授業に関するアンケート』の分析結果によれば、必ずしも強い希望がないまま経済学部へ入学し、そのまま満足することなく卒業する学生が一定数存在し、また同年に行った教員対象の『経済学部における教育の現況と改善の方向について』のアンケート結果によれば、学生の学力低下の傾向もある程度確認できる。このことから、学習意欲の向上で効果のある教育方法を具体的に検討することが課題である。

〈経営学部〉は開設以来4年が経過し、教育目標を達成するために設置認可書に記したカリキュラムを忠実かつ適切に実施してきた。経営学部では、開設時から教育目的が十分に達せられている。

〈法学部〉において平成17(2005)年度に行われた2年次学科選択制導入およびカリキュラム改革は、学生による主体的な学修をより一層推進するものであり、学生の目的や関心に根ざした学修の可能性を広げ、修学意欲を高めようとしている。したがって、法律学・政治学の専門知識や思考方法を有し、かつ社会に存在する多様な価値観、主張を調整し適切な判断を下しうる、バランス感覚に優れたジェネラリストの育成という法学部の教育目標の達成も、さらに促進されるものと考えられる。

〈人文学部〉は、専門研究のための少人数制のゼミナール、習熟度別のクラスわけ、AV教室、LL教室などを積極的に用いた授業、国内外での研修などの取組みを通して、その理念の実現をめざしてきた。その結果、人文学部はおおむね教育成果を上げてきた。

〈工学部〉では、社会環境工学科、建築学科、電子情報工学科の3学科のいずれも、それぞれの教育目的・目標は教育課程や教育方法に十分に反映されている。

【大学院】

〈経済学研究科〉は、教育目標を十分に達せられていると評価でき、また学部の改組転換によって教員スタッフの充実とそれぞれの個別の教育目標が明確になり、その役割を十分に果たしてきている。

〈経営学研究科〉は、開設以来、毎年、3～10人の修士課程修了者を、また1～2人の博士(後期)課程修了者を出し、教育目標を十分に達成している。

〈法学研究科〉において採られてきたマン・ツー・マン方式を基本とする教育は、専門教育において不可欠であり、従来、かなりの成果をあげてきたと判断される。また、マン・ツー・マン方式に付随する弊害は、常設化されたスタッフ会議とそこでの審議決定という仕組みによって、かなり抑制ないし回避されてきたように思われる。こうした全体システムは将来的にも堅持されるべきであるが、同時に細部の改善努力を続けてその蓄積を図ることも必要である。

〈文学研究科〉は、教育目標が教育課程や教育方法などに十分反映され、成果をあげてきた。

〈工学研究科〉は、建設工学専攻を土木系と建築系にわけたことで教育体系が明確になり、学部の成績優秀者に対しては大学院の筆記試験免除制度を設けた。また、研究科全体の新しいカリキュラムによって教育が充実し、学位取得手順の体系化、担当教員の充実、研究発表の場としての『工学研究』の発刊など、充実のための方策が実施されてきており、十分な成果があげられている。

〈法務研究科(法科大学院)〉の基本理念(北海道の地域に根ざした法曹を育成する地域密着型法科大学院)は定着しつつあり、この理念に共鳴して入学する学生が増加している。また、平成18(2006)年度の長期履修課程の入学者は10人に上り、法務研究科に対する社会人の関心が高いことを示している。法務研究科のカリキュラム編成は、認可申請にしたがって展開されており、基本的にはこの編成を変更する必要性は見出せない。法務研究科の授業については、法科大学院開設以来、専任教員による授業検討会を数回開催し、担当者のレジュメや授業のビデオの放映により、授業の内容・方法について協議を重ね、教員による授業の聴講、学生に対するアンケート調査などを通して、改善に向けて検討を重ねている。この結果、全体としては、双方向の密度の高い授業が行われ、各学生の学力、法曹としての素養を高める授業が展開されている。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

全体的には、今日的な社会の要請に応え、それぞれの学部の教育目標を達成するために、さらなるカリキュラム改革を積極的に行い、その検討を行う委員会を常設化して、教育内容を充実させるという課題がある。

【大学】

〈経済学部〉では、上述の自己評価に基づきながら、さらに学生の動向に見合ったカリキュラムの改善を図るとともに、2部の役割の精査とその改善がめざされねばならない。

〈経営学部〉は、平成18(2006)年度に完成年度を迎え、所期の目標を達成したが、その間、学部内にカリキュラム検討委員会を設け、平成20(2008)年度以降を目標に、さらに時代の要請に適うような人材を育成するようにカリキュラム改革を行うべく検討を開始している。

〈法学部〉では、今後も教育目標が教育課程および教育方法に十分反映されるよう、カリキュラムの見直し(後出3-2参照)なども含め、継続的に検討を進めていく。

〈人文学部〉では、その教育目標を実現するために、学部内あるいは学科内の教育内容をさらに精査する必要がある。平成17(2005)年度のカリキュラム改編で、日本文化学科と英米文化学科の連携を高めるためにカリキュラムの見直し、学科間の共通科目を増やすなどの試みを行ったが、さらに連携を強化する必要がある。また、学生の進みたいと思う分野や進路に応じて指導を行うような配慮に工夫の余地がある。このことから今後の課題としては、履修科目のメニュー全般を提示するだけではなく、教育志望、マスコミ志望、大学院進学希望などさまざまな進路に応じた履修モデルを示しながら、いかにして4年間一貫性をもたせた学生指導を行っていくかを検討していくことである。

〈工学部〉では、各学科の教育の仕組みを、今後も継続して学科会議などで検討していく予定である。新たな社会的なニーズにも対応できる講義についてカリキュラムをさらに検

〈文学研究科〉は、教育目標が教育課程や教育方法などに十分反映され、成果をあげてきた。

〈工学研究科〉は、建設工学専攻を土木系と建築系にわけたことで教育体系が明確になり、学部の成績優秀者に対しては大学院の筆記試験免除制度を設けた。また、研究科全体の新しいカリキュラムによって教育が充実し、学位取得手順の体系化、担当教員の充実、研究発表の場としての『工学研究』の発刊など、充実のための方策が実施されてきており、十分な成果があげられている。

〈法務研究科(法科大学院)〉の基本理念(北海道の地域に根ざした法曹を育成する地域密着型法科大学院)は定着しつつあり、この理念に共鳴して入学する学生が増加している。また、平成18(2006)年度の長期履修課程の入学者は10人に上り、法務研究科に対する社会人の関心が高いことを示している。法務研究科のカリキュラム編成は、認可申請にしたがって展開されており、基本的にはこの編成を変更する必要性は見出せない。法務研究科の授業については、法科大学院開設以来、専任教員による授業検討会を数回開催し、担当者のレジュメや授業のビデオの放映により、授業の内容・方法について協議を重ね、教員による授業の聴講、学生に対するアンケート調査などを通して、改善に向けて検討を重ねている。この結果、全体としては、双方向の密度の高い授業が行われ、各学生の学力、法曹としての素養を高める授業が展開されている。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

全体的には、今日的な社会の要請に応え、それぞれの学部の教育目標を達成するために、さらなるカリキュラム改革を積極的に行い、その検討を行う委員会を常設化して、教育内容を充実させるという課題がある。

【大学】

〈経済学部〉では、上述の自己評価に基づきながら、さらに学生の動向に見合ったカリキュラムの改善を図るとともに、2部の役割の精査とその改善がめざされねばならない。

〈経営学部〉は、平成18(2006)年度に完成年度を迎え、所期の目標を達成したが、その間、学部内にカリキュラム検討委員会を設け、平成20(2008)年度以降を目標に、さらに時代の要請に適うような人材を育成するようにカリキュラム改革を行うべく検討を開始している。

〈法学部〉では、今後も教育目標が教育課程および教育方法に十分反映されるよう、カリキュラムの見直し(後出3-2参照)なども含め、継続的に検討を進めていく。

〈人文学部〉では、その教育目標を実現するために、学部内あるいは学科内の教育内容をさらに精査する必要がある。平成17(2005)年度のカリキュラム改編で、日本文化学科と英米文化学科の連携を高めるためにカリキュラムの見直し、学科間の共通科目を増やすなどの試みを行ったが、さらに連携を強化する必要がある。また、学生の進みたいと思う分野や進路に応じて指導を行うような配慮に工夫の余地がある。このことから今後の課題としては、履修科目のメニュー全般を提示するだけではなく、教育志望、マスコミ志望、大学院進学希望などさまざまな進路に応じた履修モデルを示しながら、いかにして4年間一貫性をもたせた学生指導を行っていくかを検討していくことである。

〈工学部〉では、各学科の教育の仕組みを、今後も継続して学科会議などで検討していく予定である。新たな社会的なニーズにも対応できる講義についてカリキュラムをさらに検

討し、教育目的を教育方法などに十分反映させる必要があり、JABEE 評価の受審を拡大していく計画である。

【大学院】

〈経済学研究科〉では、現有教員で提供できる学修内容の点検と必要な教育内容の明確化と教育方法の問題、社会的ニーズと使命を探りながら、また一定の院生を確保するためにも、現行教員の研究能力がさらに発揮される条件を整え、授業科目の開講方式を改善し、より魅力のあるカリキュラムを検討していく必要がある。

〈経営学研究科〉では、経営学部の教員が一定の資格基準を満たした場合、研究科委員会における大学院担当資格審査を経たあとに、研究科の科目を担当するようにして、研究科のカリキュラムの充実を図っていく。また、本研究科では、開設以来、順調に修士と博士の学位を授与してきたが、今後本研究科に課せられた社会的使命にさらに応えうる高度の成果を持った修了者を輩出できるように、研究科の教育・研究体制の革新と高度化をめざして恒常的な努力を積み重ねていく必要がある。

〈法学研究科〉では、法律学専攻のコースにおいて、法科大学院との兼ね合いをどう整理するかという課題があり、政治学専攻のコースにおいても、研究職と異なる専門的な職業人とは何か、その具体像を輪郭づけていくという課題がある。これは、両専攻とも将来の展望に関わる重要な問題である。

〈文学研究科〉では、教育目標が教育課程や教育方法などに反映され、十分に成果が積みあげられてきている。したがって、現行体制を維持・強化することにより、さらなる向上を期す。

〈工学研究科〉は、学問と科学技術の急速な進歩と変化に対応すべく、大学院教育の目的のさらなる明確化と研究基盤の強化、多様な形での社会人の受入れ体制の具体化、産学官の協力、奨学金などの学生支援の強化、修了後の進路の充実・開拓が課題としてあげられる。

〈法務研究科(法科大学院)〉では、いくつかの点についてはなお検討すべき課題が残されている。科目の編成では、法科大学院教育における科目の比重を調整するという課題があり、特に展開・先端科目を一律2単位とすることが適切かどうかという課題がある。また、同一分野における科目間で扱う範囲の偏りをいかに是正するかという課題も生じている。教育面では、法学部出身者、他学部出身者、社会人が混在し、法律的な基礎学力に著しい格差がある法学未修者に対していかに教育し、各人の学力を高めていくかが当面の課題である。本来、新司法試験は法科大学院教育の成果を問うものであるから、今後の推移を検討し、そこで要求されている水準を分析して、学生の学力を段階的にその水準に高める教育を今後とも検討する必要がある。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明(現状)

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

各学部・研究科において、教育課程の体系を検討し、学科別学年次別などで、それぞれ

討し、教育目的を教育方法などに十分反映させる必要があり、JABEE 評価の受審を拡大していく計画である。

【大学院】

〈経済学研究科〉では、現有教員で提供できる学修内容の点検と必要な教育内容の明確化と教育方法の問題、社会的ニーズと使命を探りながら、また一定の院生を確保するためにも、現行教員の研究能力がさらに発揮される条件を整え、授業科目の開講方式を改善し、より魅力のあるカリキュラムを検討していく必要がある。

〈経営学研究科〉では、経営学部の教員が一定の資格基準を満たした場合、研究科委員会における大学院担当資格審査を経たあとに、研究科の科目を担当するようにして、研究科のカリキュラムの充実を図っていく。また、本研究科では、開設以来、順調に修士と博士の学位を授与してきたが、今後本研究科に課せられた社会的使命にさらに応えうる高度の成果を持った修了者を輩出できるように、研究科の教育・研究体制の革新と高度化をめざして恒常的な努力を積み重ねていく必要がある。

〈法学研究科〉では、法律学専攻のコースにおいて、法科大学院との兼ね合いをどう整理するかという課題があり、政治学専攻のコースにおいても、研究職と異なる専門的な職業人とは何か、その具体像を輪郭づけていくという課題がある。これは、両専攻とも将来の展望に関わる重要な問題である。

〈文学研究科〉では、教育目標が教育課程や教育方法などに反映され、十分に成果が積みあげられてきている。したがって、現行体制を維持・強化することにより、さらなる向上を期す。

〈工学研究科〉は、学問と科学技術の急速な進歩と変化に対応すべく、大学院教育の目的のさらなる明確化と研究基盤の強化、多様な形での社会人の受入れ体制の具体化、産学官の協力、奨学金などの学生支援の強化、修了後の進路の充実・開拓が課題としてあげられる。

〈法務研究科(法科大学院)〉では、いくつかの点についてはなお検討すべき課題が残されている。科目の編成では、法科大学院教育における科目の比重を調整するという課題があり、特に展開・先端科目を一律2単位とすることが適切かどうかという課題がある。また、同一分野における科目間で扱う範囲の偏りをいかに是正するかという課題も生じている。教育面では、法学部出身者、他学部出身者、社会人が混在し、法律的な基礎学力に著しい格差がある法学未修者に対していかに教育し、各人の学力を高めていくかが当面の課題である。本来、新司法試験は法科大学院教育の成果を問うものであるから、今後の推移を検討し、そこで要求されている水準を分析して、学生の学力を段階的にその水準に高める教育を今後とも検討する必要がある。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明(現状)

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

各学部・研究科において、教育課程の体系を検討し、学科別学年次別などで、それぞれ

に相応しい内容を以下のように設定している。

【大学】

〈経済学部〉1部2部の教育課程の骨格であるカリキュラムの編成は、幅広い教養を身につけ、豊かな外国語能力を養いながら、経済や地域経済についての理論や専門知識を深められるように「共通基礎科目」と「外国語科目」、そして経済学科・地域経済学科の両学科に「専門科目」を体系的に配置し、それぞれ特徴別に10の科目群にわけている。そして3・1・②で触れたとおり、学年進行に対応して各人の関心や習熟度に応じて科目を選択できるよう「導入科目」、「基幹科目」、「展開科目」と段階的に学習を積みあげ、それぞれの学年次別に履修可能科目として編成し、全人格的陶冶をめざしている。

両学科に共通する専門科目としては、経済や社会を理解するうえで重要な「経済学部基礎科目」群、経済や地域を理解するための情報収集発信能力を修得する「統計・情報」群の2つの群が設置されている。

経済学科専門科目として、経済の基本原理や法則、多様な学説について学習する「理論関係」群、経済社会が形成されてきた歴史や構造および現状と、日本や諸外国の関係経済とその関係について学ぶ「歴史・国際関係」群、そして経済発展と望ましい政策の実践的課題までを考察する「政策関係」群の3科目群を設置している。また、地域経済学科専門科目としては、現実の地域経済を分析するための基礎的な理解を深めその具体的な分野について考察する「地域と経済」群、生活の基盤である地域経済社会の基礎から生活空間や環境・開発のあり方などについて考察する「地域づくりと生活環境」群、そして異文化を理解し地域を国際的な広がりの中で理解しようとする「地域交流」群の3科目群を設けており、それぞれの学科の編成方針に見合った体系を設定している。あわせて、この2学科ともに双方の科目を相互に履修することができ、また経営学部関連科目、法学部関連科目の履修も可能にして、経済学の関連分野の学習を積みあげられる仕組みになっている。

また、1部においては1年次の基礎ゼミナールとそれに続く2・3・4年次のゼミナール(2部は3・4年次のゼミナール)と、1部においては4年間、2部においても2年間を通じて少人数形式の授業が設けられている。さらに、一人ひとりが主体的に分析能力・問題解決能力を養うことを目標にしている科目群を設け、研修やインターンシップでは自治体や企業などを直接訪れ、実際の現場を体験する科目も設置されている。全体として、その科目群と年次配列の組み合わせ全体の体系は、学部の目標を具体化し、教育課程の編成方針に沿った適切な内容となっている。

〈経営学部〉1部の教育課程は、教育科目を広い教養知識を修得する総合教育科目、実践的な国際コミュニケーション能力を修得させる総合実践英語科目、専門知識・能力を修得する専門教育科目、他学科専門教育科目、他学部関連科目の5科目群に分類している。1部経営学科は、専門教育科目を企業/組織のマネジメントを扱う「経営系」、市場とのインターフェイスを扱う「マーケット系」および地域企業のマネジメントを扱う「企業系」に分類し、企業・組織の効率性、創造性、革新性を追及するマネジメント能力を養成する。1部経営情報学科では、企業・組織マネジメントを効率的かつ効果的に遂行していくうえで必要とされる会計、情報に関する知識・能力を学習するために「会計系」と「情報系」を、またこれらの系を有機的に関連づけ、組織の合理的適応行動とコミュニケーションを促進するために「行動科学系」を設定し、3つの系によって企業・組織マネジメントをより具

体的・実践的に支援するために必要なプロフェッショナルな能力を養成する。専門教育科目は、1年次に入門にあたる導入科目、2年次に基礎にあたる基幹科目、3・4年次に展開科目を配置し、学年を追うごとに深く多岐にわたって学習できるように配置している。

経営学部2部の教育課程は、総合教育科目、専門知識・能力を修得する専門教育科目、他学部関連科目の3科目群に分類している。専門教育科目は、経営学の「基本原理の修得と実践への適用」を図るために、「経営系」と「経営情報系」の2つの系に分類し、会計、情報、心理に関する知識・能力に支援された実践志向の経営学を学び、企業・組織問題を幅広く、多面的・総合的に検討することができる能力を養成している。

〈法学部〉の教育課程は、学部の教育目標を達成するため、専門知識および思考方法の修得を図ると同時に、学生の多様な意欲、関心、目的に対応しうるよう組立てられている。前者の姿勢は、法律学または政治学の基礎力の養成を確実なものとするために、両分野の性質の差異に配慮しつつ、緩やかながらも、修得単位につきそれぞれ一定の要件（卒業要件）を課している点に示されている。それとともに、学生の学修意欲を高めるべく、全ての科目を完全選択または選択必修として、学生による主体的な科目選択の幅をできる限り広げ、学生のさまざまなニーズに応えうる教育課程を編成している。例えば、「学科」ではなく「学部」に属する1年次生は、基礎教育演習、入門講義群、法学政治学基礎講義群のなかから選択受講することによって、基礎学力を養いつつ、学科選択の際の判断材料を得ることができる。2年次以降の学生も、各学科において開講される基礎講義群、専門講義群、法律学または政治学応用講義群（3年次以降）、総合応用講義群（3年次以降）、関連講義群、および専門演習などのなかから、各自の関心や目的に応じて選択した科目を受講でき、その際に法律学科の学生が政治学講義群を、政治学科の学生が法律学講義群を受講することも可能である。さらに共通基礎科目および外国語科目は、年次を問わず、自由に履修できる。

〈人文学部〉の授業科目は共通基礎科目、外国語科目、および専門教育科目にわかれている。教養的科目である共通基礎科目、外国語科目は幅広く選択できるカリキュラムとなっている（計104単位）。そのような幅広い教養に裏打ちされたうえで、学生は専門を学ぶことになる（計198単位）。人文学部は日本文化学科と英米文化学科からなるが、学科の特性によって、専門教育科目のカリキュラム区分は若干異なる。日本文化学科の専門教育科目は「専門外国語」「文学」「歴史・文化」「基礎演習」「研究入門」「演習・卒業研究」と「自由科目」の分野にわかれ、一方、英米文化学科は「英語教育科目」「言語・文学科目」「歴史・文化科目」「基礎演習」「研究入門」「演習・卒業研究」「自由科目」の分野にわかれる。これらの科目群は、時間軸上では1年次にはまず基礎的科目、2年次は3・4年次への橋渡しをする発展的な科目、3・4年次には専門的な科目が履修できるように工夫されている。すなわち、年次を追って学び、知識と教養を深めていくよう体系的に編成されている。2部についても、ほぼ1部に順じたカリキュラム構成である。

〈工学部〉では、1年次から4年次まで基礎から応用へと体系的にカリキュラムを展開しているが、実社会の幅広い分野で活躍できる人材を育成するために、毎年必要に応じてカリキュラムの見直し、整備を行っている。1年次は、共通基礎科目・外国語科目など幅広い素養と人間性を養う学習を中心とし、工学部で学ぶ数物系の基礎が不十分な学生には、基礎物理数学ゼミナールⅠ・Ⅱ、基礎数学ゼミナールⅠ・Ⅱなどの初等教育の充実を図って

きている。2年次以降については、専門的な知識・技術を確実に修得することをめざし、工学基礎科目と特に専門教育科目には講義の他、演習と実験を重視している。社会環境工学科、建築学科、電子情報工学科は各学科の特色や学習教育方針に沿って、必修科目、必修選択科目と選択科目を1年次から4年次まで基礎から応用へと体系的にカリキュラムを展開している。

【大学院】

〈**経済学研究科**〉修士課程の教育課程では、経済政策に関する研究分野を中心に、理論、歴史、統計の基礎的な科目と国内外の政策関連科目を32科目開講し、伝統的な経済研究の基礎的分野を網羅しながら、政策的な課題の解明を意識した科目群を展開している。また博士(後期)課程では、「国際比較経済論分野」「地域比較経済論分野」「経済政策論分野」「経済分析理論分野」の4つの専攻科目群に沿って26科目が開講されている。

〈**経営学研究科**〉修士課程では、専攻分野につき組織を対象とする3科目群とその関連科目群の4群に大別し、それぞれの専門性を高めるとともに、教育研究対象を多面的・総合的に分析することによって、知識の融合を図るようにカリキュラムを編成している。修士課程では、講義科目を22単位以上修得し、担当指導教授の演習を8単位修得、かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文の審査および試験に合格することが修了要件となる。博士(後期)課程では、専攻分野を2科目群に大別し、修士課程の教育課程編成の考え方および特色を一層高度専門的に展開したカリキュラムを編成している。博士(後期)課程では、12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文を完成させ、審査・試験に合格することが修了要件である。

〈**法学研究科**〉修士課程では、各教員がそれぞれの分野の「特論Ⅰ」と「特論Ⅱ」(各2単位)を担当するほか、指導教員は「特論演習Ⅰ」と「特論演習Ⅱ」(各通年4単位)によって研究テーマに即した論文指導を行う。さらに、学生のニーズに応じて、「法律学特殊研究」「政治学特殊講義」(各2単位)が開講されている。学生は、1年次における指導教員担当の講義4単位、また同じく指導教員担当の演習8単位(ただし、単年度で演習8単位を履修することはできない。また、大学設置基準第14条特例の学生は4単位の履修で足りる)をふくめ、合計30単位以上の修得がもとめられ、かつ修士論文を完成させ、審査・試験に合格しなければならない。博士課程では、指導教員担当の講義(「特殊研究」4単位)を各年次ごとに履修して合計12単位以上を修得し、かつ博士論文を完成させ、審査・試験に合格することが修了要件となる。

〈**文学研究科**〉修士課程では、専攻分野における研究能力を確かなものとするために、指導教授の特殊講義科目および演習科目(計12単位)を必修とし、選択科目(計20単位)を用意している。履修にあたっては、広い視野に立って自己の研究課題を深めるべく、他分野の履修のみならず他専攻の修得が可能となるように指導している。博士(後期)課程では、指導教授の担当する特殊研究(計12単位)において、博士論文完成に向けた指導をする。院生は、その研究成果を『年報 新人文学』に投稿できる。

〈**工学研究科**〉修士課程にあつては、指導教員の担当する講義、ゼミナール、特別研究あるいは特殊研究を含めて30単位以上、博士(後期)課程にあつては14単位以上を修得し、修士論文または博士論文を提出し、研究科委員会と大学院委員会の審査を経て学位を取得

できる。建設工学専攻では、土木系と建築系のコースを設けており、修士課程においては各種施設や構造物についての最適な計画、解析、設計などを実施するための教育と研究を展開し、博士(後期)課程ではそれらをより専門的にした内容のカリキュラムを編成している。また、電子情報工学専攻では、高度な専門知識の修得を基礎として、修士課程では新しい技術の研究開発やより広い識見の発想を進めるため幅広い専門分野を展開し、博士(後期)課程では特殊研究に特化した内容のカリキュラムを編成している。

〈法務研究科(法科大学院)〉は、取得学位を法務博士とする法務専攻の専門職学位課程である。法務研究科のカリキュラムでは、法律基本科目 29 科目、法律実務科目 8 科目、基礎法学・隣接科目 7 科目、展開・先端科目 23 科目が配置され、「北海道の地域に根を下ろし、地域の住民、自治体、企業の法務ニーズに応える適切な法的サービスを提供し、地域の信頼と期待に応えることができる法曹を養成するための高度な専門教育を行うこと」という教育理念を実現するために、法務研究科が養成する法曹として、市民生活における法律問題に精通した法曹、自治体活動における法律問題に精通した法曹、地域企業における法律問題に精通した法曹、という学生がめざすべき法曹の指針を示し、この指針に沿って履修モデルを提示して学生の学習の方向を指導している。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

以下に、各学部・各研究科の編成方針に沿った授業科目・内容を説明する。

【大学】

〈経済学部〉では、緻密な分析能力、現実的な思考力を養うために、経済学科では伝統的な経済学の体系を柱とする科目編成を、また地域経済学科では地域経済・社会の発展を促す科目編成にするという方針のもとで、各科目群別に授業科目を開講している。

経済学科では、「理論関係」群のなかに経済理論の基礎的な科目として、1 年次開講の導入科目「経済学入門Ⅰ」「経済学入門Ⅱ」、その後の基幹科目として「経済学原理」「経済学史」「ミクロ経済学」、より専門的な分野としての展開科目「マクロ経済学」「財政学」を開講している。「歴史・国際関係」群では、基幹科目として「日本経済史」「西洋経済史」、そして展開科目では「日本経済論」「国際経済論」「多国籍企業論」へとさらなる分野の広がりを持たせている。そして「政策関係」群の科目では、基幹科目で「経済政策」「産業総論」、展開科目で「社会政策」「金融経済」「労働経済」が開講され、現実的課題について広い視野で学習を深めていける科目を設けている。

地域経済学科では、「地域と経済」群の中に、導入科目として 1 年次を対象に多様な地域研究を体系的にアプローチすることができるように、地域経済学科の専門科目担当の専任教員全員が各分野の最新の研究テーマを紹介する「地域研究入門」と「地域経済論」を新しい試みとして開講している。それについて基幹科目の「経済地理学」「北海道経済論」、展開科目として「食料・農業経済学」「中小企業論」などの科目を開講している。「地域づくりと生活環境」群では、基幹科目で「地域社会論」「開発政策論」「環境経済論」を、展開科目として「社会保障論」「協同組合組織論」「地方財政論」などの科目を開講し、政策的具体的課題に応える科目群の学習を充実させている。また、「地域交流」群では、基幹科目に「国際関係論」を、そして各国地域の文化社会経済について理解を深めるため「ロシア極東社会経済論」「韓国社会経済論」「中国社会経済論」「発展途上国論」「欧米社会文化

論」の科目を設けている。

さらに、広い視野を養うという両学科に共通の目的のもとに設けられている共通基礎科目と「哲学」「社会学」「社会思想」「国際事情」の4科目からなる経済学部基礎科目群を開講し、また「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国・朝鮮語」の5つの外国語の科目を開講している。統計・情報群では、「経済統計学」「情報管理」を1年次に、基幹科目の「情報処理」、そして展開科目として「社会調査論」「データベース論」「マルチメディア論」という科目を設けている。また、他学部で開講している科目も、経営学部関連科目として「経営学原理」「経営史」「マーケティング」「企業論」「会計学原理」「簿記」「金融システム論」「企業行動論」「原価計算」「経営科学」「組織心理学」の科目を、また法学部関連科目では「民法」「憲法」「商法」「行政法」「労働法」「経済法」「現代政治」「国際政治学」の科目を開講している。

そして、両学科相互に関連科目を履修できるとともに、両学科とも「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」および「地域研修」「インターンシップ」の講義を開設し、各人の学習の到達と関心に応じて、幅広く科目を選択できるカリキュラム編成を具体化している。

〈経営学部〉1部では、5つの教育理念のもとに知識の統合と融合を図るため、1・2年次には両学科共通の科目を配置している。1年次の導入科目には、「経営学概論Ⅰ・Ⅱ」「会計学概論」「経営統計学概論」「情報リテラシーⅠ・Ⅱ」「行動科学概論Ⅰ・Ⅱ」を選択必修科目として配置している。その教育内容は初学者にも理解しうる基礎的な事項に厳選し、さらに教育方法にも工夫を凝らしている。2年次には基幹科目を置き、「経営学原理」「経営管理」「経営史」「マーケティング」「ファイナンス」「企業論」「会計学原理」「簿記」「データ解析」「情報処理論」「社会心理学」を配置している。3・4年次には、展開科目を置き、両学科の専門教育をさらに細分化した専門領域に掘り下げて学修する。経営学科では、企業・組織マネジメントを戦略や変革の側面から把握するための経営系科目、企業・組織を取り巻く市場との関係を検討し、いかに企業・組織マネジメントを効率的かつ効果的に展開できるのかを検討するマーケット系科目、実態経済とより密着した実践的な経営の把握を目指す企業系科目からなり、各系は選択必修となっている。経営情報学科では、有用な会計情報を創造し、企業・組織の効率性や効果を分析することで、マネジメントを支援する会計系科目、マネジメントが必要とする情報を迅速かつ的確に伝達するシステムを構築し、またそのための情報技術を応用開発する情報系、組織経営体に従事する人間行動の把握にとどまらず、会計情報や情報システムによる人間行動への影響をはじめ両者の相互作用について学習する行動科学系科目からなり、各系は選択必修となっている。

総合実践英語科目では、1年次から4年次までリーディング、ライティング、コミュニケーションおよびリサーチ&プレゼンテーションの科目を段階的に配置し、国際的なコミュニケーション能力を養成している。

「演習」では、自己の問題意識に沿って専門知識を学修できるように、少人数できめ細やかな教育を行っている。さらに、実習科目として、語学能力の実践の場の提供と国際社会や国際企業の在りようを実体験する「海外総合実習」、実際の企業現場で研修することで、経営の基本知識を具体的・実践的な知にする「企業研修」、および行動科学実験実習を配置し、実践的能力を養成している。

経営学部2部は、1年次の導入科目および2年次の基幹科目として1部とほぼ同様な科

目を配置している。3・4年次の展開科目は「経営系」と「経営情報系」の2つの系に大別し、企業・組織問題を幅広く掘り下げて学習する内容になっている。

〈法学部〉の教育課程は、各授業科目群において、あるいは授業科目群相互間で、基本的な科目を下級年次に、より専門的な科目を上級年次に受講できるよう工夫し、専門的素養を無理なく身につけることができるよう配慮されている。例えば、1年次において受講する入門講義群（「政治学入門」「地方自治入門」「公法入門」「民法入門」「刑法入門」）および法学政治学基礎講義群（「現代政治学」「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」）により、両分野について基礎的な知見を得たうえで、2年次以降は、各学科の基礎講義群（法律学科においては、例えば「憲法Ⅱ」「行政法Ⅰ」「民事訴訟法Ⅰ」など、政治学科においては、例えば「日本政治史」「政治過程論」「国際政治学」など）、専門講義群（法律学科においては、例えば「商法Ⅰ」「国際法」「労働法」など、政治学科においては、例えば「地方財政論」「自治体法」「比較政治学」など）の履修により、各分野におけるより専門的な学修へスムーズに移行できるよう工夫されている。専門教育に必要な基礎学力の修得を目的とする1年次向けの基礎教育演習や、各専門分野における特定のテーマをより深く追究する2年次以降向けの専門演習、および外国書講読（3年次以降）においては、少人数できめ細やかな教育の実現がめざされている。所定の単位を修得している4年次生は、関心あるテーマについて教員指導のもと個別に深く追究する「卒業研究」を履修することも可能である。また、学生のより高度に専門的、応用的、実務的な関心や目的に応えるため、「法律学応用講義」（例えば「法律実務・刑事」「知的財産法実務」「環境と法」など）、「政治学応用講義」（例えば「政治学特殊講義・自治体政策論」「国際地域政治研究・ロシアと独立国家共同体」など）および「総合応用講義」（法律学科、政治学科共通。例えば「現代の戦争」「スポーツの倫理を考える」）の授業科目群が、3年次以降に開講される。さらに、経済的な関心を有する学生は、関連講義群（法律学科、政治学科とも2年次以降、例えば「ミクロ経済学」「会計学原理」「文化人類学」など）を履修することも可能である。

〈人文学部〉では「新しい人文学」創成の理念の下、「言語」と「文化」を2つの柱として教育課程が編成されており、この2つの柱に即した授業科目が用意されている。日本文化学科の専門科目は「言語」と「文化」に区分され、さらに「文化」の分野は「文学」、「歴史・文化」の分野にわかれる。「言語」の分野には、「日本語学」「日本語史」「日本文学史」などの授業科目がある。また、「文学」分野には「日本文学史」「日本近現代文学」「比較文学」など、「歴史・文化」分野には歴史や思想に関わる科目「日本史概論」「北海道史」「日本思想史」など、また文化に関する科目「現代日本の芸術」「アイヌ論文化論」「北方文化論」などが置かれている。英米文化学科の専門科目は、「英語教育科目」「言語・文学科目」「歴史・文化科目」の3つの分野からなる。まず、「使える英語」の習得をめざした「英語教育科目」には、リーディング、リスニング、ライティング、スピーキングなどからなる英語4技能科目があるが、これらは能力別に開講されており、原則ネイティブ・スピーカーが講師を務めている。「言語・文学科目」には「英語音声学」、「英語文法論」「英語学概論」など、「歴史・文化科目」には「ヨーロッパ史」「北米文化論」「メディア論」などが設置されている。人文学部では「言語」と「文化」について、このように変化に富んだ授業科目が揃えられており、幅広く深く日本と欧米の言語と文化について学ぶことができる。

〈工学部〉では、1年次は豊平キャンパス、2年次からは山鼻キャンパスで授業が行われ

るという条件のもとで、初年次教育を重視したカリキュラム編成方針に則し、科目を配列している。新入生は、一般に見られる理科離れ傾向や入学試験の多様化も手伝って、工学部で必要とする数学や物理を必ずしも十分に履修せず、理解度が不足している傾向がある。そのため、学科ごとに、電子情報工学科では特に数物系を重視し、社会環境工学科においては社会環境コースと環境情報コースにより科目の重要度に多少の違いを設け、また建築学科では構造材料系・意匠デザイン系を志向する学生の学習意欲を高めるため、科目の選択幅を広げ、数物系の科目の縛りを小さくするなどしている。このように、各学科により学生に要求され、また学生が望む数物系科目の必要度が異なるために、入学試験の受験科目、必修・選択の設定と科目配列、カリキュラムの見直し、コース制の導入などを行って対処している。

【大学院】

〈**経済学研究科**〉の授業科目、授業内容は、1年次に担当指導教授の特殊講義演習を履修して研究指導を受けながら、それ以外の特殊講義科目を履修し、経済に関する高度な専門知識・能力を身につける編成となっており、指導教授以外の科目履修も重視している。2年次には、担当指導教授の特殊講義演習において、修士論文に向けた研究指導を受け、修士論文の中間報告会は集団的な論文指導としての場として機能させている。

博士（後期）課程は、標準修業年限を3年とし、担当指導教授の担当する「特殊研究」（講義）ならびに「特殊研究」（演習・論文指導）の合計6単位と、研究指導教授以外の「特殊研究」6単位の合計12単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文を作成する。3年次では、博士論文報告会において博士論文の進行状況を研究科に報告することが義務づけられている。

〈**経営学研究科**〉の授業科目や授業内容は、1年次には担当指導教授の特殊講義演習を履修して研究指導を受けながら、研究課題に関連のある担当指導教授とそれ以外の特殊講義科目を履修し、経営に関する高度な専門知識・能力を身につける編成となっている。2年次には、担当指導教授の特殊講義演習において、修士論文に向けた研究指導を受け、修士論文を作成する。2年次では、2度の修士論文中間報告会において、修士論文の進行状況を研究科に報告することが義務づけられている。

博士（後期）課程は、標準修業年限を3年とし、担当指導教授の担当する「特殊研究」（講義）ならびに「特殊研究」（演習・論文指導）の合計6単位と、研究指導教授以外の「特殊研究」6単位の合計12単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文を作成する。3年次では、2度の博士論文報告会において、博士論文の進行状況を研究科に報告することが義務づけられている。

〈**法学研究科**〉修士課程では、1年次通年で指導教員の講義を受け、さらに論文作成に向けて、1・2年次通年で指導教員の演習を履修し、大学院設置基準第14条特例の学生は1年次・2年次いずれかの必修になっているが、実際には1年次と2年次のいずれにおいても履修することを可能にしながら、その上で修士論文の作成に取り組む編成となっている。修士課程のカリキュラムは、学生各自の研究関心に対応できるよう幅広く組立てられているとともに、論文作成のための個別指導的な方法を重視し、指導教授の講義・演習を重点的に履修することをもとめている。入学試験に際して、具体的な「研究目標」（一般受験者の

場合) または「研究計画」(社会人特例受験者の場合) の提出が求められ、入学後は、指導教授の演習を通じて研究テーマを掘りさげるとともに、指導教授と相談のうえ授業科目を決定し、関連科目の単位修得を通じて視野を広げる体系を構成している。

博士(後期)課程においては、少なくとも3年間、指導教員の授業を中心に定期的に論文指導を受けつつ、論文の完成をめざすことになる。

〈文学研究科〉では、日本文化専攻、英米文化専攻ともに、幅広い文学・表象文化・言語文化・歴史文化・思想文化などに関する特殊講義、特殊講義演習、特殊研究が教育課程の編成方針に即したかたちで用意されている。

〈工学研究科〉の建設工学専攻では、土木系、建築系のそれぞれの人間の生活を支える各種施設や構造物を、社会の質的および環境の変化に対応して機能的、経済的、景観的な観点から最適な計画、解析、設計などを実施するための科目を開講し、博士(後期)課程ではそれをより専門的にした内容のものを編成している。電子情報工学専攻では、光・電子、情報処理、計測・制御などでの関連科目を開講している。

〈法務研究科(法科大学院)〉では、認可申請にしたがって授業科目を配置し、各科目の授業内容についてはシラバスに記載し、学年の始めに学生に配付している。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

本学では、年間の学事予定と授業期間を定めた学年暦の審議決定は、豊平キャンパスと山鼻キャンパスそれぞれの独自性にもとづいて区別して行われている。しかし、年間行事を全学的に円滑に遂行するため、教務委員会が教務日程その他全学に関連する教務事項ならびに定期試験・追再試験の実施についての原案を作成し、その案をもとに協議会を通じて関係部局との調整が図られている。この日程をもとに、それぞれのキャンパスごとに授業期間を具体化し、4月のガイダンス期に『学生便覧』『履修の手引』によって学生に明示している。

表3-2-aは平成19(2007)年度の本学の授業期間、表3-2-bは授業時間割であり、その運営は厳格かつ適切であり、学年暦の変更は協議会で審議決定され、適切に運営されている。

表3-2-a. 平成19(2007)年度の授業期間

	1学期		2学期	
	授業期間	定期試験	授業期間	定期試験
豊平キャンパス	4月12日-7月18日	7月24日-8月2日	9月20日-1月11日	1月22日-2月2日
山鼻キャンパス	4月12日-7月23日		9月20日-1月11日	

表3-2-b. 授業時間割

		時限	時間			時限	時間
大学	1部	第1時限	9:00-10:30	大学 学院	第1時限	9:00-10:30	
		第2時限	10:40-12:10		第2時限	10:40-12:10	
		第3時限	12:40-14:10		第3時限	12:40-14:10	
		第4時限	14:20-15:50		第4時限	14:20-15:50	
		第5時限	16:00-17:30		第5時限	16:00-17:30	
	2部	第1時限	17:50-19:20		第6時限	17:50-19:20	
		第2時限	19:30-21:00		第7時限	19:30-21:00	

※ただし、法務研究科は、長期社会人院生のため、第6時限は18:20-19:50、第7時限は20:00-21:30である。

3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

本学各学部では、それぞれの教育方針とカリキュラム体系に応じて、履修科目の類型別
の上限や進級・卒業・修了要件がきめ細かく定められている（表 3-2-c 参照）。いずれの学
部においても、これらの履修の方法については、学則に基づく学部規則に規定され、ガ
イダンス時に学生に周知するとともに、進級および卒業については教授会の審議事項とし
厳格に適用している。

また、法科大学院を除く大学院各研究科は、以下の表 3-2-d のとおり修了要件などを定
めている。法科大学院では、標準履修課程（3 年）の各年次の履修科目の上限を定めてお
り、1 年次 36 単位、2 年次 36 単位、3 年次 40 単位であり、また進級の要件は、1 年次 24
単位、2 年次 24 単位とし、さらに各年次の成績の平均値（GPA : Grade Point Average）
が 1.5 以上であることをもめている。修了要件は、単独必修 63 単位、選択必修 32 単位を
含む 95 単位がもとめられるが、法学既修者は、1 年次科目 28 単位を修得したものとみなさ
れ、修業年限が 1 年短縮される。なお、長期履修課程の標準修業年限は 4 年である。

上述した諸事項（年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件）については、その根
拠規程とともにすべてが公表され、各教授会・研究科委員会において厳格に適用されてい
る。

表 3-2-c. 各学部の履修科目の上限と進級・卒業・修了要件

学部	1・2部	学科	1年間に履修できる制限 単位数				進級要件	卒業に必 要な修得 単位数	科目群ご とに卒業に 必要な単 位数	摘要
			1年次	2年次	3年次	4年次				
経済学部	1部	経済学科	40	40	40	48	1部36単位 2部28単位	124	あり	
	2部	地域経済学科	48	48	48	48				
経営学部	1部	経営学科	40	48	48	52	2年次から3年次で 38単位以上	128	あり	
	2部	経営情報学科	44	44	48	48				
法学部	1部	法律学科	52	52	60	60	なし	136	あり	1・2年次各4単位、3・4年次各12単位ま で、一定の要件で1部履修が可能。
	2部	政治学科	48	48	48	48	なし	136	あり	
人文学部	1部	日本文化学科	52	52	60	60	2年次から3年次で 52単位以上	132	あり	
	2部	英米文化学科	48	48	48	52	2年次から3年次で 48単位以上	124	あり	
工学部		社会環境工学科	50程度に 指導	40-45程 度に指導	40-45程 度に指導	—	科目群で規定	136	進級の際 に特定	1年次から2年次で進級要件を規定。 ただし、電子情報工学科では、3年次 から4年次にも規定。
		建築学科				124				
		電子情報工学科				136				

表 3・2・d. 各研究科の修了要件（法務研究科を除く）

研究科	修士課程	博士(後期)課程	摘要
経済学研究科	30単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格すること	12単位以上を修得し、博士論文の審査および試験に合格すること	
経営学研究科	30単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格すること	12単位以上を修得し、博士論文の審査および試験に合格すること	
法学研究科	30単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格すること	12単位以上を修得し、博士論文の審査および試験に合格すること	
文学研究科	32単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格すること	12単位以上を修得し、博士論文の審査および試験に合格すること	
工学研究科	30単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格すること	14単位以上を修得し、博士論文の審査および試験に合格すること	修士では必修科目12単位、博士では特殊研究6単位が必修。

3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

成績評価は、本学学則第 23 条「授業科目の成績の評価は、優、良、可および不可とし、優、良および可を合格とする」による。各評価の点数は、表 3・2・e のとおりである。この学則をもとに各学部では、冊子『履修の手引』に成績評価の基準を載せ、学生に評価基準を明示し、ガイダンス時に周知徹底を行っている。また大学院では、北海学園大学大学院学則第 26 条に「修士課程および博士(後期)課程学生の試験の評価は、優、良、可および不可とし、優、良および可を合格とする」、また「法科大学院の課程における学生の試験の評価は、秀、優、良、可および不可とし、秀、優、良および可を合格とする」と定めており、適切に運用されている。

個々の授業の評価方法については、担当教員がシラバスにて明示し、評価方法について積極的に提示している。

評価の結果については、年 3 回学生本人および学費支給者に成績表を通知し、評価への疑義に対しては成績照会を実施し、評価に誤りがないように対応している。また、実務的な対応も含め、学期中の成績評価の訂正については、教務委員が対応して講義担当者に対する第三者の確認を行い、その措置が妥当であるか否かを判定したうえで、そのつど教授会に報告し、成績評価の公明性を担保している。

表 3・2・e. 成績評価基準

合 格			不 合 格
優(A)	良(B)	可(C)	不可(D)
100 点～80 点	79 点～60 点	59 点～50 点	49 点以下

成績評価の結果の活用については、進級時および成績表の通知後、成績不良者に対して勉学意欲の喚起を促すために、学生本人および保護者もふくめ成績相談会を実施している。この 3 年間の実績では、1 部は在籍者の約 1 割、2 部は約 2 割の学生を対象にした相談が行われており、学生の意欲の回復、大学とのつながりの回復、家族からの激励となって、学業の継続と成績の向上に効果をもたらしている。また、定期試験、追試験または再試験(工学部のみ)の成績をもとに、特定の科目では成績に応じて履修の可否を決定している。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

各学部・研究科の専門分野や教育目標に応じて、以下のように教育内容・方法に特色ある工夫がなされている。

【大学】

〈**経済学部**〉では、自分たちの足もとの地域経済と地域社会を総合的に考察し、より自立的な地域づくりを展望できる教育研究を追究することを意図し、平成15(2003)年に1部2部ともに地域経済学科を開設した。全国的にみても、地域経済を対象に教育研究を行う学科が設けられている大学は数少なく、また地域経済の課題に応えるという意味でも、北海道の地においてこの学科を開設した意味は大きい。この地域経済学科では、導入教育の一環としてオムニバス方式のもとで、1年次学生を対象とした科目「地域研究入門」が開講されている。この科目は、地域経済学科の専門科目担当専任教員全員によって担当される。地域研究には多様な分野が含まれていることから、学生が「地域」をキーワードとする学修に対して体系的にアプローチできるようにするために、各教員がその専門分野について「地域」に関する基本的で重要な事項を取りあげる科目が必要である。このために「地域研究入門」が開講されているが、この授業はその後の講義の履修やゼミナールの選択など展望をもって学修するための刺激となっている。

また、1部地域経済学科では、現実の生きた地域経済・社会を学修することを目的として、地域づくりを直接見聞・体験する科目「地域研修Ⅰ・Ⅱ」を開講している。講義やゼミナールなどで学んだ理論や知識をもとにしながら、地方自治体や民間企業、各種団体やNPO法人などにおけるさまざまな「地域づくり」「マチおこし」「国際交流」などの取組みに触れることによって、その地域が抱える悩みや問題、あるいはよき事例から学習し、泊まり込みなどで地域住民との交流をさらに深めながら、地域づくりに寄せる住民の思いを学び取ることを重視している。この研修成果は、地域研修報告会においてゼミナール単位で相互に発表し合い、その概要を『地域研修報告書』として冊子にまとめ、ホームページでも公表している(特記事項1・2・④参照)。

さらに、インターンシップを科目として開設し、学生を企業・自治体・各種団体の職場に直接派遣し、一定期間就業体験をさせ、実際にさまざまな職場を体験することで、在学中に将来の職業に対する自覚を高め、大学での学修を将来の進路に結びつけ、より具体的な目標を持って社会人になるための準備とすることをねらいとしている。

〈**経営学部**〉では、実践的教育を重視している。英語教育では、「総合実践英語」において英語コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養い、その能力の実践機会として「海外総合実習」において、約3週間海外で語学研修や社会調査、企業訪問を行って、生きた英語コミュニケーション能力を身につけるとともに、国際社会を実体験させている。経営学教育の実践の場としては、「企業研修」において、約2週間企業の現場で研修を行っている。企業の生産・販売・物流・財務部門等の現場で研修することで、経営の基本的な仕組みや流れ、企業と社会・取引先とのかかわり、組織における社員行動など、経営の知識を具体的・実践的な知とし、理論の実践化を図り、具体的な課題探求能力を養っている(特記事項1・2・③参照)。

行動科学系では、必要な科目を修得することにより、(社)日本心理学会が認定する「認定心理士」資格を取得できる。「認定心理士」とは、心理学に関する標準的な基礎知識と基

礎技術とを正規の課程において修得しているということを認定する資格で、将来就く職で心理学的な素養を求められる場合や心理系の大学院へ進学する場合などに活用できる。

また、情報技術を活用した教育に力を入れている。講義支援システム GOALS（特記事項 1・1・②参照）を活用して、学生に対して事前事後に授業資料やシラバスを提示することで予習復習を促進し、またオンラインテストを行って教育効果の向上を図っている。1 部では学生全員にノートパソコンを持たせ授業で活用することで、学生の情報機器操作技能の向上に力を入れている。また、1 年次から 4 年次までコンピュータを操作する情報系科目を配置することによって、年次を追うごとに情報処理能力の向上を図り、さまざまな情報系の資格取得につながっている。

〈法学部〉では、実際の法的紛争の解決手法を分析・検証する能力を身につけると同時に、法学文献の収集能力を高めるために、判例演習室に所蔵された諸資料（法令集、判例集、法律専門雑誌など）および諸検索ツール（各種データベース）が積極的に活用され、効果をあげている。また、主として司法書士を志望する学生に確固たる指標を与えることを目的として、毎年、希望者（必ずしも法学部生に限定されない）に対し無料で法職講座を開いている。指導には、本学教員および本法学部卒業生ら司法書士資格者があたり、司法書士試験科目全般にわたり懇切丁寧な指導を行っている。本講座からは、毎年司法書士試験合格者が誕生しており、専門知識をもって地域社会に貢献したいという多くの学生のニーズに応えている。また、法学部の全専任教員は、オフィス・アワーを週に 2 時間程度定めて公表し、その時間は研究室において学生からの質問などに対応する態勢を整えている。これらのことは、学生と教員との間の意思疎通、授業改善の面のみならず、学生の主体的な勉学態度の維持、向上の面でも有益である。なお、平成 15(2003)年度より、法学部は学部独自の学生相談窓口を設け、法学部学生相談委員（教員）が、学部の教務関係事項に関する相談から法学部学生の個人的な相談ごとまで広く対応している。その大半を占める教務関係に関する相談内容および回答は、原則として掲示により公表し（相談者の氏名など個人情報秘匿）、他の学生の参考にも資するよう努めており、これまで順調に機能している。相談内容および回答については教授会においても定期的に報告され、教員間で共通の認識が保有されている。

〈人文学部〉では、日本文化学科において「歩く、見る、聞く」作法を身につけることを目的に、関西方面を巡るフィールドワークを「日本文化演習」として実施している。また、英米文化学科では「使える英語」の修得と異文化交流の実践を目的として、ブロック大学における語学研修を「国際文化演習」として実施している。「国際文化演習」で、学生はブロック大学の英語集中プログラム（Intensive English Language Program、以下 IELP）に参加する。IELP は世界中から 200 人以上が参加する定評あるプログラムである。学生たちは世界各国からやってきた参加者たちと英語を用い、交流を深めながら、異文化を直に肌で知るという貴重な体験を通して英語力を伸ばしている。さらには、人文学部の特色として、日本語を母語としない人に対する日本語教育指導者の養成を目的とした日本語教員養成課程に力を注いでいることがあげられる。

〈工学部〉の土木工学科は、昭和 37 (1962)年に北海道の私立大学で最初の工学部土木工学科としてスタートしたが、それが改組転換して社会環境工学科となり、一貫して本学の建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）を基調に北海道の開発に応えるべく、教育を行

ってきた。本学科の学習・教育目標は、短期大学土木科から実践的な教育を重んじ、「北海道の施設の計画・設計、建設、維持管理などを行い、環境を守ることが土木工学を修めた土木技術者の仕事」と位置づけてきた背景をもとに、特に環境と維持管理の伝統を生かして決定している。また建築学科では、積雪寒冷地域に適応した建築の完成のため、以下の5つの専門教育科目群を設け教育を展開している。構造、材料・施工、計画・設計、環境・設備、そして専門共通科目群である。それぞれの群では、例えば積雪荷重、凍結融解、北方住宅設計、暖房エネルギー、雪氷など地域独特の課題に対応し、問題を再現・解決できる教育を講義で示すと共に演習や実験を本学の設備・施設で実践している。電子情報工学科においては、電子と情報、すなわちハードウェアとソフトウェアを総合して学ぶことにより、システムや装置全体を見通すことのできる目と、これからの技術の変化にも柔軟に対応するだけでなく、新しい技術を生み出す知識や能力を身につけることに重点を置いた教育を進めている。

【大学院】

〈**経済学研究科**〉では、新しい視点に立った北海道開発に応えるべく、経済政策専攻を中心として狭義の経済政策に限らず、地域社会関連の専門分野の科目を設け、地域に根ざした大学院として全期間夜間履修を含む「教育方法の特例」を導入しており、大学などにおける自立的な研究者のみならず、地域社会の専門分野において必要な能力と豊かな学識を有する人材を育成することによって地域社会のニーズに応える教育研究を行っている。

〈**経営学研究科**〉では、ニトリ寄附講座（特記事項 3・2 参照）を設置し、社会の第一線で活躍している経営者の声を直に聞いて、現実に即した学習ができるようにしている。また、経済学研究科開講科目を履修可能とするほかに北海道大学大学院経済学研究科との単位互換を実施して、経済学にも視野を広げて学べるようにしている。

〈**法学研究科**〉では、教員スタッフを中心とする3つの研究会（公法研究会、民事法研究会、現代政治研究会）が定期的開催されており、大学院の学生も教員に準じる研究メンバーとしてこれらに参加する仕組みになっている。このような研究会参加を通じて、学生は専門的な知識や発想に習熟することとなる。また、北海道大学法学研究科および東北学院大学法学研究科との間で単位互換協定を締結しており、特に前者については、毎年盛んに活用されている。また、学生の多様なニーズに対応するべく、個別の関心テーマに即した法律学特殊研究および政治学特殊研究の授業が開講されている。例えば、前者については、税理士会からの要請に応じる形で、数年にわたり租税に関連する法律学科目を法律学特殊研究として開講してきている。

〈**文学研究科**〉は、入学者は他大学出身者や多様な年代からなる社会人が多く、教員をはじめ一般院生にもよき影響をもたらしている。本研究科の特質は、これら社会人院生の期待にどれだけ応じることができるか否かにかかっているといても過言ではないため、この点を考慮したカリキュラムの一層の充実を図っている。

〈**工学研究科**〉建設工学専攻では、積雪寒冷地域にふさわしい生活環境の創出技術に関する教育・研究に重点を置いており、世界的な視野の広がりのもとでの積雪寒冷地域で関心の高い自然災害、建設材料の低温特性、居住、社会施設等の基礎理論または応用工学の分野についての教育と研究を追求している。また、電子情報工学専攻においては、つねに変

革していく情報革命の先端技術を担う研究分野を追求している。

〈法務研究科(法科大学院)〉では、毎年、入学した法学既修者に対して、教務ガイダンスを含めて、オリエンテーションプログラムの一環として、民事法、刑法、公法について実定法学入門講義を実施している。平成 18(2006)年度は合宿形式で行い、法律基礎科目について、それぞれの法的な考え方、判例・文献の調べ方、学習方法について解説したが、法科大学院における勉学姿勢を確認するとともに、学生、教員間の交流を深める機会として極めて有意義であり、今後とも継続していく。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程などにおいて通信教育を行っている場合には、それぞれの添削などによる指導を含む印刷教材などによる授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では、通信教育は行っていない。

(2) 3-2の自己評価

【大学】

〈経済学部〉は、平成 15(2003)年に改組転換された経済学科と地域経済学科の2学科体制のもとで、科目群の充実とカリキュラムの量質面での発展を図り、学部が目標とする教育課程は充実しつつある。特に北海道にある経済学部として、グローバル化が進展する中において地域に根ざしながら地域経済学科の開設をし、また生きた現実からの学習意欲の向上、問題意識の涵養、そして地域住民とともに実践的な課題に取り組むための研修授業を導入してきたことは、北海道という地域の課題に応える教育内容・方法を取入れている。

〈経営学部〉の教育課程は、教育目的に沿って体系的に編成されており、学部規則によって規定され、適切に運用されている。「海外総合実習」や「企業研修」に学生が積極的に取り組み、研修終了後には見違えるような成長を遂げているという成果をあげており、教育編成の効果は顕著に現れている。また「認定心理士」の資格や情報系の資格取得者も多数出ており、学生の情報技術の活用能力は向上しており、講義支援システム GOALS を使った教育効果が現れている。

〈法学部〉は、学科選択制の導入と学科間の入試の一本化によって大幅なカリキュラムの改定を行い、法律学、政治学を専攻する学生のための授業科目が有機的に再編成され、4年間の体系的な一貫教育をめざしながら、群別の選択必修制度が緩和され、学生の自主的な科目履修を尊重し、多様な関心・ニーズに対応できる編成が行われている。

〈人文学部〉では、「国際文化演習」の体験が、大いに大学での学習の動機づけになっている。この研修がきっかけとなって、再びブロック大学(カナダ)に個人的に留学する学生が多いことから、「国際文化演習」が学習への大きな動機づけになっていることは明らかである。また、「日本文化演習」も、北海道の外へ出て行く機会が乏しい学生を、日本文化の一つの源流にふれさせることにより、日本文化を専攻する学生たちの学習意欲を増している。

〈工学部〉における学生と教員における教育・学習結果の評価は、各学科の教育・学習方針により取り組み方や評価方法は異なり、各学科の独自性をも考慮した形で行われている。

革していく情報革命の先端技術を担う研究分野を追求している。

〈法務研究科(法科大学院)〉では、毎年、入学した法学既修者に対して、教務ガイダンスを含めて、オリエンテーションプログラムの一環として、民事法、刑法、公法について実定法学入門講義を実施している。平成 18(2006)年度は合宿形式で行い、法律基礎科目について、それぞれの法的な考え方、判例・文献の調べ方、学習方法について解説したが、法科大学院における勉学姿勢を確認するとともに、学生、教員間の交流を深める機会として極めて有意義であり、今後とも継続していく。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程などにおいて通信教育を行っている場合には、それぞれの添削などによる指導を含む印刷教材などによる授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では、通信教育は行っていない。

(2) 3-2の自己評価

【大学】

〈経済学部〉は、平成 15(2003)年に改組転換された経済学科と地域経済学科の2学科体制のもとで、科目群の充実とカリキュラムの量質面での発展を図り、学部が目標とする教育課程は充実しつつある。特に北海道にある経済学部として、グローバル化が進展する中において地域に根ざしながら地域経済学科の開設をし、また生きた現実からの学習意欲の向上、問題意識の涵養、そして地域住民とともに実践的な課題に取り組むための研修授業を導入してきたことは、北海道という地域の課題に応える教育内容・方法を取入れている。

〈経営学部〉の教育課程は、教育目的に沿って体系的に編成されており、学部規則によって規定され、適切に運用されている。「海外総合実習」や「企業研修」に学生が積極的に取り組み、研修終了後には見違えるような成長を遂げているという成果をあげており、教育編成の効果は顕著に現れている。また「認定心理士」の資格や情報系の資格取得者も多数出ており、学生の情報技術の活用能力は向上しており、講義支援システム GOALS を使った教育効果が現れている。

〈法学部〉は、学科選択制の導入と学科間の入試の一本化によって大幅なカリキュラムの改定を行い、法律学、政治学を専攻する学生のための授業科目が有機的に再編成され、4年間の体系的な一貫教育をめざしながら、群別の選択必修制度が緩和され、学生の自主的な科目履修を尊重し、多様な関心・ニーズに対応できる編成が行われている。

〈人文学部〉では、「国際文化演習」の体験が、大いに大学での学習の動機づけになっている。この研修がきっかけとなって、再びブロック大学(カナダ)に個人的に留学する学生が多いことから、「国際文化演習」が学習への大きな動機づけになっていることは明らかである。また、「日本文化演習」も、北海道の外へ出て行く機会が乏しい学生を、日本文化の一つの源流にふれさせることにより、日本文化を専攻する学生たちの学習意欲を増している。

〈工学部〉における学生と教員における教育・学習結果の評価は、各学科の教育・学習方針により取り組み方や評価方法は異なり、各学科の独自性をも考慮した形で行われている。

しかし、「社会で通用する人材を送り出しているか」という評価のアウトプットとして、学生の就職状況や就職先からの評価などを総合すると、所期の目標は達成されている。

【大学院】

〈**経済学研究科**〉では、現有教員で提供できる学修内容の点検と必要な教育内容の明確化と教育方法の問題を、社会的ニーズと使命を探りながら、また一定の院生を確保するためにも、現行教員の研究能力がさらに発揮される条件を整え、授業科目の開講方式を改善し、より魅力のあるカリキュラムを検討していく必要がある。

〈**経営学研究科**〉では、魅力ある講義を展開するべくカリキュラムを改訂し、講義科目を大幅に増加させてきたことは、大学院生の研究を効果的に支援できたばかりでなく、担当教員の授業負担の平準化にもつながった。

〈**法学研究科**〉の授業は、いずれもマン・ツー・マン、またはごく少人数で集中的に、かつ学生のニーズに即して親身に行われるため、教員の負担が大きくなっている。また、幅広い法律学のうち、若干の科目について博士（後期）課程の担当教員がいない。これらの点は、検討課題として残されている。また、社会人学生が多く、修了までにある程度の期間を要し、最低修了年限では足りない場合が多いことも課題の1つである。さらに、ここ何年かにわたり修士論文の発表方法を整えることに努めており、それは次第に軌道に乗ってきている。

〈**文学研究科**〉で行われている全学公開の中間発表会は、大学院生の多様な研究ニーズに応えるものであり、大学院生の研究への大きな動機づけとなっている。また、文学研究科の研究成果は、査読体制をもつ『年報 新人文学』において発表でき、質量ともに充実しつつある。

〈**工学研究科**〉では、建設工学専攻における土木系と建築系にわけることによって教育体系が明確化し、また全体では新カリキュラムによる教育の充実、学位取得手順の体系化、大学院担当教員の充実などさまざまな方策が実施され、結果として大学院進学者が増加する傾向にある。

〈**法務研究科(法科大学院)**〉は教育の連携を図るために、札幌弁護士会および北海道大学法科大学院との間で法科大学院教育のための協議会が設置され、3ヵ月に一度の割合で会議を開催し、教育内容について協議を重ねている他、札幌弁護士会から推薦を受けた弁護士による実務系科目の担当など協力関係を深めている。将来的には、法科大学院直属の法律事務所を開設し、地域住民の日常的な法律相談については無料で応じる体制を整えて、地域社会に貢献することを考えている。なお、平成18(2006)年に、自習室および図書室完備の法科大学院の専用校舎が完成し、そこで24時間勉学できる体制が整うこととなった。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

【大学】

〈**経済学部**〉においては、入学当初から学部の教育内容の概要を理解し、その学修を希望している学生はほぼ半数である。残りのおよそ半数は、必ずしも経済学部を希望しないで入学してきている学生である。この現状に対して、経済学部は、基礎ゼミナールの充実、小クラス化、教員のFD(Faculty Development)などに積極的に取り組んできた。このことが

しかし、「社会で通用する人材を送り出しているか」という評価のアウトプットとして、学生の就職状況や就職先からの評価などを総合すると、所期の目標は達成されている。

【大学院】

〈経済学研究科〉では、現有教員で提供できる学修内容の点検と必要な教育内容の明確化と教育方法の問題を、社会的ニーズと使命を探りながら、また一定の院生を確保するためにも、現行教員の研究能力がさらに発揮される条件を整え、授業科目の開講方式を改善し、より魅力のあるカリキュラムを検討していく必要がある。

〈経営学研究科〉では、魅力ある講義を展開するべくカリキュラムを改訂し、講義科目を大幅に増加させてきたことは、大学院生の研究を効果的に支援できたばかりでなく、担当教員の授業負担の平準化にもつながった。

〈法学研究科〉の授業は、いずれもマン・ツー・マン、またはごく少人数で集中的に、かつ学生のニーズに即して親身に行われるため、教員の負担が大きくなっている。また、幅広い法律学のうち、若干の科目について博士（後期）課程の担当教員がいない。これらの点は、検討課題として残されている。また、社会人学生が多く、修了までにある程度の期間を要し、最低修了年限では足りない場合が多いことも課題の1つである。さらに、ここ何年かにわたり修士論文の発表方法を整えることに努めており、それは次第に軌道に乗ってきている。

〈文学研究科〉で行われている全学公開の中間発表会は、大学院生の多様な研究ニーズに応えるものであり、大学院生の研究への大きな動機づけとなっている。また、文学研究科の研究成果は、査読体制をもつ『年報 新人文学』において発表でき、質量ともに充実しつつある。

〈工学研究科〉では、建設工学専攻における土木系と建築系にわけることによって教育体系が明確化し、また全体では新カリキュラムによる教育の充実、学位取得手順の体系化、大学院担当教員の充実などさまざまな方策が実施され、結果として大学院進学者が増加する傾向にある。

〈法務研究科(法科大学院)〉は教育の連携を図るために、札幌弁護士会および北海道大学法科大学院との間で法科大学院教育のための協議会が設置され、3ヵ月に一度の割合で会議を開催し、教育内容について協議を重ねている他、札幌弁護士会から推薦を受けた弁護士による実務系科目の担当など協力関係を深めている。将来的には、法科大学院直属の法律事務所を開設し、地域住民の日常的な法律相談については無料で応じる体制を整えて、地域社会に貢献することを考えている。なお、平成18(2006)年に、自習室および図書室完備の法科大学院の専用校舎が完成し、そこで24時間勉学できる体制が整うこととなった。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

【大学】

〈経済学部〉においては、入学当初から学部の教育内容の概要を理解し、その学修を希望している学生はほぼ半数である。残りのおよそ半数は、必ずしも経済学部を希望しないで入学してきている学生である。この現状に対して、経済学部は、基礎ゼミナールの充実、小クラス化、教員のFD(Faculty Development)などに積極的に取り組んできた。このことが

効を奏して、学生のモチベーションの維持・向上を窺うことができた。一般的に教育方法と内容の質的改善が学生の資質向上に資するといわれているが、本学部においてもこのことが確認されている。また、開設して5年目になる地域経済学科の特色をより強く社会に打ち出していくとともに、多様な選択肢を残し、入学前後の導入教育の充実、入試制度におけるより細かな対応によって、学部としての特色がより発揮できる条件を整え、カリキュラム改革を促進することが課題となっている。また、これまで十分に検討されてきたとはいえない2部について、時代状況が変化しつつあるなかで、その特性・特色の発揮と改善のための方策の検討がもたれている。

〈経営学部〉では、昨年度で現行カリキュラムを一巡し、全般的な見直し作業に入っている。その一貫として平成19(2007)年度ニトリ寄附講座を授業科目としてカリキュラムに位置づけるとともに、経営学部の教育理念をより一層達成するため、つぎのカリキュラム改革に向けてカリキュラム検討委員会を立ち上げ、検討に入っている。今後も、現実の経営と乖離することなく、社会に出て即戦力となりうるような教育の充実を図っていく。また、FD活動も今後継続し、さらなる改善をめざしていく。

〈法学部〉には平成17(2005)年度に「2年次学科選択制」が導入され、それに伴い改訂された新しいカリキュラムに則った教育が、現在進行中である。この学科選択制および新カリキュラムの成果については今後検証し、新たなカリキュラムの構築をも視野に入れて、より良い方向をめざす必要がある。その際、卒業単位数や年次ごとの履修制限単位数、教養教育と専門教育との関係、選択必修科目の設定方法、授業科目の年次配当などのほか、大学入学の容易化にともなう初年次教育の検討も重要な課題となる。また、法職講座については、現在のところ、講座担当者への礼金が北海学園大学法学会に寄せられた寄附により賄われており、本講座の実績を維持し向上させるためには、こうした好意に依存する運営から脱却して、制度的確立に努める段階にあるといえる。さらに、法学部学生相談については、その内容の大半が授業・成績評価方法・時間割についての要望・苦情などの教務事項のため、どうしても教務委員を兼務している学生相談委員、特に教員に業務が集中してしまい、場合によっては教務委員兼学生相談委員が、一人で何通もの投書の処理と対応を背負うことになり、負担が大きい。しかし、相談内容の大半が教務事項だからこそ、教務委員が学生相談委員を兼ねている方が相談内容の共有・対応は迅速・確実になされるという面もあり、今後は具体的にどうすべきか、十分に検討される必要がある。

〈人文学部〉の教育課程は教育目的に即して体系的に編成されており、適切に運営されている。また「国際文化演習」は学生たちの評価をえているが、このような短期研修制度に対して本格的な留学制度が本学では設けられておらず、学生のニーズに応えるためにもその整備を急ぐ必要がある。

〈工学部〉は、現在、多くの私大が少子化による受験者数の減少や学生の理系離れによる工学部志望者の減少に伴い、入学試験の多様化による入学定員の確保を図らなければならない状況を共有している。その結果、入学生の数物系の履修状況のばらつきや基礎学力の低下などの傾向が見られる反面、工学部に対して文理系の多様な価値観をもって学際的な分野を志望する学生も見られる。

このような問題に対処するため、教育課程においては、共通基礎科目での基礎学力の養成、数物系の科目の補完授業の整備など初年次教育や導入教育の充実を図ることが課題で

ある。教育学習の評価の観点からは、専門分野科目でも理解度の低い科目については補講の実施や、現在実施している学生のアンケート結果や教員間のFD活動を積極的に行って授業改善を進め、講義のみならず実験・実習を通じて工学分野へ関心を高め、理解度の向上を図る工夫を進める。また、今後は、インターネットを使った講義や学外のゼミナール（講演会）への参加も必要であろう。

多様な価値観をもち、学際的な分野を志望する学生を視野に入れて、工学部は平成19(2007)年から新体制の学部として組織再編を行った。社会環境工学科では社会環境と環境情報の2コース制を、電子情報工学科では電子情報と人間情報の2コース制を取入れ、建築学科では文系・デザイン系の内容も含む発展型カリキュラムを整備し、これらの要望に応じていく。

【大学院】

〈**経済学研究科**〉では、現有教員で提供できる学修内容の点検、必要な教育内容の明確化と教育方法の問題、社会的ニーズと使命を探りながら、また一定の院生を確保するためにも、現行教員の研究能力がさらに発揮される条件を整え、授業科目の開講方式を改善し、より魅力のあるカリキュラムを検討していく。

〈**経営学研究科**〉では出願者・合格者の大半は社会人であるが、今後も社会人の実践的要請に応えられるよう学習環境と条件を含めた体制づくりに一層努めるとともに、一般学生へのPRを強化して大学院進学者の拡大を図り、それに応えられるよう教育内容のさらなる充実を図る。

〈**法学研究科**〉は今後の論文発表の方法について、論文発表の媒体である『法学研究科論集』や『法学研究』の電子化の検討を開始する。

〈**文学研究科**〉では中間発表会のさらなる充実とともに、博士(文学)の学位取得者が執筆した論文の刊行を中心に北緯40度圏から発信する『新人文学叢書』の発刊を企画している。また、日本文化専攻に比べて英米文化専攻に対する志願者・入学者が少なく、このことが課題となっている。そのため英米文化専攻では、設置年度が完成したことを踏まえ、新しいカリキュラムの検討を始め、さしあたり語学教育に特色を出しうるように努めている。

〈**工学研究科**〉を取り巻く社会情勢の変化は激しく、学問の理念、教育・研究の方向性に変化が求められているなかで、大学院教育の目的のさらなる明確化と研究基盤の強化、産学官協力にもとづく大学院教育・研究の増進などの面で、理想的な研究科のあり方を模索・計画・実施を繰り返し、将来を展望する。

〈**法務研究科(法科大学院)**〉は、将来的には、法科大学院直属の法律事務所を開設し、地域住民の日常的な法律相談については無料で応じる体制を整えることを検討している。

〔基準3の自己評価〕

建学の精神である「自由で不屈な開拓者精神」を高等教育の場において貫徹させ、独自のカリキュラムを編成し、専門的知識や技能の修得にとどまらず、「自立」と「自律」の精神を身につけ、かつ本学に求められている社会的要請に広く応えうる人材の育成をめざした教育を行うために、この教育目的は教育課程や教育方法に十分反映されている。

5 学部 6 研究科を擁する総合大学として、それぞれの学部・研究科の特性に応じ、多様な教育を展開しながら、大学としての目的を果たすためそれぞれ共通の課題に取り組み、特に北海道の地域に根ざして社会的に要請されている学生を送り出すため、必要な教育が十全になされている。

教育課程も、それぞれの学部・研究科の目的と特徴を發揮しながら、北海道という地域の課題に応える教育内容・方法を取入れており、実践的で目的を持った教育や多様な関心・ニーズに対応できる編成へとカリキュラムを展開し、結果として学生の就職状況が良好なことなどから総合すると、本学の教育目標を達成すべく、その教育課程が充実して展開されている。

〔基準 3 の改善・向上方策（将来計画）〕

教育課程の入学（入口）と卒業（出口）から考えると、最近の学生の動向を踏まえて、さらなる初年次教育の充実と新入生の大学に対する帰属意識・アイデンティティと個々の学修目標が持てるような導入教育、そのための組織的体制の整備が共通の課題である。

また、自己点検・評価にもとづくカリキュラムの改革に着手し、時代と社会の要請に応えるべく、内容また教育方法において改善を加え、そのために自己点検・評価の恒常化と組織的な対応が共通の課題である。

そして、すべての学生を標準修学年限で卒業させること、そのための多面的な相談業務を充実させること 各部門の連携を強化すること、きめ細かい指導体制の充実策を講ずることなどが課題である。

基準 4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1） 事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色など」で述べているように、本学は「自由で不屈な開拓者精神」を建学の精神としている。本学は、この「開拓者精神」を現代の意味においてみずからのものとし、本学の各学部が掲げる教育理念の下に主体的に学び、「自立」と「自律」の気概をもって行動し、積極的に社会に貢献しようとする人を「求める学生像」としていることが、アドミッションポリシーのなかに明確に述べられている。また、各学部においては、この「学生像」をおのおのの教育理念に照らして具体的かつ詳細に表すものとして、独自のアドミッションポリシーを定めている（付録 2 参照）。

大学および各学部のアドミッションポリシーは明確な文章および箇条書き形式で、入学試験要項およびホームページに掲載されており、全ての受験生および学外一般へ向けてのメッセージとして提示されている。このアドミッションポリシーに基づいた学生募集の詳細は、進学説明会、高校訪問、オープンキャンパス、高校生やPTAの訪問などの機会に口頭により説明がなされている。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験などが適切に運用されているか。

〈入試の体制と運用〉

表 4-1-a は、本学の学部別入学試験方法の一覧表である。入学試験には、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）、併設校推薦入学試験、および特別入学試験があり、このうち特別入学試験には、推薦入学試験（公募制、指定校制）、アクティブ特別入学試験、課題小論文特別入学試験、社会人特別入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）、海外帰国生徒特別入学試験、外国人留学生特別入学試験がある。これら各種入学試験のうち、一般入学試験および併設校推薦入学試験は、全ての学部・部・学科において実施されるが、その他の入学試験は各学部・部・学科がそれぞれ掲げるアドミッションポリシーに沿って、学生受入れの理念に適合する入学試験を取捨選択して実施している。

本学の入学試験体制は、学長、学部長、学生部長、入試部、入試制度委員会、および各学部の特別入試委員会による全学的組織体制で運営・実施されている。このうち、入試部は入試部長、入試委員会および入試課から構成されており、入試広報から入試要項の作成、学生募集、試験の実施、出題採点、合格者判定原案の作成、合格発表、および入学手続に至るまでの一連の業務を策定および実施している。最も重要な合否判定は、一般入学試験と大学入試センター試験利用入学試験、および併設校推薦入学試験にあっては、各学部担当の入試委員が作成した判定資料に基づいて、学長、当該学部長、入試部長、および担当入試委員の四者会談による審議を経て、入試委員会が合格者判定原案を作成し、全学的な入学者判定会議において最終決定するという厳格な判定体制を取っている。

表 4・1・a . 学部別入学試験方法

部	部	学科/コース	入学定員	募 集 人 員											
				一般入試	大学入試 センター試験		推 薦 入 試			7717 入試	課題 小論文 入試	社会人入試		海外帰国・ 外国人留学 入試	
					I 期	II 期	公募	指定校	併設校			I 期	II 期		
1	経 済	経 済	160 名	*	*	—	*	—	*	—	—	—	—	*	
		地域経済	140 名	*	*	—	*	*	*	—	—	—	—	*	
	経 営	経 営	160 名	*	*	—	—	*	*	*	—	*	*	*	
		経営情報	140 名	*	*	—	—	*	*	*	—	*	*	*	
	* 法学部 (法律・政治)		255 名	*	*	—	—	*	*	—	—	—	—	*	
	人 文	日本文化	100 名	*	*	—	*	—	*	—	—	*	—	*	
		英米文化	95 名	*	*	—	*	—	*	—	—	*	—	*	
	工	社会 環境 工	社会 環境	80 名	*	*	*	*	*	*	—	—	—	—	*
			環境 情報		*	*	*	*	*	*	—	—	—	—	*
		建 築	80 名	*	*	*	—	*	*	—	—	—	—	*	
		電子 情報 工	電子 情報	100 名	*	*	*	*	—	*	—	—	—	—	*
人間 情報	*		*		*	*	*	*	—	—	—	—	*		
2	経 済	経 済	75 名	*	—	—	*	—	*	—	—	*	*	—	
		地域経済	45 名	*	—	—	*	—	*	—	—	*	*	—	
	経 営	経 営	100 名	*	—	—	*	—	*	—	—	*	*	—	
	* 法学部 (法律・政治)		180 名	*	—	—	—	—	*	—	*	*	*	—	
	人 文	日本文化	40 名	*	—	—	*	—	*	—	—	*	—	—	
		英米文化	30 名	*	—	—	*	—	*	—	—	*	—	—	

また、その他の特別入試にあつては、各学部の特別入試委員会が判定原案を作成し、入試委員会の議を経て、各学部教授会で判定を行う。入試制度の変更などに関わる事項は、入試部長が委員長を務める入試制度委員会において、学長の諮問を受けての審議あるいは独自の調査に基づく審議の結果を学長に答申あるいは具申し、それに基づいて具体化する。これらの入学試験体制は、入学試験規程および入試委員会規程として詳細かつ明確に定められている。

入試問題の作成にあたっては、出題委員の科目グループ内での検討に加えて、出題委員以外の問題点検委員による学内点検を通して、出題ミス of 未然防止に努めている。

一般入学試験当日は、学長、入試部長、学生部長、各学部長、事務部長からなる試験実施本部、および入試部長、入試委員、入試課職員などからなる試験場本部を設置し、試験実施本部の管理のもとで、試験場本部が中心となって適正かつ厳正に試験を実施している。

さらに学部・部・学科は1部と2部(工学部を除く)ともに短期大学などからの3年次編入学試験を実施している。募集人員は、若干名から数十名と学部により異なる。一般編入学試験のほか、学部によっては推薦編入学試験や社会人特別編入学試験がある。筆記試験と面接試験(人文学部のみ)を行い、各学部教授会の審議を経て可否を判定している。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員および在籍学生数ならびに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

表 4-1・b は、本学の各学部・学科について、表 4-1・c は大学院の各研究科について、それぞれ各入学定員・収容定員および在籍学生数を示したものである。

表 4-1・b. 本学の学部・学科とその入学定員・収容定員・在籍学生数

学 部	学 科	入 学 定 員	編 入 学 定 員 (3 年 次)	収 容 定 員	在 籍 学 生 数
経 済 学 部 1	経 済 学 科	160	—	640	817
	地 域 経 済 学 科	140	—	560	693
	経 営 学 科	—	—	—	19
計		300	—	1,200	1,529
経 済 学 部 2	経 済 学 科	75	—	300	433
	地 域 経 済 学 科	45	—	180	215
	経 営 学 科	—	—	—	17
計		120	—	480	665
経 営 学 部 1	経 営 学 科	160	—	640	778
	経 営 情 報 学 科	140	—	560	683
計		300	—	1,200	1,461
経 営 学 部 2	経 営 学 科	100	—	400	468
計		100	—	400	468
法 学 部 1	法 律 学 科	155	20	660	858
	政 治 学 科	100	10	420	531
計		255	30	1,080	1,389
法 学 部 2	法 律 学 科	120	—	480	535
	政 治 学 科	60	—	240	235
計		180	—	720	770
人 文 学 部 1	日 本 文 化 学 科	100	—	400	509
	英 米 文 化 学 科	95	—	380	481
計		195	—	780	990
人 文 学 部 2	日 本 文 化 学 科	40	—	160	209
	英 米 文 化 学 科	30	—	120	138
計		70	—	280	347
工 学 部	社 会 環 境 工 学 科	80	—	320	348
	建 築 学 科	80	—	320	407
	電 子 情 報 工 学 科	100	—	400	442
計		260	—	1,040	1,197
1	部 合 計	1,310	30	5,300	6,566
2	部 合 計	470	—	1,880	2,250
合	計	1,780	30	7,180	8,816

表 4-1-c. 本学大学院の研究科・専攻とその入学定員・収容定員・在籍学生数

研究科	専攻	修士課程			博士(後期)課程		
		入学定員	収容定員	在籍学生数	入学定員	収容定員	在籍学生数
経済学研究科	経済政策専攻	15	30	9	3	9	7
経営学研究科	経営学専攻	7	14	16	3	9	3
法学研究科	法学専攻	7	14	9	2	6	5
	政治学専攻	5	10	13	2	6	1
文学研究科	日本文化専攻	5	10	12	2	6	7
	英米文化専攻	5	10	9	2	6	0
工学研究科	建設工学専攻	6	12	15	2	6	1
	電子情報工学専攻	6	12	1	2	6	1
法務研究科	法務専攻	—	—	—	30	90	84
合	計	56	112	84	48	144	109

平成 19(2007)年度入試における入学者数の入学定員に対する比率は、1部では 125%、2部では 118%である。また、1年から4年までを合わせた在籍学生数の収容定員に対する比率は、平成 19(2007)年 5月 1日現在、1部では 124%、2部では 117%である。このように、入学者数および在籍学生数は、学部・学科間で違いはあるものの、全学の総計値では、1部・2部のいずれにおいても適切な数に維持されている。前項で述べた、入学試験における複数の段階を経た厳格な合否判定の体制が、適切な合格者数の維持にも相当程度有効に機能しているといえる。ただし、このような慎重な合格者数の管理を行っても、学部あるいは学科単位では結果的に入学者数が適正数を越える場合もあり、これに対しては是正計画に基づいて合格者数を調整し、学部・学科単位での適切な在籍者数の維持に努めている。

(2) 4-1の自己評価

〈アドミッションポリシーの明確化〉

大学全体および各学部のアドミッションポリシーを、「平成 20年度 北海学園大学・各学部アドミッションポリシー(入学者受入方針)」として明確に文章化し、入学試験要項に専用の 2 ページを割くとともに、ホームページにも掲載している。これにより、志願者のみならず社会一般に対して明確に公開されている。また、進学説明会、高校訪問、オープンキャンパスなどの口頭で説明を行う機会には、アドミッションポリシーに基づく各入試制度の学生募集の要点について、具体的にわかりやすく説明を行っており、本学に関心を持つ人々に対して、その関心の寄せ方と程度に応じた周知が図られている。

広報の一形態である本学のテレビスポットは、学生が出演のみならず制作にも参加しており、オープンキャンパスに参加した多くの高校生がそのことを知っていることがアンケートの結果から示されている。これは、アドミッションポリシーとして学生の「自立」と「自律」を重要視するという本学からの発信が映像メディアを通して一定程度高校生に伝わっていることの証と見なせる。

アドミッションポリシーの表現や構成、および具体的な募集要項との関連性は、高校生にとってわかりづらい面もまだ残されており、改善の余地がある。

〈入学試験〉

各学部・部・学科の入試制度は、そのアドミッションポリシーに沿った学生ができるだけ確保できるように設定がなされているが、社会情勢や受験生の気質の変化などに対応して、適宜改善や新設も行っている。平成 19(2007)年度入試においては、経営学部が、将来の企業や各種組織におけるリーダーシップ能力に優れた学生を確保するため、アクティブ

特別入学試験（自己エントリー方式）を新たに導入している。

入学試験の中核であり、最も多くの受験生が集まる一般入学試験においては、入試部を中心とした全学的な協力体制のもとで、試験対策本部および試験場本部が適切かつ厳格に運営されており、各試験室の収容受験者数、試験室の配置、試験監督者および室外要員の数と配置、障がい者特別試験室の設定、急病人発生時の医務室対応、地方会場との定時連絡および緊急時対応など、試験運営に際しての重要な事項が、事前の十分な準備のもとに適切に行われている。

入試問題の出題ミスを防止する観点から、学内点検委員の負担が増加している。また、進学説明会、高校生の大学訪問回数、オープンキャンパスの来場者数などがここ数年増加する傾向にあり、入試広報に関連した教職員の負担も増加している。さらに、一般入学試験において地方会場の増設も、教職員の負担増の要因となっている。

（3）4－1の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーは、高校生を主体とする受験生にとってよりわかりやすい表現および構成となるように改善をしていく。また、入試科目や募集要件などの具体的な要項との関連性についても、より明確になるよう各学部で検討する。

少子化の進行、高校の学習指導要領の改訂、理系離れなどの志望傾向の変化などの情勢変化に応じて、今後も入試制度を適宜改善する必要がある。各学部において、アドミッションポリシーとの整合を図りながら必要に応じて検討していく。

入試業務に関連する教職員の負担増の問題については、入試体制の質の低下を招くことなく対処する必要があり、慎重な検討が必要である。入試業務の効率化と負担の公平性を柱とした体制の見直しによりこの問題に対処していく。

4－2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

（1）事実の説明（現状）

4－2－① 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されているか。

学生の学習活動を支援するために各学部で取組まれている活動としては、オフィス・アワーの設定、成績不良学生に対する個別相談、学生の父母などを対象とした説明会の開催などがある。これらの取組みは、おおむね全ての学部で実施されており、基本的な学習支援活動として定着している。また経営学部や工学部では、コンピュータネットワークを利用した学習支援システムを導入し、効果をあげている。大学のホームページ上には全学部の「履修の手引」や「講義概要」を掲載しており、パソコンを通じてどこからでもそれらを参照できるようになっている。また、授業時間外における学生の学修を支援する施設として、教育用視聴覚施設、教育用コンピュータ実習室が設けられており、それぞれ教育用視聴覚施設運営委員会、教育用コンピュータ実習室運営委員会のもとに、学生のニーズを反映した運営が図られている。また、わが国の法令集、判例集、法律専門雑誌を整備した判例演習室を設け、文献情報を的確に入手できる設備として広く利用されている。

4－2－② 学士課程・大学院課程・専門職大学院課程において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学では各課程において通信教育を実施していない。

4-2-③ 学習支援に対する学生の意見などを汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

平成 18(2006)年度から実施された全学の授業アンケートには、各教員の教育方法に関する意見や要望を自由に述べるができるよう、自由記述欄を設けている。各教員はそれらの意見・要望を取入れながら、教育方法の改善に心がけている。また、「投書箱」を設けて学生の意見・要望を随時受け付け、改善に取り組んでいる学部もある。

(2) 4-2の自己評価

クラス担任やゼミナール指導教員とのコミュニケーションが学生への日常的な学修支援の重要な部分をなしていることはいままでの間、各学部とも独自のやり方でクラス・ゼミナール運営に取り組んでいる。しかし、入試形態の多様化により、学生の学修歴にもさまざまな違いが見られることから、それに対応したきめ細かな学修支援の取組みが不十分である。また、学生のメンタルケアも、学修支援の取組みとして重要であるが、メンタルケアの専門スタッフが少なく、この点では本学の体制は十分とはいえない。また、教育用視聴覚設備による学修支援体制は部分的には整備されているが不十分である。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

上記の自己評価に基づき、ソフト面、ハード面での学修支援体制の整備に向けて、年次計画を策定する。

また、学修支援に関する各学部の取組みについて全学的な経験交流を図り、優れた取組みを互いに取入れていくことが重要である。また、ティーチングアシスタント（TA）の積極的活用によるきめ細かな授業の実現、ノートテイカーなどの配置による障がい学生の支援、さらにはメンタルケアにも対応できる学生相談体制の充実などが当面の課題である。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

本学では、学生サービスおよび厚生補導の組織として学生部を設置している。全学の教員により選出された学生部長(教員)、課長以下 6 人の職員、および医務室担当の看護師 2 人により業務を行っている。

学生部が担当する業務は、以下のとおりである。①学生生活および学生相談に関すること、②諸団体および課外活動に関すること、③表彰および懲戒に関すること、④留学生に関すること、⑤奨学生に関すること、⑥福利厚生に関すること、⑦健康管理および保健衛生に関すること、⑧その他必要と認められることである。

学生部の職務に関する意思決定は、学生部長を議長とし、5 学部の代表である学生委員により構成される学生委員会を必要に応じて開催することにより、行われている。学生委員会において審議される重要事項に関しては、各学部の教授会に持ち帰り、再度審議することで各学部の意見が反映される手続きとなっている。特に、問題を起こした学生に対す

る指導は、学生の所属学部との連絡を密にしながら行っている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生部では、学生の修学を支援するためにさまざまな奨学金をあつかっている。日本学生支援機構の奨学金をはじめとして、地方自治体、各種財団法人および民間団体から提供されるものに加え、大学独自の奨学金制度も備えている。奨学金に関しては、新入生ガイドに概要を掲載し入学時にガイダンスを行うとともに、随時学生部掲示板および電子掲示板などにおいて情報提供を行っている。大学独自の奨学金としては、学業優秀であり経済的に学業の継続が困難である学生、また災害などの影響により経済的に学業の継続が困難な学生などに対して給付を行っている。このほか銀行との提携により、低金利で貸付を受けられる教育ローンの制度も設け、経済的に困難な学生を支援している。

大学院生および留学生に関しても、学生と同様に各種の奨学金制度があり、院生に関しては各研究科が、留学生に関しては学生部が選考を行っている。また留学生に関しては、住宅を借りる際の保証金の一部を補助する制度もある。

このほかの支援策として、2部学生に対するアルバイト紹介がある。時間や職種の制限を設け、危険がないか、学生にふさわしいかなどの確認を行ったうえで、紹介の業務を行っている。なお、1部学生に関しては、学生の団体である厚生委員会がアルバイト紹介を行っている。

自宅以外の遠隔地から入学する学生に対しては、安価で安心のできる住居を多く提供するという観点から、アパートの斡旋を北海学園生協に依頼している。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか

本学では、1部自治会、2部自治会そしてキャンパスの離れている工学部自治会のそれぞれがあり、その下で各種のサークル・同好会・愛好会活動が活発に行われている。1部自治会の下には文化協議会および体育会本部、2部自治会には2部サークル協議会および2部体育サークル協議会、工学部自治会には文化サークル連合および体育サークル連合があり、各サークル・各会はいずれかの団体に属している。近年、全国的に学生の自主的な活動が停滞する傾向があるなかで、本学では、自治会が新入生歓迎会・スポーツ大会・各種講演会などの学生間の交流のための活動を自主的に行っていることは、特筆すべきことである。サークルへの参加に関しては、入学のガイダンス時期にサークル紹介の期間を設けており、多くの学生がそれを参考にサークルへの加入を決めている。特に自治会に関しても、同時期に役員として活動することへの勧誘が行われ、これが自治会活動の活性化を支えている。

以上のような活動を行うサークルなどのために、大学は部室を提供し、また体育会系サークルには体育館・グラウンド・トレーニングセンターなどの施設を、文化系サークルには学生会館におけるホール・大小会議室・練習室などを提供しており、多くの学生が利用している。

本学の大学祭(十月祭[豊平キャンパス]・工学祭[山鼻キャンパス])は、学生の組織である十月祭・工学祭実行委員会が主体となって行われているが、その開催に際しても、キャンパスの敷地をはじめとして教室、体育館などを提供し、活発な大学祭が繰り広げられてい

る。また、留学生も留学生会を結成し、年1度の一般学生との交流会をはじめ、それぞれの出身国の語学を教える語学講座、一般市民との異文化交流のイベントを開催するなど活発な活動を行っているが、これに対しても、大学として活動を補助している。

本学において特筆すべきは、東北学院大学との総合定期戦を継続していることである。これは1部・2部それぞれについて札幌と仙台において交替で行われており、1部は平成19(2007)年に53回、2部は26回目を迎えることになる。この定期戦は、体育会系のサークルの対抗戦であることはもちろんであるが、その応援のために自治会、吹奏楽団、応援団などのサークルも参加し、サークル活動を行う学生にとって1つの目標となっている。

本学では、学生から大学諸費を徴収し、これらの活動に対して積極的に補助を行っている。また、各自治会活動および各サークルの遠征費用などの支援を行い、学生自治会費の大学による委託徴収も行っている。同窓会からも、これらの活動に対する支援が行われている。

このような支援の一方で、老朽化している体育館、また学生のための福利厚生施設は、学生数に比してかなり劣っている。これらに関しては、学生からも改善への強い要望が出されている。具体的には、学生が昼食をとるための食堂が少なく狭いため、多くの学生が昼休みに食堂で食事をとることが難しい状況にある。また、学生が憩うためのスペースが少なく、現在あるスペースの環境も十分に整っていない。

このほか学生部では、障がいをもつ学生に対する支援として、彼らを支援するボランティア学生のためのボランティア保険への加入金を負担し、障がい学生の正課外の活動に関する要望(主として施設面)に対応している。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などが適切に行われているか。

学生に対する各種相談に関しては、学生部および医務室が窓口となって対応している。医務室は、毎日午前8時50分から午後9時まで1人の看護師が常駐し、怪我や急病の学生に対応するほか、心身の悩みや病気などの相談に応じている。また学生部では、学生相談日を設けて学生の相談に応じている。一般相談は、学生委員の教員が各自のオフィス・アワーに行うほか、特別相談の機会を設けている。身体精神保健相談は、各週2日2時間ずつ、臨床心理士の資格を持つ教員1人が相談を行っている。しかし、主に医務室を利用しての相談への対応ということもあり、潜在的な要求に応じきれていない。

その他学生生活に関する学生や保護者からのさまざまな相談については、随時職員が対応している。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見などを汲みあげるシステムが適切に整備されているか。

本学において、学生と大学との対話はかなり頻繁に行われている。年に1回、学生自治会の役員など学生団体の代表と学長が懇談する機会が確保されている。また、学生部長は、課外活動団体の翌年度予算の折衝およびヒアリングを、自治会およびサークルの代表者と行うほか、学生からの要望に応じて会談を行っている。学生が自主的に設けた意見箱に投書された意見についても、自治会が随時取りまとめ、学生部長および職員と会談してその声を伝えるようになっている。また、大学側として学生に関わる事項について重

大な変更を行う場合は、その都度学生の代表と話し合いをもち、理解を促すよう努めている。

大学の側から学生に対する情報発信に関しては、学生部の掲示板および大学のホームページを通して、さまざまなイベントや対外試合の結果などを伝えている。

(2) 4-3の自己評価

学生部の学生サービスおよび厚生補導という機能は、現在十分に果たされている。そのなかで特記すべきことは、以下の点である。

現在、学生の処分に関する明文の手続き規定は存在しない。問題が起きた場合は、学則第49条に基づき処分を行っている。学生部が過去に起きた同様の事例に対する処分例を参考に原案を作成し、学生委員会に諮ったうえで関係学部処分案を送り、当該学部教授会の議決により処分が決められ、最終的に学長が決定する。こうした手続きに関する明文規程の作成を検討する必要がある。

北海道においては、経済状況の悪化により学費を払えないことを理由として退学する学生が増える状況にあるが、現在、本学では在学生の約3割が各種の奨学金を受けながら学業を続けている。また、多くの学生がアルバイトに従事しており、そのために成績不振となる学生も少なくない。学生部は、奨学金に関して奨学生の成績調査を行い、必要な学生に対しては指導することで一定の成果をあげている。

本学では、学生の課外活動や自治会活動に対する支援を積極的に行っており、学生の活動もそれに十分に応えている。特に東北学院大学との総合定期戦は、参加するサークルの学生にとって東北学院大学学生と交流する貴重な機会となっているが、教職員にとっても交流を通して、相互の業務や教務にもわたる情報交換の場ともなっている。結果として、この定期戦は大学を見直す機能も果たしている。

本学において、学生からの声を汲みあげる体制はかなり整備されているが、問題なのはそれに十分応えられていないことである。特に、食堂などの福利厚生施設は不十分である。また、学生相談、特に精神的に問題を抱えた学生に対する相談体制に問題がある。問題は、医務室以外に独立した相談室が確保されていないことである。また、年々女子学生の数が増加しているにもかかわらず、相談を受ける専門教員が男性教員1人であり、潜在的に問題を抱えている女子学生の相談に応えることが難しい状況にある。学生相談に関しては、相談室の確保と十分な相談体制の確立が急務となっている。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

上に述べたように、本学の学生は基本的には活発な課外活動を行い、かつ大学と学生とのコミュニケーションも比較的良好な関係にある。これから大学として考えるべきことは、このような学生の活動および要望に対して、大学として応えていくことであろう。

特に、事実の説明で述べたような学生のための福利厚生施設面での問題解決のための方法を施設拡充計画に組み込み、早期に解決していくことが必要である。

また、学内の建物構造が複雑で段差がたくさんあるため、障がいを持つ学生が学内を移動することがかなり困難である。それを容易にするためのバリアフリー化のための改修に取り組んでいるが、さらに積極的にバリアフリー化を推進して障がいを持つ学生の受入れ態

勢の整備に向けて検討する必要がある。

学生相談、特にメンタルケアに関しては専門の教員が配置されているが、常時相談業務に専念する形にはなっていない。また、相談を受けけるインテイクもいないため、看護師がその役目を果たしている状態である。そのため、少なくとも常駐の専任教員と女子学生からの相談に対応するための女性相談員が必要である。

このような人的問題とともに相談業務において必要なのは、安心して相談を受けられる相談室の確保である。学生が利用しやすい場所に、周囲の目を気にせずに訪問できる相談室の整備に向けて検討していく。

4-4. 就職・進学支援などの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

<就職指導組織>

学生が適切な職業・職種を選択するために行う就職活動は、学生一人ひとりに自己の適性、能力を十分に自覚させ、社会や職業との接点を見出させ、結果として悔いのない職業選択を可能にすることが大切である。ここに就職指導の重要性があり、一定の組織と計画に基づく指導が要求される。なお、大学院進学については、各学部の教務に係ることとなる。

大学教育の成果を学生の就職に反映させるために相談・助言を行う就職指導組織は全学的な体制のもとに、柔軟な対応を可能にするものでなければならないことが、ますます強調されてきている。本学では、全学部から選出された教員からなる就職委員会が構成され、各学部における就職指導活動を担っている。また、全学教授会によって選出された教員を部長とする就職部は、全学を対象とし以下の業務を担っている。

①就職指導業務の総合的計画を立案し、執行にあたりその業務を統括する。②就職ガイダンスの立案および実施。③予算案を作成し、その執行・統制にあたる。④就職委員会の運営。⑤学長に委任された事項および就職委員会において決定された事項などの執行にあたる。⑥その他、学生の就職に関すること。以上の項目のほかに、大学関係団体、官公庁、経済関係諸団体などとの直接的な情報交換などがある。

<本学の就職指導の実情>

本学では、毎年10月には翌年度の卒業予定者を対象として、就職希望をする者に就職登録をさせ、その際には学生の個人情報と正確に記載した「進路調査票」を出させている。

就職登録者全員に、ゼミナール担当教員および就職委員・就職課職員による個人面接を受けることを就職登録の条件にしている。その面接で明らかにすることは、①個々の学生がどのような職業観・就職意識を持っているか、②客観的に出された職業適性検査による結果が本人のイメージに合ったものなのか、③職業適性指導と合わせ就職先・勤務地としてどのような希望を持っているか、④将来的にはどのような仕事に就こうと考えているのか、⑤自分としてどのような仕事に向いているのか、⑥どのような人生設計をもっているのか、ということ相互に率直に語り合う内容となっている。さらに就職活動を行っていく際に障害になりやすい消極的な性格の弱点について、しっかり自覚させるとともに自己認識をもたせる狙いがある。

就職部では、就職活動に入る前に就職希望の学生についてできるだけ掌握し、学生の就職意識や企業選択基準を分析し、その結果をもとに地域・規模・業種・職種別に分類し、全体の傾向を把握している。このことが、企業に対する情報提供にも役立つ。

(A) 民間企業希望者に対する就職指導

民間企業希望者に対してさまざまな就職支援活動を行っているが、特に重視しているのが、一人ひとりの学生に対して相談・助言を行う窓口対応である。職業選択、キャリア開発を支援するプロセスを専門的に学んだ、キャリアカウンセラー（GCDF-Global Career Development Facilitator）有資格者も窓口配置している。GCDFは、アメリカから始まり多くの国で認められているキャリア・デベロップメント支援者資格である。窓口対応では、就職に関するつぎの2点を軸として多様な指導を行う体制を整えている。

①就職活動の流れを把握させ、業界動向や職種、または企業の情報を整理、蓄積させること。

②自分の性格や能力を把握し、適性を認識させること。

昨今の民間企業への就職活動は、インターネットを通じてエントリーする方法が全国的に主流となってきている。しかしながら、企業とのパイプをより強固にすることや生きた情報を入手すること、また新規企業開拓により新しいパイプを伸ばし、その情報などを学生に還元するという意味で、依然として企業訪問も就職部業務の大きな役割の一つとなっている。企業訪問では、堅実な会社を抽出し連絡をとることで、その後毎年本学に求人足を運んでくれる会社も多い。就職部および就職委員は、学生のニーズを考慮し、札幌その他の北海道主要都市、東名阪と広範囲に訪問活動を続けている。3年生の2・3月に実施し、約180社の企業と延べ8,000人の学生が参加する学内業界研究会やさまざまな学内説明会などの行事にもこの企業訪問でのパイプ作りは生かされている。

(B) 公務員希望者に対する就職指導

本学では、年間延べ300人以上の公務員等合格者を輩出している。公務員希望者への指導は、以下の6本の柱で徹底指導を行っている。

①公務員ガイダンス：3年生の4月より、本学の公務員に強い理由、指導内容、おのこの公務員の内容、本学の公務員の合格状況、現役合格者の模擬試験成績による考察、試験の各科目へのアプローチ「勉強方法」など、公務員希望者に有益な情報を伝える。

②無料公務員講座：毎年10月より週1回、計8回と2月の無料模試3回を無料公務員講座として実施している。この講座の講師は、現役で公務員試験に合格した4年生12人が担当している。これから受験を考える学生の相談もあることを想定し、幅広く公務員試験にチャレンジした学生を講師として厳選している。時間が限られていることもあり、各科目のポイントや基本問題の演習が中心となるが、各種公務員試験を経験した4年生から、当該年度が一番新しい情報を入手することができること、また最終合格までの苦労話などの生の情報を入手できることから好評を得ている。無料模試については、出題・採点を学生講師に依頼し、励ましのコメントをつけて返却している。

③有料公務員講座：札幌市内の公務員予備校4校に在籍する、極めて実績があり評価されている講師を招いている。この講座は、2年生10月～翌年3月まで全68コマ、3年生5月～翌年4月まで全200コマで、一般教養（知能・知識）、憲法、経済原論、民法、政治学・行政学、財政学、行政法、時事問題、そして直前期には主要科目の直前講座という

内容になっている。また、近年の各種公務員試験の多様化に対応し、オプション講座として会計学、社会福祉、商法、論述対策を別途受講できる環境を整えている。受講料は、2・3年通年コースで58,000円、3年生コースで46,000円、教養コースは25,000円となっている。この受講料には、テキスト代、模擬試験8回の受験料がふくまれている。

④公務員模擬試験：模擬試験は自分の力を知り、弱点を克服するため、また本番の試験に向けての時間配分を見極めるために有効な手段である。回数にして、有料・無料を合わせ約15回の模擬試験を学内で実施している。模擬試験では、特に弱点と思われる箇所の復習を強く指導している。また、各個人のデータを分析し、合格している学生の傾向を考察している。

⑤官庁説明会：学生のモチベーション向上と各公務員の理解を深めさせることを目的に、春季と秋季の年2回、官庁説明会を実施している。人事院北海道事務局（国Ⅰ・国Ⅱ）、札幌国税局（国税専門官）、札幌地方裁判所（裁判所事務官）、北海道庁、北海道警察、札幌市など各官庁の担当者を本学に招き、仕事の内容、試験の概要などの説明を受けている。近年は、道外の官庁（国立国会図書館、警視庁、東京消防局、各県警）にも説明会の開催を依頼している。

⑥2次試験対策：最近、公務員試験において2次試験（面接等）が重要視されている。合格者からの声、各官庁の担当者との懇談、予備校からの情報をもとに、2次試験の傾向を試験ごとによって対策を実施している。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

〈インターンシップの推進と実施方法〉

北海道におけるインターンシップの導入は、平成10(1998)年北海道通商産業局（現・経済産業局）がモデル事業を実施し、平成12(2000)年に北海道地域インターンシップ導入促進連絡会議大学等部会として事務局を本学に移した。北海道におけるインターンシップの礎は、この時期に築かれたといえる。平成14(2002)年度に正式に北海道地域インターンシップ推進協議会が発足し、事務局は交代制となっている。事務局は受入企業の誘致活動、参加企業の申込・受入条件の把握、参加大学への企業割当・参加学生確認、そして実施後は参加企業、および参加学生の意見把握が業務内容となっている。現在19大学（短大、高等専門学校を含む）がこの協議会に加盟している。

実施方法は4月上旬に行われる3年次ガイダンスにてインターンシップの意義について説明、同時期に2年生についても同じ内容でガイダンスを実施、同月中に仮申込書を提出させている。ついで2・3年次「仮申込書提出者」対象に2回目のガイダンスを行い、正申込書を提出させている。その後、5月下旬から行われる北海道地域インターンシップ推進協議会での企業割当後、学生とのマッチングをしている。また、北海道経営者協会からの紹介企業とも並行してマッチングをしている。3回目のガイダンスでは、インターンシップ賠償保険への加入と基本的なマナー、また学内で行う学外講師によるマナー講座と北海道経営者協会主催のマナー講座への積極的な参加を促している。参加期間は夏休みで、1週間から3週間を限度としている。終了後は、参加報告書と企業から評価表が提出される。平成18(2006)年度は、本学から58社へ98人が参加した。各学部では、正式に単位認定されている。

しかし、企業の受入数は少なく、本学においても希望学生（第1回ガイダンス参加数）の4分の1しか参加することができない。インターンシップは社会的貢献事業として積極的に取組んで参加する企業がまだ少ないが、これからは企業がインターンシップを教育の一環として受入れ、人材育成を産学連携で行うという認識を持たれることを期待したい。

＜資格取得講座および「就活スキルアップ講座」＞

公務員試験に関する講座は前述したので、ここではそれ以外に実施している資格取得講座を紹介する。対象は全学年である。夏休み期間を中心に、以下の講座を開講している。

①ファイナンシャルプランニング技能士3級講座、②秘書技能検定2級講座、③宅地建物取引主任者講座、④カラーコーディネーター検定3級・2級講座、⑤販売士検定3級講座、⑥電子化ファイリング検定B級講座、⑦日商簿記検定3級・2級講座、⑧TOEICスコアアップ講座、⑨マイクロソフトオフィススペシャリスト（EXCEL, WORD）講座。

また、就職部スタッフや外部講師が行う講演会からなる、3・4年生対象の「就活スキルアップ講座」はつぎの通りである。①エントリーシート・履歴書の書き方、②グループディスカッションの心構え、③求人情報の見方・自己PRの作り方、④面接の心構え、⑤企業研究の仕方、⑥日経新聞の読み方。

（2）4-4の自己評価

就職指導に関しては、充実した体制で適切に運営されている。本学の歴史と卒業生の多さから、多くの道内主要企業には本学出身者が非常に多い。民間企業への就職に関して、道内出身者が97%以上を占める学生も道内志望者が多く、道内主要企業への順調な就職が実現できている。また、近年は全国企業への志望者も増加傾向にあり、「日本経済新聞社 就職希望企業調査 総合ランキング（全体）上位100社」（毎年2月発表）掲載企業から内定を得る学生が増えてきている。

公務員への就職に関しては、本学の特徴といってもよい高い競争力を有している。前述した手厚い指導体制によって、毎年延べ300人以上の公務員合格者を輩出している。例えば、大学間の比較が可能な国家公務員Ⅱ種合格者については、全国私立大学のなかで、平成17(2005)年度全国15位（関東・関西圏以外では1位）、平成18(2006)年度全国17位（関東・関西圏以外では2位）となっている。

（3）4-4の改善・向上方策（将来計画）

就職指導に関する将来計画であるが、まず、これまで進めてきた各学部・各教員との連携（例えば3年生の就職登録時におけるゼミナール教員および就職委員による個人面接など）をより一層進めていく必要がある。一人ひとりが個性を持つ多様な学生に対して、就職活動をより円滑に行うには、学生をよく知る各教員との連携・協力が不可欠である。

また、民間企業への就職に関しては、就職情報のよりいっそうのシステム化が必要である。「仮称就職支援ポータルサイト」導入に向けて、先行実施大学への調査を、平成19(2007)年度に行う予定である。就職支援ポータルサイトが実現できれば、インターネットを使った求人票の閲覧や就職情報の提供、メールによる就職指導などが可能となり、学生の就職活動がより機動的に行えるようになる。公務員への就職に関しては、現在でも高い水準の就職指導を実施しており、これを維持することに努めたい。

〔基準4の自己評価〕

大学全体および各学部のアドミッションポリシーを、明確に文章化し、入学試験要項に専用の2ページを割くとともに、ホームページにも掲載している。これにより、アドミッションポリシーは志願者のみならず社会一般に対して明確に公開されている。

各学部・部・学科の入試制度は、アドミッションポリシーに沿った学生をできるだけ確保できるように設定がなされているが、社会情勢や受験生の気質の変化などに対応して、適宜改善や新設も行っている。

クラス担任やゼミナール指導教員とのコミュニケーションが、学生への日常的な学習支援の重要な部分をなしている。そのために、各学部とも独自の方法でクラス・ゼミナール運営に取り組んでいる。しかし、入試形態の多様化により、学生の学習歴にもさまざまな違いが見られることから、それに対応したきめ細かな学修支援の取組みがまだ不十分である。

学生サービスおよび厚生補導という機能は、現在十分に果たされている。特に、学生の課外活動や自治会活動に対する支援を積極的に行っており、学生の活動もそれに応えるものである。

本学において、学生からの声を汲み上げる体制はかなり整備されているが、問題なのはそれに十分応えられていないことである。特に、食堂などの福利厚生施設は不十分である。また、学生相談（特に精神的に問題を抱えた学生に対する相談）体制に問題がある。問題は、現在医務室を使って相談を行っているが、プライバシーの問題などから独立した相談室の確保が望まれることである。また、相談を受ける専門教員が男性教員1人であるうえに、年々女子学生の数が増加している状況の中で、相談を受ける専門の女子相談員（教員）の配置が期待される。結論として、相談室の確保と十分な相談体制の確立がもとめられる。

就職指導に関しては、充実した体制で適切に運営されている。民間企業への就職に関して、道内主要企業への順調な就職が実現できている。公務員への就職に関しては、本学の特徴といってもよい高い競争力を有している。前述の手厚い指導体制によって、毎年延べ300人以上の公務員合格者を輩出している。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

少子化の進行、高校の学習指導要領の改訂、理系離れなどの志望傾向の変化などの情勢変化に応じて、今後も入試制度を適宜改善する必要がある、各学部においてアドミッションポリシーとの整合を図りながら必要に応じて検討していく。

入試業務に関連する教職員の負担増の問題については、入試体制の質の低下を招くことなく対処する必要があり、慎重な検討が必要である。入試業務の効率化と負担の公平性を柱とした体制の見直しによりこの問題に対処していく。

ソフト面、ハード面での学修支援体制の整備に向けて、年次計画を策定する。また、学修支援に関する各学部の取組みについて全学的な経験交流を図り、優れた取組みを互いに取入れていくことが重要である。

つぎに、学生のための福利厚生施設の充実を図るため、年次計画を立てて整備に向けて検討を行いたい（基準9参照）。学内の建物構造が複雑で段差がたくさんあるため、障がいを持つ学生が学内を移動することがかなり困難である。それを容易にするためにバリアフリー化の改修に取り組むとともに、さらなるバリアフリー化を推進して障がいを持つ学生の

受入れ態勢を整備していきたい。

学生相談、特にメンタルケアに関しては専門の教員が配置されているが、まだ常時相談業務の体制には問題があり、今後はさらなる専任の教員と女子学生からの相談に対応するための女性相談員の配置がもとめられる。さらに、相談業務において必要な相談室の確保は、学生部室・医務室の改修によって整備していきたい。

就職指導に関する将来計画では、これまで進めてきた各学部・各教員との連携をより一層進めていく必要がある。一人ひとりが個性を持つ多様な学生に対する就職活動をより円滑に行うには、学生をよく知る各教員との連携・協力が不可欠である。民間企業への就職に関しては、就職情報のより一層のシステム化が必要である。これにより、学生の就職活動がより機動的に行えるようになる。公務員への就職に関しては、現在でも高い水準の就職指導を実施しており、これを維持することに努めたい。

基準5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の所属別の専任教員数は、表5-1-aに示すとおりで、各学部で設置基準上必要な専任教員数201人を満たし、247人の専任教員から組織され適切に配置されている。また、教養教育担当、教職課程および図書館学課程担当の専任教員は、各学部に分かれて所属している。

表5-1-a. 大学の所属別の専任教員数

学部等	教員数	専 任 教 員 数					設置基準上 必要専任 教員数
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計	
経 済 学 部		23	4	6	0	33	29
経 営 学 部		20	10	1	0	31	26
法 学 部		22	7	4	0	33 ²⁾	29
人 文 学 部		24	1	6	0	31	16
工 学 部		34	3	1	2	40	30
教 養 教 育 担 当		37	15	2	0	54	53
各 種 課 程 担 当 ¹⁾		4	1	4	0	9	6
工 学 研 究 科		1	0	0	0	1	—
法 務 研 究 科		14	1	0	0	15	12
合 計		179	42	24	2	247	—

1) 各種課程担当とは、教職課程・図書館学課程担当の専任教員のことである。

2) 法学部の専任教員の一部は法務研究科を兼担している。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

大学・大学院いずれにあっても高等教育機関が教育目的を実現するために、必要かつ十分な分野の専門研究者を専任教員として配置している。教養教育と各種課程教育を除く大学・大学院における専任教員と兼任教員の構成比は表5-1-bに示すとおりである。専任・兼任比は、大学においては開講科目数の増加・多様化や少人数教育の実施のため、学部によっては非常勤への依存がやや多くなっている。

表5-1-b. 教養教育と各種課程教育を除いた専任・兼任(非常勤)の教員数

学 部	専任	兼任 (非常勤)
経 済 学 部	33	91
経 営 学 部	31	60
法 学 部	33	70
人 文 学 部	31	82
工 学 部	40	88

学部教員の年齢構成は、表 5-1-c に示したとおりである。全学的にみて、各年齢層のバランスがとれているが、特に教育と研究の両面で円熟を迎える 50 歳台の教員比率が高いことは、本学の教育水準の向上に資するところが大きい。

表 5-1-c. 専任教員の年齢構成

	26-30歳	31-40歳	41-50歳	51-60歳	61-70歳	71歳-	計
経済学部	1	9	4	7	12	0	33
経営学部	0	11	9	6	5	0	31
法学部	3	7	5	9	8	1	33
人文学部	0	1	7	12	11	0	31
工学部	0	5	5	24	6	0	40
教養教育・各種課程	0	13	12	21	17	0	63
工学研究科	0	0	0	0	0	1	1
法務研究科	—	1	1	2	7	4	15
全学	人数	4	47	43	81	66	247
	構成比	1.6%	19.0%	17.4%	32.8%	26.7%	100.0%

主要科目の専門分野に専任の教員を置き、教育課程に応じて 1 部 2 部各学部学科に適切に配置し、また法科大学院には設置認可の経緯から大学院専任教員を配置している。

(2) 5-1 の自己評価

教育課程を遂行するために必要な教員が適正に配置されている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

設置基準が定める教員組織数を上回っているものの、専任教員をさらに増員してきめ細かな教育が可能となるように教育環境を整えること、ならびに現在 50 歳台の教員が定年を迎え大量の退職者が出ることを想定し、教員採用の策定にあたっては中堅層の充実を勘案した年齢構成を実現させることが必要である。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学採用の方針については、各学部によって若干の違いがあるが、公募制を原則として、本学教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保している。採用の発議は、各学部・研究科のカリキュラム委員会・カリキュラム検討委員会あるいは各学部・機関から選出された委員で構成される将来構想委員会において、退職者（定年退職者・自己都合退職者）が生じたことに伴う補充や新しいカリキュラムの検討または新たな事業計画などを踏まえ、各学部教授会・研究科委員会において教育研究上必要とされる新規採用すべき担当分野(科目)と人数が検討され、採用について審議決定したのちに、理事会の承認を得て、教員を募集する。応募者については、基本的に各学部教授会・研究科委員会に設けられた審査委員会などのもとで選考を行い、教授会・研究科委員会での報告・審議・決定を受けて、理事会が採用の発令を行う。

教員の昇格についても、各学部教授会に設けられた審査委員会のもとで資格審査を行い、

教授会において審議承認し、理事会によって昇格の発令がなされる。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

本学の教員採用・昇格人事に関しては、「北海学園大学教員選考基準」「北海学園大学教員推薦基準」に定められている。

教員の採用にあたっては、教育・研究の両面に優れた人材を広くもとめるため、教授会・研究科委員会において審査委員会（採用候補者の業績などの審査）を設置し、業績公開期間が設けられるなど、公平かつ慎重に手続きが進められる。

昇格人事の際にも、教授会・研究科委員会において設置された審査委員会（昇格候補者の業績などの審査）を中心に、候補者の教育・研究面の業績（業績公開期間あり）などについて総合的な検討が加えられる。いずれの場合も、教授会において判断がなされ、理事会の発令によって決定される。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

教育と研究に適切な人員を確保するため、公募制を原則として、厳格に「北海学園大学教員選考基準」「北海学園大学教員推薦基準」を遵守する姿勢を将来にわたって保持する。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

各学部の専任教員の1週あたりの授業担当時間数(平均値)は、表5-3のとおりである（「高等教育評価機構」の算出基準による）。本学の場合、1部2部を担当するとともに、大学院も夜間開講を行っていることから、全体的に授業担当時間数が多い。さらに、各種の少人数教育、初年次教育、科目数の増加を反映して、多めになる傾向にあり、また担当者間の違いも存在している。

表 5-3. 専任教員の1週あたりの授業担当平均時間数¹⁾

	教授	准教授	講師	助教
経済学部	8.2	8.6	8.5	-
経営学部	9.9	10.0	8.0	-
法学部	9.6	9.1	8.0	-
人文学部 ²⁾	11.3	12.4	19.3	-
工学部	10.5	10.1	8.8	14.0

1) 授業時間は90分とした。

2) 人文学部講師の担当時間数がとくに多いのは、外国人講師の最低責任担当時間数が別扱いとなっているためである。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TAなどが適切に活用されているか。
本学ではTAは制度として設けていない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費など)が、適切に配分されているか。

本学では、教員(教授・准教授・講師・助教)に対する研究費は、つぎのような内訳で配分されている。①研究図書費が年額24万円、②研究旅費(学会出席旅費支出)28万8千円、③研究消耗品費5万円が支給されている。また、学内紀要へ投稿した場合、1件につき原稿料3万円〔上限〕、研究図書費4万円〔上限〕が支給されている。

また、新採用者に対する新任教員特別図書費10万円(採用年度1年のみ)、学会誌に研究論文が投稿掲載された場合には特例図書費として10万円が支給される。研究旅費についても特例措置がとられ、学会で研究発表をする場合、また所属学会の役員として役員会へ出席する場合、上記の研究旅費とは別途に旅費が支給される。

本学には独自の研究助成として、北海学園学術研究助成制度がある。教員の個人研究を対象に、「一般研究」として11人(各学科1人、各50万円)、「共同研究」(同一学部の領域を異にする専任教員3人以上が同一課題について共同して研究するものを対象に2カ年にわたり年間300万円)を学内の上限として3件、「総合研究」(大学・学部の枠を超えて専任教員5人以上が同一課題について研究するもの)は1件が毎年助成されている。この助成は学内に公示され、選考もふくめて予算に関する事案であるから教授会・協議会の議を経て公正に決定されている。

また、文部科学省の科学研究費補助金、経常費補助金特別補助による在外研修、私学研修会福祉会による国内研修、その他の助成については、各教授会・研究科委員会で報告され、各学部・研究科が所管窓口になっており適切に運用されている。

(2) 5-3の自己評価

全体的に各学部の責任授業時間数を相当上回っており、また授業時間数が16時間におよぶ担当者も存在し、全般的に各教員にとって教育担当時間が過多となっている。さらに、教員間に担当時間の不均等性が見られることは否めない。

本学の場合、1部とともに2部も開講されており、さらに大学院に関しても修士課程と博士(後期)課程を設け、それに加えて大学院設置基準第14条特例の大学院生の指導が主に夜間開講の講義においてなされることから、昼夜講義を担当する傾向にあり、それに加えて近年のカリキュラムの充実に伴う講義科目の種類増加による担当コマ数の増加が、このような負担増に拍車をかけている。

TAの必要性は、いろいろな教育現場において求められている。例えば、経営学部1部では情報教育に力を入れており、学生全員がノートパソコンを授業に持参し、授業中に講義支援システムにアクセスして、資料のダウンロードや課題の提出、オンラインテストなどを行っている。この際、教員一人では学生の個々のノートパソコンのトラブルへの対処ができず、また教育用コンピュータ実習室における授業でも、個々の学生のコンピュータ操作に対処するには、教員一人では対処しにくい。そこで、TAおよびRA(ハイテク・リサーチ・センターでは実施している)を活用することが必要とされ、長年にわたり要望し

ているが、実現に至っていない。

教員に対する研究費の適正性については教育研究の内容・方法によって異なるが、学園研究助成・学会報告・学会誌掲載など研究奨励的な措置が細かく設けられており、その配分についてもほぼ適切な運用がなされている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

5-3-②で述べたように TA は配置されていない。これは TA の業務を教員が担当していることを意味するとともに、5-3-①で述べた持ちコマ増の一因ともなっている。現在は教員の教育的配慮によって教育の質の低下は認められないものの、(1) TA の配置と、(2) 受講生数と開講科目の精査により教員の持ちコマの減少を図るよう検討することが必要である。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD などの取組みが適切になされているか。

平成 19(2007)年度、教務委員会の基に FD 活動に取組みはじめ、全学的な教育活動に対する検証・研修などの具体化を模索中である。

また、各学部でもさまざまな FD が行われている。経済学部では、平成 16(2004)年度に FD 委員を指名し、教授会において全国での FD についての報告会を 2 回行っている。平成 18(2006)年度には、FD 委員からの提案で、授業評価のデータを検証すること、この 4 年間の実績がある 1 年生対象の基礎ゼミナールの改善点の検討や経験交流を行っている。

経営学部では、学部内に FD 委員会を設け、開設時から毎年、年 2 回授業評価アンケートを実施し、学生の意見を授業運営に取り入れている。また、毎年教員相互の公開授業を行うほか、研究教育交流会を開催して、授業技術の改善に努めている。さらに、数名の教員が私立大学情報教育協会の授業改善技術講習会に参加し、授業技術改善の向上を図っている。また、私立大学情報教育協会の情報教育方法や大学戦略大会などに積極的に参加・発表して、外部と交流も行っている。講義支援システム GOALS の教員向け利用講習会も行っている。大学院研究科においても、経営学部における FD 活動を活かしている。

法学部では、学生による授業改善のためのアンケートや教員相互間における授業公開を平成 16(2004)年度より実施し、教務委員が中心になって教育方法や教育内容についての検討を行っている。また、例えば、平成 18(2006)年度には、教育改革 IT フォーラム、全国大学 IT 活用教育方法研究発表会などに教員を派遣し、その報告会を開催するなど、適宜、教育方法や教育内容についての検討が行われている。

人文学部では、学部長を委員長として学科委員から構成される FD 委員会を設け、また教務委員などで構成されているカリキュラム委員会には事務職員も参加している。

工学部の取組みについては JABEE に記した（特記事項 1-1-①参照）。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

本学では、学生の受入れ、教育活動・研究活動など多岐にわたって日常的な点検・評価を行い、教育水準を向上させるため、学長をはじめ研究科長・学部長・機関長で組織する自己点検・評価委員会を設けている。

すでに、この委員会のもとでは、平成 10(1998)年、平成 14(2002)年、平成 18(2006)年の 3 回にわたって『北海学園大学 現状と課題』を作成し、総合的な見地から、教育・研究の向上を図るために必要な現状分析と課題の提示にあたってきている。

さらに、平成 18(2006)年度より、すべての学部の専任・非常勤の教員を含めた全講義担当者の個別授業を対象とした授業改善のための学生アンケートを年 2 回（第 1 学期と第 2 学期）実施し、平成 19(2007) 年度も実施する予定である。この集計結果は、『2006 年度全学授業改善のためのアンケート調査結果報告書』にまとめられ公表している。

また、すべての学部において自己点検の活動報告書を取りまとめる体制が確立し、適切に運用されている（後述 7-3 参照）。

（2）5－4の自己評価

教員の教育研究活動を活性化するための FD への取組みに関しては、ここ数年間のうちに、5 学部 6 研究科すべてで FD のためのデータの整理・取組みが行われた。

また、経営学部や工学部、そして法務研究科では先進的な取組みに着手し、教員による教育研究活動などを改善するために組織的にさまざまな取組みを行ってきており、それらが成果として現れつつある。

（3）5－4の改善・向上方策（将来計画）

FD のために収集したデータをいかに活用し、いかにして教育研究の質的向上を図るかという評価体制の仕組みが全学的に確立されているとはいえない。授業評価に全学的に取り組みながら、FD 活動の充実を期すことを将来計画のなかに措定することが必要である。

〔基準 5 の自己評価〕

教育課程を遂行するために必要な教員については、設置基準が定める人数を上回る専任教員が適切に配置されており、また教員の採用・昇任の方針が明確に示され、適切に運用されてきている。しかし、全体的な傾向として各教員の教育担当時間が過多となっているとともに、担当者間の差も大きく、担当時間に不均等性が存在している。このため、授業科目数の増加に対応した合理的な運用を図るなど早急な改善が必要である。

5 学部 6 研究科すべてで FD のためのデータの整理・取組みが行われ、教育活動の活性化の取組みが着手されつつある。一部の学部では、それらが成果として現れている。

教育や研究の現場において、TA および RA の活用が必要とされ、長年にわたり要望しているが、実現に至っていない。

教員に対する研究費の支給額とその配分は、ほぼ適切に運用されている。

〔基準 5 の改善・向上方策（将来計画）〕

教員設置基準が定める専任教員数を上回っているものの専任教員のさらなる増員を図ること、また大量の退職者が出ることを想定し、人事計画の策定にあたっては年齢構成も勘

案することが必要である。

また、TA の配置と受講生数と開講科目の精査により教員の持ちコマの減少を図るよう検討することが必要である。

基準 6. 職員

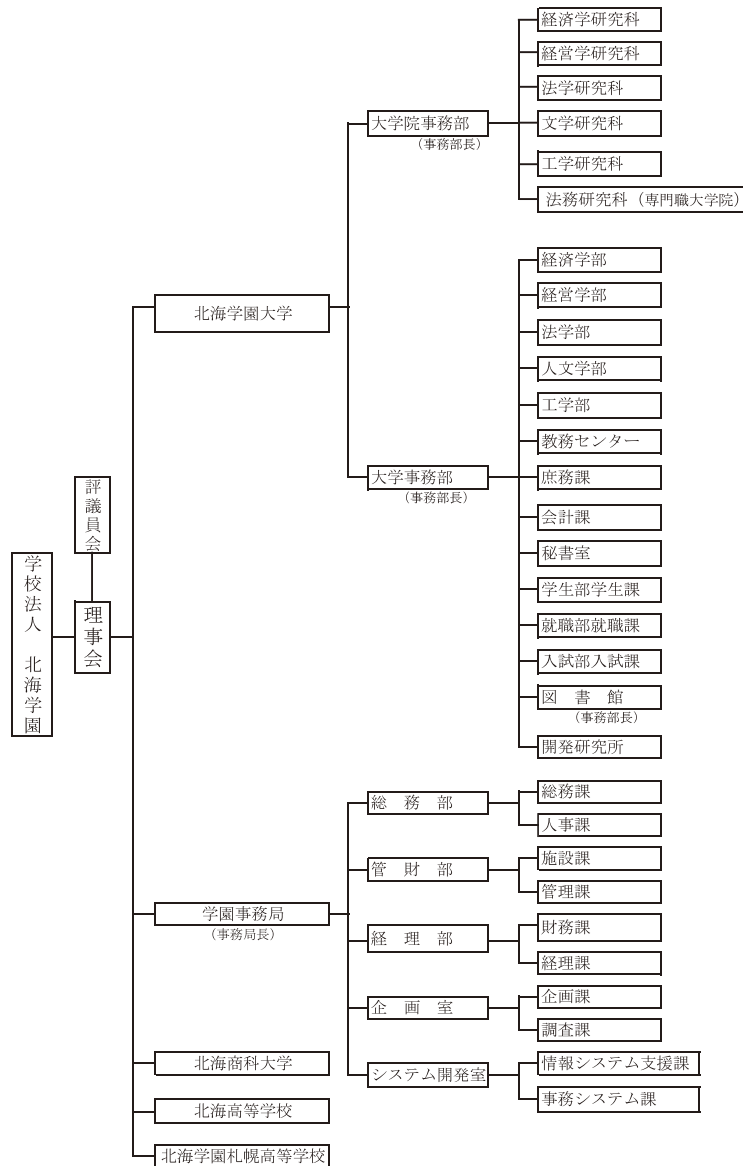
6-1. 職員の組織編制および採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 事実の説明 (現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

図 6-1 は、学校法人北海学園 (以下、学園) の職員組織である。大学の職員数はⅡ (大学の沿革と現況) に示したとおりである。これらの職員がそれぞれの部局において職務を遂行し、本学の目的を達成している。

図 6-1. 学校法人北海学園職員組織



学長は大学事務機構をも束ね、そのもとに事務部長、大学院事務部長、図書館事務部長の三事務部長をおき、所管事項の管理・運営がなされている。この三事務部長が、学長に直属して大学の目的を遂行するための実務に携わる職員を統括している。

分掌の細分化に伴う弊害を回避する目的で、事務部長は適宜、事務長・課長会議を招集する。これによって、大学の事務機構が全体として目的を達成するための意思疎通が図られている。この会議には、学長が出席することもあり、また必要に応じて係長にも出席をもとめて、大学の目的を遂行するための意思疎通に齟齬がないように配慮している。

また、本学の特色である夜間開講（大学院・大学）においても適切に対応することができるよう、職員は公平かつ公正な輪番制のもとで夜間業務に支障なく職務を遂行している。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

専任職員、嘱託職員および臨時事務員の適正配置を基本にして採用人事が計画されている。昇進・異動についても同様である。学園が人事権（任免権）をもっているために、大学が採用人事の最終決定をくだすことはないが、事務職員人事に関する協議の場として、本学には学長、学部長、機関長を構成員とする人事委員会があり、学長・事務部長は、学園事務局による事情聴取の場で、適正人員配置（職種・人数など）の要望を述べている。

職員の採用人事にかかる募集要項は学園事務局が策定し、大学の就職部は学園の依頼を受けて求人情報を周知させている。採用試験においては、学園事務局による書類選考を経た者に対して筆記試験を行い、事務局長などの面接を経て、最終的には理事長面接により採用候補者が決定される。この採用手続きはすでに定型化されている。

昇任にあつては、年齢・勤務年数・経験、資質・能力などを勘案して行う。また、異動にあつては、同一部署での勤務年数が相当年に渡るかどうか、未経験の部署に異動可能な条件があるかなどを勘案するほか、新採用人事による職員配置、異動部署における年齢構成などを総合的に判断する。以上に述べた昇任と異動にあつては、大学の意向を束ねる学長が理事長に意見を申し述べる。理事長の指示を受けた学園事務局は学園全体の職員組織をも勘案して、素案を理事長に提示し、最終的には理事長の承認をもって当該年度の昇任・異動方針が確定し、理事会の審議・承認の後、原則として毎年度4月1日に採用・昇任・異動に関する辞令が交付される。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

採用・昇任・異動は、前項に述べた方針のもとで学園「就業規則」第4章（採用、異動、休職、停年制および退職、解雇）に基づき、実施されている。

(2) 6-1の自己評価

同一の職員が永年に渡って同一部署で就労することは、その分野のスペシャリストの養成という点では有効である。しかし、学生が関与する部局は、例えば教務事務に止まらず、さまざまな部局に渡る。このために、学生との直接的接触の機会が乏しい部局に長く止まって職務を遂行することは、学生サービスのうえで好ましいものではない。このこともあって、在職年数を勘案した部局間異動が、既述の職員編成基本方針のもとで積極的になさ

れてきた。さらにまた、この間、係長職を新設し、書記から主任、係長、事務長・課長を経て事務部長に至る事務体制が確立し、職責のあり方が明確となった。よって、基本的には、職員の組織編制および採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されている。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

近年、本学職員の採用は本学卒業予定者、卒業生を対象に学内公募をしており、職員の8割以上が本学卒業生となっている。このことは建学の精神の周知徹底に時間を要さないというメリットがある。しかしながら、学外の状況の変化や社会環境の変化を鋭敏に受け止める姿勢に積極的な人材が、一般に組織を活性化させるということを勘案すれば、他大学の出身者にも応募機会を与えることや専門的知識や特殊能力を有した優秀な職員の中途採用をも視野に入れて採用計画を練ることが必要である。

さらにまた、大学の目的達成にとって資質に恵まれた有為の人材確保に意を用いるのみならず、在職職員の適材適所への異動ならびに昇任を円滑に行うことも必要である。そのためには、大学と学園事務局との事情聴取および協議の結果を、より有効に機能させるよう現場の状況の把握に努めていくことが肝要である。

6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

6-2-① 職員の資質向上のための研修(SDなど)の取組みが適切になされているか。

本学は、組織の目標を理解させ、他部署と連携・協力しながら、職務を通じて職員の育成と資質の向上を図ることが必要であると判断している。そのために、日本私立大学協会(日本私立大学協会北海道支部)が主催する①総合研修(初任者・中堅実務者・中堅指導者・課長職相当者)、②職能別研究・協議会(事務局長月例研究会、教務・就職指導・大学経理研究・入試研究・学生生活指導研究協議会)に職員を派遣しているほか、文部科学省や社団法人私立大学情報教育協会その他の団体が主催する研修会にも職員を派遣し、自己研修を支援している。

学内にあっては、上記の各種研修会への出席者が研修報告を行う場(「事務研修報告会」)を設け、研修成果の共有に努めている。

さらにまた、より高いスキルアップを目指す就職部の職員に対しては「キャリアカウンセラー養成講座」の受講を支援している。質の高い就職指導・支援業務(学生への適切なアドバイス、悩みをもつ学生に対する適切なフォローなど)が求められるからである。

既述のように本学には「図書館学課程」(夜間)が置かれているが、異動により図書館に配属された職員に、希望があれば、同課程を受講してキャリアアップできるシステムを設けているほか、夜間に開講される大学院への進学を希望する職員には、「図書館学課程」受講職員と同様に授業料の減額措置を執っている。

(2) 6-2の自己評価

職員の資質向上のための取組みが大学全体でなされている。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

新規採用者の新人教育に関しては基礎的な研修のみに終わってしまっている。団塊の世代の大量退職を前にして、大学運営に関する事務研修の充実を図り、もって分掌職務のスペシャリストであるとともに、どの部局に異動しても職責を全うできる職員を養成するために、職員研修を活性化する必要がある。すでに、本学には「事務研修報告会」が組織されているので、具体的な向上方策としては、この学内研修会をできるだけ頻繁に開催することである。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

建学の精神、そしてそれに基づく大学（大学院）の理念、さらには大学の使命・目的がそれぞれの学部・研究科において、基本的には達成されてきたことは、これまでに述べてきたように入試（入口）と就職（出口）の両面から、あるいは教育体制から見て明らかであり、これが大学・大学院における教務事務体制の多大な支援のもとで実現できている。ここでは、特に大学と大学院を横断する諸部局の事務体制について述べることにする。

<付属図書館（豊平キャンパス）>

月曜日～土曜日（午前9時から午後10時30分まで）の開館（ただし午後10時から閉館までは自由閲覧室〔1階〕のみ）を可能とする事務体制が構築され、機能している。また、図書の入力についても事務体制が構築され、機能している。

<工学部図書室（山鼻キャンパス）>

3人の職員を配置して、図書室が有効に機能している。

<判例演習室>

判例を収録した和雑誌が配備されているこの施設には1人の職員を配置して、昼間の利用はもとより、夜間にあっても利用の便を図り、火曜日と金曜日には午後7時30分まで開室している。

<開発研究所>

特記事項5-1に記した役割を果たすべく、事務長の他に2人の事務職員を配置している。

<事務部庶務課学術・国際交流担当>

国その他の団体からの教育研究助成情報の収集や国際交流事業事務を所管して、教育研究支援を行っている。このための事務体制が構築され、機能している。

<教育用コンピュータ実習室（以下、実習室）>

情報リテラシーの学修から高度のコンピュータ利用にいたるまでの、主として学生（大学院生を含む）の教育支援にあたる「実習室」には、事務職員（豊平キャンパス：専任職員1人、嘱託職員1人、臨時職員4人；山鼻キャンパス：専任職員1人、臨時職員2人）が配置され、教育支援のための事務体制が構築され、機能している。なお、教員によるコンピュータやネットワークの使用については、学園の設置する「システム開発室情報システム支援課」があり、そこにおいても事務体制が構築され、教員を支援するために機能している。

<ハイテク・リサーチ・センター（山鼻キャンパス）>

特記事項 5・2 に記した役割を果たすべく、事務職員による支援体制が機能している。

（２） 6－3 の自己評価

総じて本学では教育支援のための事務体制が構築されている。

（３） 6－3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 19(2007)年度における私立大学経常費補助金（私立大学関係政府予算）は、前年度比 1%の減額となっているが、一方では科学研究費補助金などの各種競争的資金が増額となっている。したがって、経常費補助金の減額傾向が続くのではないかとの懸念が強まるなかで、今後はますます各種補助金・各種競争的資金の導入などにより教育と研究の質的向上を図る必要がある。このことに鑑みるに、各種の助成制度に関する積極的な情報収集と学内への速やかな通知、申請手続きに関する指導・相談などの業務が不可欠であり、支援体制強化のために適切な人員配置のさらなる充実策を講ずることが必要である。

〔基準 6 の自己評価〕

大学を取り巻く環境の変化にともない、職員の果たす役割も変化してきている。これまで職員は、教育・研究が円滑に行われるように、それを支援する役割であったが、しかし今日では、大学の教育研究の質をサポートし、競争力のある大学運営を実現するために、教員とともに大学の中核を担う専門的な役割が職員にも期待されている。こうした環境のなかでは、従来の硬直的な業務分担を恒常的に見直すことによって、業務の効率化を図ることが不可欠である。そのためには個々の職員がつねに新しい知識を吸収し、また高い判断能力をもつことが要求される。大学の活動領域が拡大し、また変容するにしたがって、大学職員が身につけておかなければならない知識の幅が増大してきている。

本学は、職員の資質に対してもとめられるこの社会的要請に応えるべく努力を重ねてきた。この点で、この評価基準 6 については、基本的には問題がない。

〔基準 6 の改善・向上方策（将来計画）〕

教育と研究の質的向上のためには教員が不断に授業改善に意を用いなければならないが、上述したように、職員もまた教育と研究の質的向上に資するべく、怠ることなく努力しなければならない。しかしながら、職員一人ひとりの力量にはおのずと限度があり、現状のままさらなる教育支援と研究支援を職員にもとめることには無理があることを率直に認めざるを得ない。

学生のニーズ、父母のニーズ、教員のニーズ、社会のニーズ、これらのなかには職員の適正な増員配置によって可能となる事柄も少なくない。一例をあげるに留めるが、例えば夜間に学ぶ学生のために図書館の開館時間を延長することや日曜祝祭日の開館は、現状では人員のうえで無理がある。一般に、学生サービスの充実には人手を要する。しかし、大学が教育サービス機関である以上、適正な職員増がサービスの向上につながるのだから、常時適正人員を勘案した採用計画の策定が必要である。このためにも、本学は人事を有効に

機能させる方策を、つねに考えていかなければならない。

基準 7. 管理運営

7—1. 大学の目的を達成するために、大学およびその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明 (現状)

7—1—① 大学の目的を達成するために、大学およびその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能しているか。

【大学・大学院】

本学は、大学にあつては「北海学園大学学則」を制定し、また大学院にあつては「大学院学則」を制定し、それらを上位規程として、大学および大学院では諸規程を整備し、それに基づいて管理運営体制を編成して管理運営を行っている。

また、文部科学省をはじめとする国の法令の新規制定や改正に適宜対応して、学則などの諸規程を定めている。

大学の管理運営に関する最高議決機関は「全学教授会」であり、そこでは学長候補者の選出、教務センター長、学生部長、就職部長、入試部長、図書館長および開発研究所長の選出、「協議会」(後述)において協議不調となった事項が審議される。「協議会」では大学の重要事項が調整・協議される。教授会は各学部で開催され、学部の重要事項が審議される。「全学教授会」、「協議会」、教授会は学則に定められているが、それ以外にも学則は各種委員会の設置を規定しており、それぞれの委員会規程に基づいて大学の管理運営を分掌している。

他方、大学院にあつては学則の定めにより、研究科委員会と大学院委員会が置かれ、それぞれ各研究科関連事項と全研究科(大学院)関連事項について審議している。修士と博士の学位の授与に関しては、研究科の議を経て、学長を議長とする大学院委員会において審議・決定される。

【大学・大学院の設置者】

本学の設置者は学校法人北海学園(以下、学園)である(図 6-1 参照)。学園は設置した教育機関全体(大学 2、高等学校 2)の管理運営にあたり、「学校法人北海学園寄附行為」(以下「寄附行為」)および「寄附行為施行細則」と、それに基づいて定められた関連の規程により行われている。

理事会は、学園の意思決定機関であり、設置した学校の最高管理機関でもある。理事(任期 3 年)の定員は 6 人以上 13 人以内(現員は 9 人)であり、現在は理事長(併設他大学学長兼務)、本学学長、校長(併設 2 高等学校)、学園の現教職員(2 人)、元教職員(2 人)、他学校法人理事長(1 人)で理事会が構成されている。

理事会の招集は、毎年度 5 月と 3 月に行われているが、必要な場合は、適宜招集される。理事会が決定する主な事項は、下記のとおりである。

《評議員会に諮問する事項》

- 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)、基本財産の処分、運用財産中の不動産、施設設備拡充資金、建物償却積立金および退職給与準備金の処分ならびに不動産の買受けに関する事項
- 事業計画

- 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- 合併
- 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる事由による解散
- 寄附行為の変更
- 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
- 寄付金の募集に関する事項
- 剰余金の処分に関する事項
- その他法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

《その他の理事会議決事項》

- 理事長、学長、校長および事務局長の選任
- 評議員の選任および解任
- 重要な規程、制度の制定、改廃
- 学則の制定、改廃
- 学校の設置、廃止
- 学部、学科、課程、研究所等の設置、廃止
- 学校の目的、名称、経費および維持方法の変更
- 教職員の雇用、任免その他人事に関する重要事項
- 決算
- その他法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

理事会業務のうち通常業務の運営は、適宜開催される常勤理事会において行われる。常勤理事会は常勤理事で構成され、現在は理事長、学長、校長（以上同前）および現教職員 2 人の計 6 人からなっている。

監事（任期 3 年）の定員は 2 人以上 3 人以内となっており、現員は 3 人であって、そのうち 1 人は常勤監事である。監事は、法人財産の状況、理事の業務執行の状況を監査する職務を遂行するため、常勤理事会を除く理事会（定期・臨時）に出席している。

評議員会は、学園の諮問機関である。評議員（任期は 4 年）の定員は 35 人以上 46 人以内（現員 43 人）となっており、理事長、学長、校長（以上同前）の他、学園の教職員、設置校の卒業生、在籍学生・生徒の父母および学識経験者・功労者で構成されている。評議員会の招集は理事長が行い、毎年度 5 月と 3 月に開催されるが、必要に応じて適宜招集される。

学園事務局には、事務局長の下に総務部、経理部、管財部、企画室、システム開発室を置き、理事長ならびに理事会により決定された経営方針に沿って、人事、財務、施設などの運用管理を行っている。学園事務局の管理運営は、「事務組織規程」と「事務分掌規程」、ならびに関連諸規程にしたがって執行されている。

7—1—② 管理運営に関わる役員などの選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

【大学・大学院】

学長候補者は、「北海学園大学学長候補者選挙規程」に基づき、全学教授会において選出

される。学長は当該候補を次期学長として理事長に推薦する。理事長は寄附行為に基づき、選考委員会を招集し候補者の審議を行い、理事会において選任する。

学部長候補者は、「学部長候補者選出に関する規程」「学部内規」に基づき、また、研究科長候補者は、「研究科内規」に基づいてそれぞれ教授会・研究科委員会において選出される。発令は理事長が行う。

教務センター長、学生部長、就職部長、入試部長、図書館長および開発研究所長は、「機関長選挙規程」に基づき全学教授会において選出される。発令は理事長が行う。

【大学・大学院の設置者】

理事長は寄附行為第 11 条第 3 項に基づき、理事の互選により選任される。

役員（理事および監事）は寄附行為第 11 条（理事）および第 12 条（監事）の規定に基づき選任される。なお、寄附行為第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる理事（北海学園大学長、北海高等学校長、北海学園札幌高等学校長）以外の理事については、寄附行為第 14 条が定める役員選考委員会により選任される。

監事は同上役員選考委員会による選考を経て、評議員会の同意を得たのち、理事長が選任する。

評議員については、「評議員候補者選考委員会規程」に定める選考委員会により選考され、寄附行為第 21 条の規定に基づき、理事会において選任される。

（２） 7－１の自己評価

【大学・大学院】

本学は、毎年度はじめに学則などの諸規程を電子媒体（CD）と冊子に収録して構成員に配布し、諸規程が適切に機能するよう学内に周知徹底を図っている。また、学長、学部長、研究科長、機関長の選任をはじめとする意思決定にあたり、本学は関連諸規程を遵守している。

また、学園の「経理規程」ならびに「固定資産及び物品管理規程」に基づいて、本学では備品管理台帳を作成し、毎年当該台帳により備品配備の実態を点検するとともに、備品の使用・保管に係る責任者ならびに使用・保管状況や場所を明確にし、固定資産および物品の管理を行っている。

【大学・大学院の設置者】

理事会において、理事一人ひとりが学園の運営に責任を持って参画し、機動的でゆるぎない意思決定を行うため、理事会議事録の作成に際して、委任状による出席者を含むすべての理事に決議事項を確認のうえ、署名・捺印をもらっている。

監事の監査機能の充実を図るため、すべての理事会への監事の出席、常勤監事の任用、学園の財務に関する監事と公認会計士との意見交換の場を設けるなど、さらなる改善を図っている。

評議員の選任については、寄附行為に規定する定員や選任区分によるが、各設置校（さらに学部）の意見がバランスの取れたかたちで反映されるよう、改選ごとにその構成について適正化を図っている。また、毎年度 5 月と 3 月に開催する評議員会における議事内容の充実を図るため、当該評議員会に先だち学内評議員に事前説明を行う場を設け、諮問される議案について詳細にわたる論議を尽くす機会としている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

学園全体の業務に関する意思決定機関である理事会は、つねに適切な審議・決定を行い、本学は、その決議事項に対し、主体的、機動的に実施、具現化していかなければならない。現状では、そのいずれも支障なく執行されているが、近年、特に教育機関を取り巻く社会情勢が急激に変化するなかで、5学部6研究科を擁する総合大学となった本学が、今後も、主体的、機動的、組織的に教育活動を行い、建学の精神に則った教育理念と高い教育水準を維持しながら、広く社会の負託に応えていくためには、本学および学園は、つねにその管理運営体制を見直し、改善する努力を怠ってはならない。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明(現状)

7-2-1① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事長は、学園を代表し、管理運営業務を掌握する責務を担う。これに対して教学については、理事長は理事会など管理部門の構成員としての理事でもある学長に委譲し、それを受けて学長は大学・大学院(以下、大学)における教育と研究に関する運営責任を担う。大学の教育・運営に関する重要な案件は学長が主宰する協議会・大学院委員会で議決され、また、学部・研究科にあつては職務規程により学長を補佐する立場にある学部長・研究科長が主宰する教授会・研究科委員会において議決される。大学と大学院のいずれにあつても、意思決定結果は学長を通じて理事会に報告され、理事長が主宰する理事会において議決、承認される。

また、教学部門の最高責任者である学長は管理部門との間にあつて連絡調整にあたる。すなわち、理事会の決定事項は、学長を通じて協議会・大学院委員会ならびに教授会・研究科委員会(の構成員)へ伝達されるが、特に職員関連事項については学長を通じて事務部長を経て、事務部長から事務長・課長連絡会議を通じて全職員へ伝達されることを原則とする。個別事項については、事柄により学長もしくは事務部長その他が直接に通知することもある。

(2) 7-2の自己評価

学長は、教学面について大学の意見をまとめ、必要に応じ定期的に理事長と意思疎通を図り、諸問題に対する検討を常勤理事会に提言している。また、学長は、理事として学園の意思決定に参画するにあたり、管理部門と教学部門の機能分担と連携が円滑になされるべく対処している。よって、管理部門と教学部門の連携は、おおむね適切である。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も、管理部門と教学部門との関係を維持・継続していくことが肝要である。管理部門と教学部門との間にあつて学長はその要の位置に在ることを、大学のすべての構成員は認識することが大切である。大学の意思はすべて学長を通じて管理部門に伝えるという一元的な意思決定過程から乖離することのないように努力を惜しまないことが、本評価項目(管理部門と教学部門の連携が適切になされていること)をさらに向上させるための方策である。

7—3. 自己点検・評価などの結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7—3—① 教育研究活動の改善および水準の向上を図るために、自己点検・評価活動などの取組みがなされているか。

大学がみずから教育研究活動を点検・評価して、その改善と水準向上に取り組むことは、すでに各学部・各研究科によって実施されている。それとともに、全学的な点検・評価活動も行われてきた。そして、その結果は冊子として刊行され、閲覧に供すべく教職員に配布されているほか、附属図書館に配架して、学生その他の利用者が閲覧できるようになっている（表7・3・a, b 参照）。これまでに刊行された冊子は以下のとおりである。

表 7・3・a. 各学部・各研究科の取組み（既刊）

学部・研究科	書名	刊行年月	備考
経済学部・経済学研究科	経済学部・経済学研究科の教育と研究 I	1997年9月	
	同上 II	2001年1月	
	同上 III	2007年3月	
経営学部・経営学研究科	経営学部・経営学研究科の教育と研究 I	2007年3月	経営学部完成年度
法学部・法学研究科	教育・研究年報 第1号	1993年3月	
	同上 第2号	1997年3月	
	同上 第3号	2002年3月	
	同上 第4号	2007年3月	法務研究科を含む
人文学部・文学研究科	教育・研究の成果と課題 I	1999年3月	
	同上 II	2003年3月	「学生意識調査」結果掲載
工学部・工学研究科	工学部・工学研究科の教育と研究 I	2001年3月	
	同上 II	2004年3月	
	同上 III	2007年3月	

表 7・3・b. 全学の自己点検・評価（既刊）

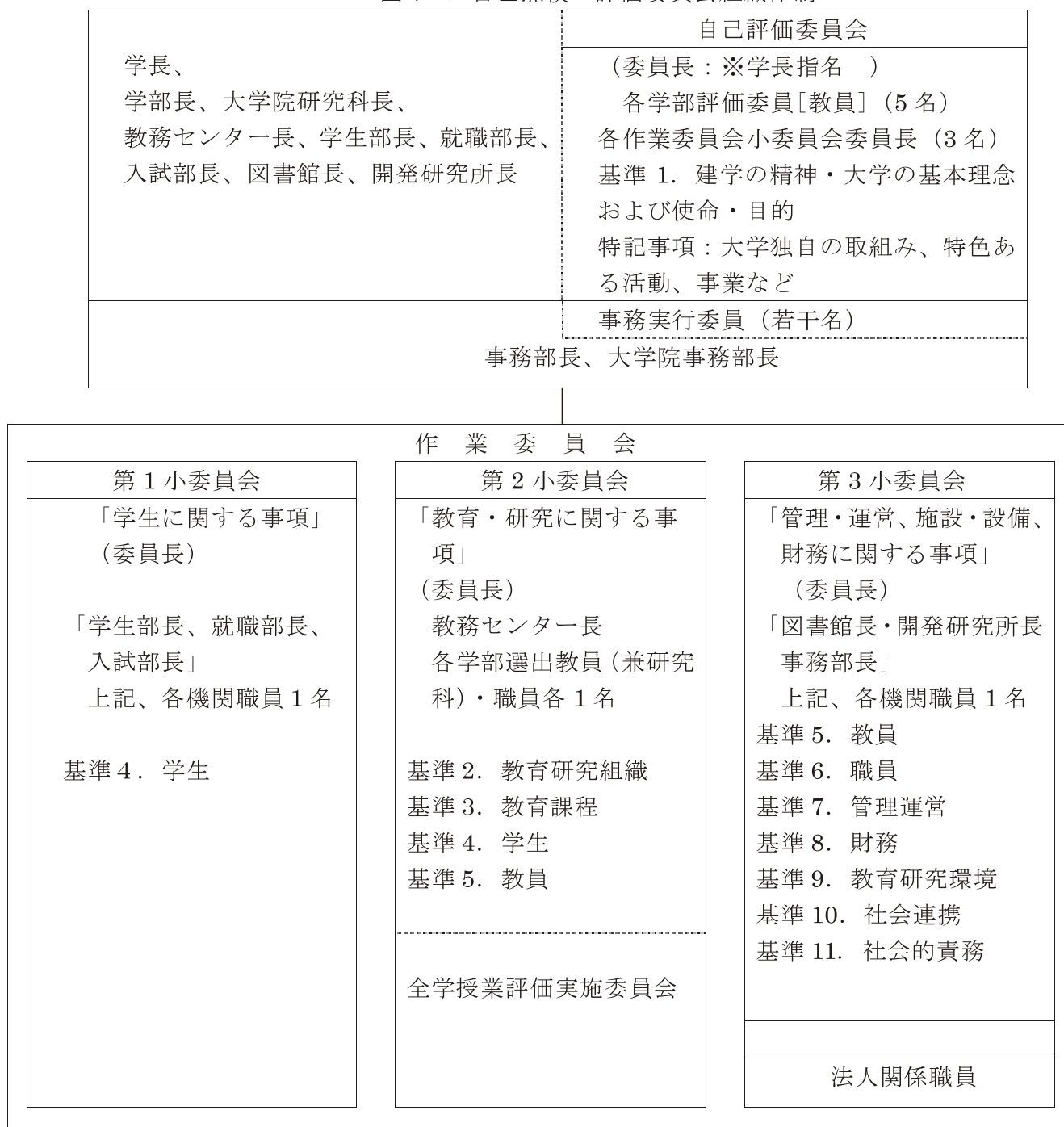
書名	刊行年月
北海学園大学 1998 現状と課題 一自己点検・評価報告書 1—	1998年3月
北海学園大学 2002 現状と課題 一自己点検・評価報告書 2—	2002年3月
北海学園大学 2007 現状と課題 一自己点検・評価報告書 3—	2007年3月

この間、従来の学部・研究科別の自己点検・評価の体制を維持するとともに、平成7(1995)年12月には「自己点検・評価委員会規程」を制定して、全学の統一的な自己点検・評価の体制を整えた。

その後、第三者（外部）による認証評価が制度化されたことを機に同規程を見直し、第三者による認証評価に対応しうる学内体制を整備した。図7・3は、新規程に定める「自己

点検・評価委員会」の組織体制である。

図 7-3. 自己点検・評価委員会組織体制



この委員会は、旧規程と同様に学長を委員長として、研究科長、学部長、機関長で構成されるが、同委員会で審議される『自己評価報告書』の起草を担当する委員会として「自己評価委員会」が新たに置かれることになった。この委員会は学部・研究科の事情に詳しい委員(各学部 1 人) および 3 つの作業委員会を束ね、実務に精通した小委員会委員長(3

人)で構成され、自己評価委員会委員長は学長の指名による。「自己評価委員会」の構成員たる3人の小委員会委員長は、それぞれが①学生に関する評価項目、②教育・研究に関する評価項目、③管理・運営、施設・設備、財務に関する評価項目を所管している。

なお、教育研究活動の改善と水準の向上を図るためには、授業アンケートが有効であることから、各学部・研究科は創意と工夫を凝らして、これまでアンケートを実施し、その結果を公開してきたが、その過程で蓄積されたノウハウを生かして、現在では統一書式による全学アンケートも実施されている。この全学アンケートのために「全学授業評価実施委員会」が設置された。その調査結果は、『「2006年度 全学授業改善のための学生アンケート調査」の結果および評価報告書』ならびにその『要約版』として刊行された(平成19(2007)年3月)。

7-3-② 自己点検・評価活動などの結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

学部・研究科ならびに全学が自己点検・評価した結果は冊子にとりまとめられ、それが刊行されるたびに、教職員に配布・公開されている。それらは大学運営にとって有意義な情報が記載されており、大学の運営にあたっては有形無形の役割を果たしている。

ただし、冊子に収録される情報量が多いために、全体をそのままホームページでは公表していないが、冊子は附属図書館に配架されているので、相互貸借や日常的な貸出業務の一環として、外部からの閲覧要請に応えうる体制になっている。さらにまた、主な自己点検・評価活動は、広報活動のなかでさまざまな形態で学外にも公表している。

(2) 7-3の自己評価

大学・大学院その他の部局の構成員は、自己点検・評価の結果を冊子として刊行するまでに、個人情報提示を始めとしてさまざまな形で関与している。このために、冊子としてとりまとめること自体が、自己点検し、かつ自己評価することでもある。このことから、自己点検・評価活動の結果のみならず、その過程において自己点検・評価がなされ、また、その自己点検・評価の結果は有形無形で大学の運営に反映されていると判断できる。このことは、付録1に収録した略年表が示す大学拡充の歴史を見ても明らかである。拡充はみずから点検し評価した結果でもあるからである。

以上により、①教育研究活動の改善および水準の向上を図るために、自己点検・評価活動などの取組みがなされており、②自己点検・評価活動などの結果が学内に公表され、かつ大学の運営に反映されている。しかしながら、③自己点検・評価活動などの結果の学外公表については充実の余地がある。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

これまでに取組んできた自己点検・評価活動にあつては、教育内容と教育方法の改善・向上にその主要目的が置かれてきたことを率直に認めなければならない。目的をこのように措定したからこそ、その一環として授業アンケートを実施し、その結果を教育研究活動に反映させてきた。しかし、教育研究活動に対する自己点検・評価活動を広義に捉えて、教育研究活動を取り巻く環境、あるいはそれを支える基盤に対する自己点検・評価活動に

まで広げてみれば、それらに対する自己点検・評価活動そのものが本学では組織的になされているとはいい難い。この種の自己点検・評価活動は、最終的には、学長を長とする「自己点検・評価委員会」においてなされるべきものである。この点は、本評価項目（「基準7. 管理運営」）全体についての自己評価、改善・向上方策（将来計画）とも重なるので、ここでは、すべての構成員が教育研究活動の改善・向上のために何ができるか、何が問題かを冷静に見極める努力を引き続き継続する決意を共有することができるような仕組みのあり方を検討する必要がある。さらに、精力的に行われている自己点検・評価活動を学内に留めることなく、積極的に学外へ公表するための広報活動を積極的かつ組織的に実施する仕組みの検討が課題である。

〔基準7の自己評価〕

これまで述べたように、基本的には①大学の目的を達成するために、大学およびその設置者の管理運営体制が整備され、それが機能しており、②管理部門と教学部門の連携がなされ、しかも③自己点検・評価などの結果が運営に反映されている。以上により、総じて基準7「管理運営」に関しては問題がない。

〔基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

基準7に関する認証評価の最低基準を満たすだけでは、「自由で不屈な開拓者精神」（建学の精神）をもって北海道における私学高等教育を切り開いてきた本学としては不十分である。大学かその設置者かを問わず、また管理部門の構成員か教学部門の構成員かを問わず、いずれにあっても、他の大学に率先垂範する「自立」と「自律」の気概にあふれた「自由で不屈な開拓者」として大学の管理運営にあたらなければならない。それは北海英語学校に淵源する本学の使命でもある。

そのためには、①改正私立学校法と整合する管理体制の確立、②大学における一元的意思決定過程の徹底、③大学は、みずからが作成した本文書（『自己評価報告書』）の記載内容どおりに履行されているかどうかを恒常的に点検・評価するために、学長を長とする「自己点検・評価委員会」を常設委員会として設置することが必要である。以上が基準7に関する評価をさらに向上させるための方策である。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財務基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明 (現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

学校法人北海学園 (以下、学園) では、毎年過去の収支の推移と中期的な収支の見込み(当該年度を含め 7 ヶ年)を作成し、当該年度の予算編成を行っている。

平成 18(2006)年度決算では、主な資金収入は学生生徒等納付金収入 96 億 2,900 万円 (うち本学関係分 83 億 6,000 万円)、国・地方公共団体からの補助金収入 14 億 3,000 万円 (うち本学関係分 8 億 3,600 万円)、手数料収入 3 億 2,200 万円 (うち本学関係分 2 億 3,800 万円) であり、資金収入総額に前年度繰越支払資金 79 億円を加えると収入の部の合計は 200 億 7,000 万円である。

学園全体の財務を見ても、本学の財務を見ても学生生徒等納付金収入が資金収入の大半を占める (学園全体では約 8.1 割、本学では 8.7 割)。このため、少子化が予想されるなかにあっても本学は学生確保に努め、大学における臨時定員の恒常化、学園が設置するもう 1 つの大学 (旧北海学園北見大学、現北海商科大学) からの定員振替による新学部・新学科の設置、学生のニーズにあわせた学部学科・大学院の拡充などを計画し、それを具体化してきた (「付録」略年表参照)。

他方、学園の平成 18(2006)年度決算における主たる資金支出を費目別に見ると、人件費支出 71 億 8,200 万円 (うち本学関係分 48 億 3,800 万円)、教育研究経費支出 22 億 3,100 万円 (うち本学関係分 17 億 900 万円)、管理経費支出 5 億 6,500 万円 (うち本学関係分 3 億 8,600 万円)、施設関係支出 31 億 8,600 万円 (うち本学関係分 6 億 4,300 万円)、設備関係支出 4 億 4,000 万円 (うち本学関係分 2 億 9,200 万円) である。

この結果、学園の次年度繰越支払資金は 59 億 200 万円となり、前年度に比して 19 億 9,800 万円の減少となったが、これは本学に法科大学院を設置するとともに、本学とは別に学園が設置する大学 (前出北海商科大学) の札幌移転に伴う校地取得と新校舎建築などの環境整備 (大規模施設設備の充実) を全額自己資金で賄ったことによる。

また、学園における平成 18(2006)年度消費収支決算額の消費収入の部については、帰属収入合計が 118 億 700 万円 (うち本学関係分 95 億 8,500 万円) であった。学園では、上記大規模施設設備の充実に必要な固定資産の取得経費を全額自己資金で賄うこととして、帰属収入をそれに充当したために、基本金組入額 (38 億 3,600 万円) が多額となったため、消費収入の部の合計は 79 億 7,000 万円である (うち本学関係分 84 億 6,500 万円)。

学園における消費支出の部の合計 (平成 18(2006)年度) は 111 億 5,400 万円 (うち本学関係分 77 億 1,200 万円) であり、学園全体としては 31 億 8,300 万円の消費支出超過額となったが、この支出超過の要因は上述したように自己資金による設備投資 (基本金組入の増額) であるので、一時的な増加と判断している。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

学園の会計処理はすべて、学校法人会計基準および学園がみずから定めた経理規程を厳格に遵守して執行されている。なお、その際、経理処理上の疑問点や判断が難しいものについては、公認会計士や私学振興・共済事業団に随時、質問・相談を行い、適切な回答・指導を受けている。

また、日常の会計処理については、毎年度「経理処理の手引き」を関係部局に配布し、適正な処理が行われるように努めている。

8-1-③ 会計監査などが適正に行われているか。

学園の会計処理は、監査契約を締結した公認会計士（監査法人）によって定期的に監査されるほか、学園（寄附行為）に基づいて選任された監事（常勤監事 1 人と非常勤監事 2 人）による監査を受けている。監事による監査は理事会ならびに評議員会に報告され、審議されている。

（2）8-1の自己評価

以上により、①大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、②適切に会計処理がなされて、③会計監査等が適正に行われている。

（3）8-1の改善・向上方策（将来計画）

収入のできるかぎりの正確な予測に基づき、その範囲で最大限の教育効果をあげるための予算を編成しなければならない。本学における収入のなかで大きな比率を占める学生生徒等納付金を安定的に確保するためには、堅調に推移している志願者数を常態化する必要があるが、それには、現状を楽観視することなく、より魅力的な大学への質的向上をめざす努力を重ねるとともに、募集活動（広報活動）を積極的かつ継続的に行うことが重要である。

また、魅力ある学校づくりのため、予算編成にあたっては経費の見直し、節減、教職員の適正配置などを検討することはいうまでもなく、収支バランスの取れた支出を図りつつ、本学の基盤をさらに充実・強化させるための予算編成の検討が重要である。今後、その度合いを強める少子化のなかで、本学が、大学としての使命を果たしうるためには、外部資金や寄付金に財源の確保をも視野に入れて、具体的な事業を盛り込んだ中長期の財務計画を策定することも必要である。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

（1）事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

学校法人の公共性という観点から、学園では計算書類を事務所に常備し、学生・保護者・利害関係者の請求に応じて閲覧に供するとともに、教職員にも公表してきた。

また、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書（法人の概要、事業の概要、財務の概要）、監事による監査報告書、その他（在学生・卒業生・入学者数など、専任教職員数、校舎・校地面積など）については、これらをホームページで公

開している。

(2) 8-2の自己評価

学校法人への補助金等の助成や税制上の優遇処置などがもつ公共性に鑑みて、学園は財務情報の公開が責務であると考え、積極的にその公開に努めてきたので、適正であると考えられる。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報はホームページなどで公開しているが、財務諸表などの表示方法を工夫し、わかりやすく、迅速に公開することに努める。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入などの努力がなされていること。

(1) 事実の説明

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、委託事業、収益事業、資産運用など）の努力がなされているか。

学費支給人の負担を勘案して入学者やその関係者への恒常的な寄付金募集活動は行っていないが、学修や研究を奨励する目的から任意に提供される寄付金・寄贈を受入れている。その受入については、産官学の連携をより推進することも企図して、「教育研究奨励寄付金取扱規程」（平成 17(2005)年 4 月 1 日発効）を設けている。この規程整備の過程で、教育研究奨励寄付金申込書の様式が統一された。この様式には、寄付金額、研究目的、寄付条件、対象の研究者と教育研究の範囲、研究期間が明記されている。これによって、教育研究の目途が明らかとなり、研究の活性化、寄付者との技術協力や学生の奨学の推進が図られ、当該研究遂行に関連する直接経費以外に必要となる間接経費も受入れられるようになった。

また、「寄附講座規程」（平成 17(2005)年 4 月 1 日発効）を設けて、産官学連携の取組みを推進すべく寄附講座を開設できるように規程を整備した。

委託事業に関して本学は「受託研究」に関する取扱規程（昭和 63(1988)年 4 月 1 日発効）を整備した。なお、平成 14(2002)年度から法人税法施行令が改正されたが、それに伴い、企業などから受入れた研究費による事業が法人税の非課税措置の適用対象事業であるためには、①研究期間が 3 カ月以上であること、②研究成果報告書を公表すること、③知的所有権の帰属などを契約条項に明記することなどが義務づけられた。本学は、これを遵守している。

(2) 8-3の自己評価

本学に対する教育研究奨励寄付金は、平成 16(2004)年度 16 件、平成 17(2005)年度 11 件、平成 18(2006)年度 11 件である。また、過去の 3 年間の委託事業は平成 16(2004)年度 4 件（うち 1 件は翌年度に特許出願）、平成 17(2005)年度 6 件、平成 18(2006)年度 5 件である。本学は、研究資金を利用するにあたりその用途自由度の高い教育研究奨励寄付金を受入れる件数が増加傾向にある。以上により、教育研究を充実させるために、外部資金の導入などの努力がなされているだけでなく、その実績もあがっている。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

今日では、預金金利が低位に推移し、この現状では、資金運用収入はほとんど望めない。本大学が積極的に特色ある教育研究の予算措置を行い、社会的貢献を果たして高い評価を受けるには、そのための資金が必要である。財政上の安定を本学が維持するためには、安定した入学者の受入れとならんで、受託研究をこれまで以上に受入れるべく、その計画を策定し、それを具体化する必要がある。研究活動を活性化させ、学生の教育にそれをフィードバックさせることによって、本学は有為の人材を輩出することができるだけでなく、大学院を含む高等教育機関に期待される高度な学術的研究成果（特許申請を含む）をあげることができる。ひいては、それが、学園と本学の財政基盤の強化・安定・確立につながる。

[基準8の自己評価]

本学は、①大学の教育研究目的を達成するために必要な財務基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切な会計処理がなされ、②財務情報の公開が適切な方法でなされ、③教育研究を充実させるために、外部資金の導入などの努力がなされている。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

本学が積極的に特色ある教育研究を推進するには、適正な予算措置とその厳正な執行が必要である。このことが本学の社会的評価を高める。また、本学が社会的責務を果たすためには、本学の特性に見合った適正な資金が必要であることも事実である。一般に、私学が財政の安定を維持するには、学生生徒などの確保が必要であり、このことは本学にもあてはまるが、これとならんで教育研究の充実のためには、さらに外部資金の導入策や寄付金などの受入策を立案し、その具体化に向けた取組みが必要である。

基準 9. 教育研究環境

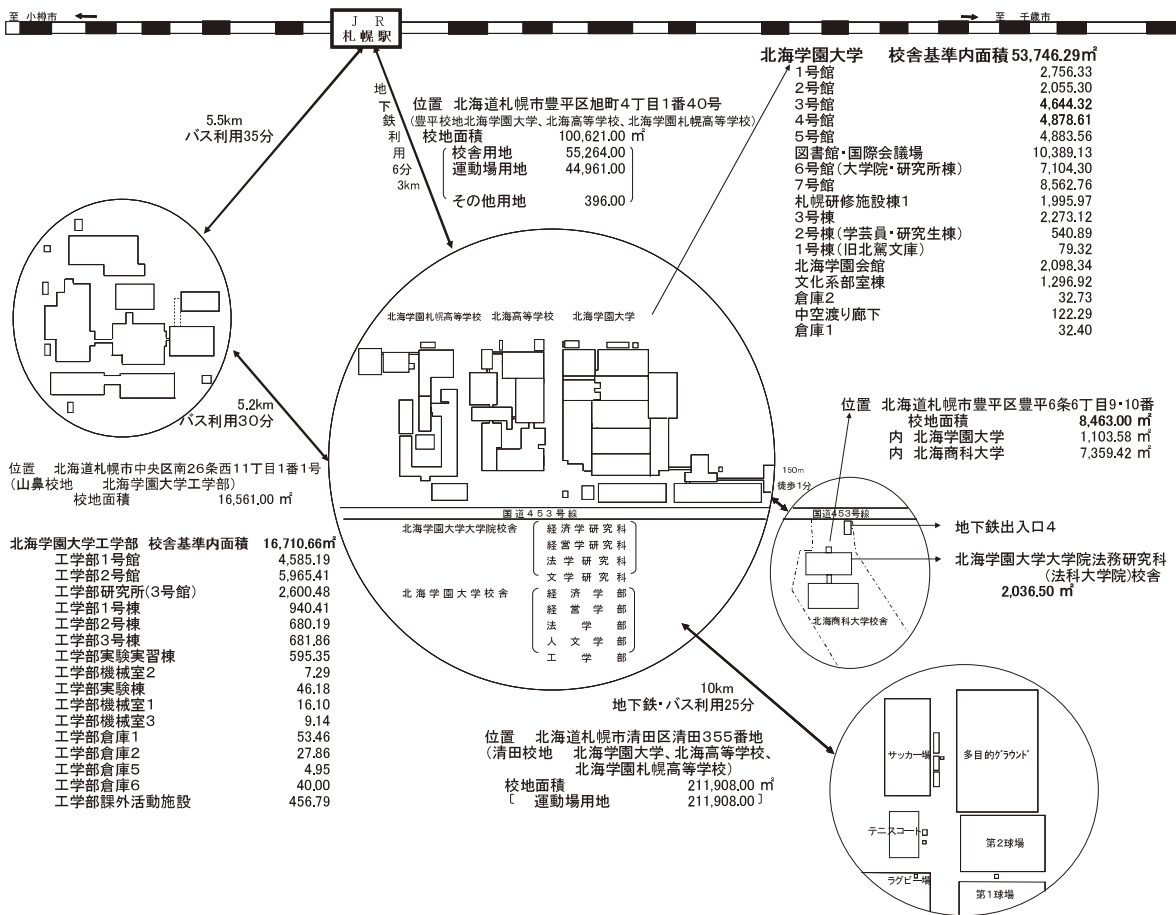
9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎などの施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設など、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、札幌市の中心部に位置し、豊平・豊平 6.6・山鼻・清田の4つのキャンパスからなり、また総合グラウンドは清田校地にある。図 9-1 は、本学の各キャンパスの位置および校地、校舎の配置概要である。

図 9-1. 大学の位置および校地、校舎の配置概要



大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
329,797 ㎡	53,000 ㎡	72,493 ㎡	34,815 ㎡
その他校舎面積	14,077 ㎡		

校舎には、一般講義の他に、実験・実習・ゼミナールなどのための教室やAV・LL教室などが配置されており、新学部新学科の増設や臨時的定員の恒常化に伴う学生増、開講科目の多様化、開講科目数の増加に対応して校舎を建築し、教室の稼働率を緩和した。

図書館は豊平キャンパスにあり、山鼻キャンパスには分室（図書室）が置かれている。

清田校地の総合グラウンドには、サッカー場、野球場、テニスコート、ラグビー場、多目的グラウンドがあり、体育実技はそこで行われているほか、曜日を問わず、課外活動にも活用されている。豊平キャンパスの体育施設（第1・2体育館、トレーニングルーム）も同様であり、体育実技（共通教育科目）の授業に利用されるほか、授業がない時間帯については課外活動にも供している。

以上のほかに、情報サービス関連施設（教育用コンピュータ実習室、地域経済情報検索室、マルチメディア実習室、就職情報室）がある。教育用コンピュータ実習室には、もっぱら授業に使用する教室と授業以外の学生利用に供される「自由実習室」の2種類がある。自由実習室の利用可能時間は9時から20時30分まで（ただし土曜日は16時30分まで）となっている。授業内容・方法の多様化に伴って、教育効果の向上に寄与するコンピュータの役割も高まっており、レポートや論文などの提出期限が集中するときには、講義で使用していない教室を学生に開放し、学生の利用希望に十分に伝える工夫をしている。

なお、大学院にあっては、研究指導上で必要な大学院学生のための研究室・講義室などのほか、教育内容・方法の変化に対応しうる関連装置を設置した教室・資料室が配置されている。そして、山鼻キャンパスでは学術フロンティア推進事業／ハイテク・リサーチ・センター整備事業に伴い、研究棟も整備された。

さらにまた、文化系サークル部室、体育系サークル部室、開発研究所、判例演習室、学園会館、教育会館、学芸員課程実習室、研究生室、国際会議場、研修施設棟、工学部課外活動関連施設などの附属施設がある。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備などが、適切に維持、運営されているか。

大学における教室は、教務センターによって全学統一的に適正な使用調整が行われている。授業がない時間帯や定期試験期間中には、一般教室を自習室として開放している。

演習室の管理には当該学部・研究科があたり、可能な限り一般学生に開放している。法務研究科の自習室は24時間開放し、司法試験準備を支援している。

図書館は、業務を遂行するための体制を整え、適切に維持、運営されている。

校内LAN装置と教育用コンピュータ実習室を運営するために、委員会が置かれている。これらの施設が本学の教育研究の進展に資することを目的として、運営方針、利用調整、予算・決算、利用登録などの管理運用が大学において行われ、その運用はいずれも適正である。

教育用視聴覚施設（AV・LL教室）も同様に、本学の共同教育研究施設であり、設置された機材・装置を活用した授業が可能なように、専門の委員会を組織し、そのもとで運営されている。

(2) 9-1の自己評価

教育研究目的を達成するために基本的に必要なキャンパスが整備され、適切に維持、運営されている。具体的には、教育研究活動の目的を達成するために校地、校舎、図書館、体育施設（グラウンドを含む）、情報サービス施設、付属施設などの諸施設を有し、かつ、それを有効に活用するための基盤（ハード）が整っている。さらに、教育研究活動の目的達成のためにそれらの施設設備などを適切に維持、運営するのに必要な体制（ソフト）が整備されている。

(3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

基盤整備の点で現状は肯定的に自己評価される。しかし、本学には改善の余地がある。例えば、教育用コンピュータ実習室は、学部増設やパソコン利用授業の増加、パソコン利用学生の増加などに対応すべく、適宜、教室の増設やパソコン台数の増加を行ってきたが、さらにこれからは、情報教育の内容を充実させ、内容に見合った整備をする必要がある。

また、一般教室の稼働率を勘案して、教室の改修、あるいは学生が空き時間を有意義に過ごすための「談話室」（仮称）の新設などについても将来計画を立案する必要がある。

さらにまた、蔵書数の増加に伴う、収蔵スペースの確保に努めてはいるが、それもいずれ限界に達するものと考えられるので、将来は電子ジャーナルなどの電子媒体を積極的に活用し、蔵書との調整・整理に努める。

9-2. 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

平成 18（2006）年度に竣工した法務研究科（法科大学院）の校舎をはじめとする比較的新しい校舎については、現在の建築基準に準拠している。また、竣工から時を経た古い建造物についても、適宜改修整備の措置をとり、安全性や快適性に配慮している。

さらにまた、建造時点では問題とならなかったが、バリアフリー化のための改修にも取り組んでいる。アスベスト対策については年次計画のもとに適切な措置を講じている。

本学は、札幌市の広域避難所としての指定を受けていることから、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての機能を果たすことになっている。このことから、建物の耐震診断調査を実施し、耐震化工事を施したり、耐震化工事不能の建物については解体撤去するなど、安全性の確保に努めてきている。

9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効活用されているか。

教育研究環境の快適性についての判断には多分に主観的な要素が入るために、快適性についての判断は困難である。しかし、教育研究環境の有効活用という点では、評価基準の項 9-1ですでに述べたように、十二分に活用していることは明らかであり、ここで重ねて述べることは差し控える。

(2) 9-2の自己評価

基本的には、施設設備の安全性が確保され、かつ、教育研究環境が整備されている。具体的には、①安全管理、②有効活用の点で問題がない。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

9-2-②で述べたように、教育研究環境が快適なアメニティとして整備されているかどうかという快適性に関する問題については、当該環境のなかにある者の見方や利用の仕方によってその判断に開きがあることは否めない。しかし、快適な教育研究環境であるかどうかの自己点検と自己評価は不断に行われるべきものである。これに基づいて、教室の稼働率を考慮しての教室改修、学生が憩うためのスペースの確保などについて、年次計画を立てるほか、積極的にバリアフリー化を推進してキャンパスがさらに整備されるよう、教育研究環境の整備に向けてなお一層の検討を行い、快適性の向上に努めたい。

〔基準9の自己評価〕

基本的には、①教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営され、かつ②施設設備の安全性が確保され、教育研究環境の基盤整備がなされている。

〔基準9の改善・向上方策（将来計画）〕

本学は大学（および大学院）設置基準を上回る校地・校舎を有し、その施設・設備は教育研究を行うために有効に活用されている。現状では設置基準を上回る教育研究条件が整備されているが、それに甘んずることなく、さらなる快適性をめざして、その改善・向上に前向きであることが必要である。大学施設のバリアフリー化については細心の注意を払い、すべての学生が、最小限の介助すら必要とすることなく、自由に施設を利用できるよう配慮する必要がある。また、学生のための福利厚生施設（食堂、カフェテリア、自由空間）、課外活動のための施設の充実を図るほか、老朽化している一部の施設（体育館）の増改築を視野に入れたキャンパス計画の策定に努めたい。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

<大学施設の開放>

本学は学会をはじめとして、各種団体の講演会やシンポジウム、公的機関の採用試験や資格試験、大学入試(センター試験)などに施設を貸与している。

また、平成17(2005)年と平成18(2006)年には、NPO法人札幌チャレンジドの要請に応え、障がい者による障がい者のためのパソコン講習会を開催するにあたって、本学施設(教育用コンピュータ実習室)を開放した。また、上記NPO法人と交流している教員の紹介・助言により当該教員の指導下にある学生がボランティアとして上記講習会をサポートしている。施設面のみならず、人材面での障がい者支援活動として、引き続きパートナーシップ・プロジェクトを支援する。

<図書館>

学外の各種図書館、機関などからの紹介状を持参する者には無条件で利用を認めている。また、本学教職員の紹介により、学外者の利用が可能となっている。この点は、専門図書館協議会の書籍・印刷物の管理を委ねられている開発研究所においても同様である。なお、豊平キャンパスに近接する札幌市立旭小学校PTAと付属図書館の間では利用協定を締結し、当該小学校関係者の図書閲覧と図書貸出を行っている。

<市民公開講座>

人文学部の開設を機に「開かれた大学」の重要性を改めて認識し、その一環として、市民公開講座を開催することにした。その後、それ以外の学部が人文学部の取組みを範として、市民の知的関心や生涯学習の要望に応えるために公開講座を開催してきた。その結果、平成18(2006)年度までに人文学部14回、法学部12回、経済学部10回、工学部5回、経営学部4回の公開講座が開催された。これらの公開講座は、北海道教育委員会が運営する「道民カレッジ」の連携講座として指定されている。

<開発特別講座>

前記の公開講座は本学施設において開催されている。これに対して、開発研究所は、地域貢献の一つのあり方として、学問研究蓄積を地域に還元するため、学外において「開発特別講座」を毎年実施している。これまで20市町村の市民を対象に延べ25回(各回3~4講座)が開催された。この他に、開発研究所は道民や道内の研究者を対象として年数回の講演会または研究会を開催している。

<道民カレッジ放送講座>

北海道内の10大学が参加しているこの講座(北海道放送[HBC]放映)には、平成18(2006)年度より、要請に応じて講師を派遣している。

<道民講座>

北海道庁が主催する「地域力向上道民講座」の共催大学となり、平成18(2006)年度からこの講座に講師を派遣している。

＜教育訓練給付制度指定講座＞

経営学部・経営学研究科では、厚生労働大臣が認定する「教育訓練給付制度指定講座」を開講している（「経営学部企業経営コース」および「経営学研究科経営学専攻」）。

＜税務訴訟補佐人研修制度＞

税理士法の改正により税務訴訟補佐人制度ができたことを受けて、北海道税理士会から上記補佐人の研修講座開設の要請が法学研究科に寄せられた。同研究科は積極的にこの要請に応えるべく、迅速に同税理士会と協定を締結した。これにより、税理士がその任務を遂行するために必要とされる基本科目の履修を可能とする「税務訴訟の補佐人に関する研修プログラム」が発足し運用されている。

（２） 10-1の自己評価

以上に述べたように、本学は、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力を惜しむことなく、積極的に社会連携の強化充実を図っている。

（３） 10-1の改善・向上方策（将来計画）

開発研究所が専門図書館協議会の事務局となっていることもあり、社会的責任はますます重くなっている。このために、平成19（2007）年に開設50周年の節目を迎える開発研究所がよく社会的使命を果たすべく、ハードとソフトの両面において拡充する計画を策定する時期が到来していると判断する。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

（１）事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

＜企業との関係＞

平成18(2006)年度における、企業からの教育研究奨励寄付金は、工学部社会環境工学科において8件、建築学科において3件である。「教育研究奨励寄付金取扱規程」によりこれらの助成金の執行は厳格に行われているとともに、適宜、成果を公開し、企業との信頼関係を損なわないよう配慮している。また、平成18(2006)年度における受託研究の受入れは、工学部社会環境工学科において3社（うち前年度からの継続が1社）、建築学科において3社となっている。受託研究にあたっては、契約条項を遵守するほか、研究期間の設定、研究成果報告書の公表、知的所有権の帰属などについても、寄託側との間で誤解のないようにして研究を行っている。

つぎに、寄附講座についてであるが、「株式会社ニトリ」による寄附講座が経営学部・経営学研究科に、また「コープさっぽろ」による寄附講座が経済学部開設されている。また、野村証券と北海道銀行による寄附講座（金融・証券寄附講座）も開設されている。これは経営学部学生を対象としながらも、積極的に広く学外者にも門戸を開放している。「開かれた大学」として、本学はいずれの寄附講座にあっても、地域社会に開放して市民の受講要請に応えている（詳細は特記事項3-2参照）。

＜他大学との関係＞

工学研究科が申請した研究プロジェクトは、文部科学省が推進する私立大学高度化推進

事業の一つ（ハイテク・リサーチ・センター整備事業）として選定された。また、工学研究科建設工学専攻の教員組織に記載された教員を中心とする研究プロジェクトが学術フロンティア推進事業として認定され、研究助成を受けた。上記 2 プロジェクトの詳細は特記事項 5-2 に譲るが、このプロジェクトの推進にあたって、他大学との連携が新たな局面を迎えた。

また、本学（大学・大学院研究科）の教育課程の特色をさらに強め、かつ補完する目的で、他大学と単位互換協定を締結している。平成 2 (1990) 年に法学研究科が北海道大学大学院法学研究科と協定を結んだのをはじめとし、表 10-2 に示す単位互換協定が締結されている。

表 10-2. 単位互換協定大学院・大学

本 学	単位互換協定締結大学院・大学
経済学研究科	北海道大学大学院経済学研究科 北星学園大学大学院経済学研究科 札幌大学大学院経済学研究科 酪農学園大学大学院農学研究科
経営学研究科	北海道大学大学院経済学研究科
法学研究科	北海道大学大学院法学研究科 東北学院大学大学院法学研究科
工学研究科	北海道東海大学大学院理工学研究科
経済学部 (2 部) 経営学部 (2 部) 人文学部 (2 部)	東北学院大学夜間主コース

＜官公庁との関係＞

経済産業省北海道経済産業局は「連携・知財・人材」に重点的に着目して地域経済産業政策立案（産業人財育成支援プログラム）に取りかかっているが、本学はこれにアカデミックの立場から政策提言することを目的にして、調査研究「実践的な経営人材の育成方策について」を行い、「北海道型産業人財ロールモデル提言会」に参加した(平成 18 (2006) 年度)。

(2) 10-2 の自己評価

教育研究上において、企業や他大学との適正な関係構築の学内基盤整備は基本的に終了している。

(3) 10-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究に関しては、すでに企業や他大学との適切な関係が基本的には構築されているので、今後は、企業や他大学との友好関係・信頼関係を損なわないように細心の注意を払うだけでなく、これまで関係の希薄であった企業や他大学との間とも良好な関係を築きあげるよう努力する必要がある。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

<学外の各種委員の応嘱>

国・北海道・札幌市その他公共団体などから各種委員の委嘱を受け、教育・研究に支障のない限り委員として就任し、地域社会に貢献することを推奨している。

<札幌市立旭小学校における学習支援>

旭小学校(前出)からの要請を受け、平成12(2000)年度から総合学習の展開に必要なとされる講師として教員を派遣するほか、学生ボランティアによる同校児童の学習を支援している。

<「学生ボランティア事業」>

札幌市教育委員会が進める標記事業のために、平成18(2006)年度から、同教育委員会との間で協定を締結し、所管小・中学校の教育活動を支援している。

<地域と協働したまちづくり事業>

平成17(2005)年10月に「北海学園大学と地域による協議会の設置による覚書」に調印して、豊平・平岸地区市民との交流・まちづくりに対する協力関係確立のための協議会をたちあげた。翌平成18(2006)年10月には、「大学と地域のまちづくり」をテーマに、「豊平区タウントーク in 北海学園大学」が札幌市長を本学に迎えて開催された。

<高等学校との関係>

年度当初に道内高等学校に講師名とテーマを冊子にまとめて配付し、高等学校の要請に基づいて、当該高等学校に出向いて出張授業(「出前講義」)を行っている。また、高等学校における教育と大学教育との接続連携を目指して、平成16(2004)年度から高大連携授業を開始した。この授業プログラム(Aコース3日6授業、Bコース3日6授業)は大学側が準備して、高校生がこれを受講する。これによって、勉学への意欲・知的好奇心を高め、進路決定に参考となる情報を提供することができる。これを通じて、本学は高校生の学習を支援している。現在、10の高等学校との間で覚書を締結して実施している。

さらに、高校生を対象として工学部社会環境工学科では環境基礎実験や水環境工学に関する講義を行い、また同電子情報工学科では計算機実習(「MATLABによる画像処理」)を行った(「体験学習」)。これは平成18(2006)年度からはじめて試みられたが、受講生の知的関心を喚起する点において成果が確認できた。

<地方公演>

学生の文化系課外活動諸団体を取りまとめる目的で、本学の学生は自主的に「文化団体協議会」を組織している。この「文化団体協議会」は学内のさまざまな課外活動団体を組織して、毎年夏休みを利用して全道各地の小中学校に赴き、その活動の一端を発表している。これを本学では、「地方公演」と称しているが、この学生による自主的な活動を財政的に支援しているほか、安全管理についても、適宜、指導・助言している。

(2) 10-3の自己評価

大学と地域社会との協力関係が構築されている。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

地域社会との連携は、北海英語学校創立時の伝統を汲む本学の建学精神の具体的現れの1つである。したがって、地域社会との協力関係を強化させることは本学の責務でもある。そのためには、すべての構成員が建学の精神を反芻して、その具体化に努めなければならない。迂遠なように見えても、FD や SD を通じて建学の精神に立ち返ることが地域社会との連携強化の向上方策である。

〔基準10の自己評価〕

①大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされ、②教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築され、そして③大学と地域社会との協力関係が構築されているので、本学は基準10（社会連携）を満たしている。

〔基準10の改善・向上方策（将来計画）〕

施設の開放を進め、人材の派遣をさらに拡充するとともに、これまでに培ってきた地域社会との信頼関係を損なわないように配慮して、建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）を学外においても具現化するように努めることが、この基準をさらに高いレベルで達成するために必要である。

基準 1 1. 社会的責務

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされているか。

学校法人北海学園（以下、学園）が定める「就業規則」には、表彰や懲戒に関する規定がある。学園を設置者とする教育機関に勤務する者は、管理部門に所属するか教学部門に所属するかにかかわらず、すべてがこの（就業規則）にしたがうことになっていることは勿論であるが、なかでも同「規則」に定めるように「品行方正」にして「業務に熱心で衆の模範」であることがもとめられている。学園の一翼を担う本学においても、「就業規則」に基づく組織倫理が学則をはじめとする諸規程に反映されている。近年、社会問題化しているセクシュアル・ハラスメントや個人情報の保護について、ガイドライン・規程（個人情報に関する学園の規程はあるが、大学独自の規程は現在審議中である。）を定めている。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

協議会、教授会、各種委員会ならびに大学院委員会、研究科委員会などの運営にあたっては、学則をはじめとする関連諸規程の遵守を組織倫理の原則としている。また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどの反倫理的な問題が起きないように、構成員に対する啓発活動を行い、未然防止に努めている。

(2) 1 1 - 1 の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理が確立されている。また、国際化、情報化、そして少子化など、大学を取り巻く環境が大きく変わりつつある現状に鑑みて、さまざまな機会をとらえて学長は率先して、教職員に対して新時代に対応したモラルの向上を啓発している。この点で、本学においては組織倫理にもとづく適切な運営がなされている。

(3) 1 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

法令遵守（コンプライアンス）は、組織に対する社会的評価を高めることにつながる。社会的責務を負う本学のすべての構成員は、学則をはじめとする諸規程やガイドラインに対する内容的な理解を深めるよう努めなければならない。そして、本学の組織倫理が日常的な教育研究活動のなかで自然に形となって現れるように、すべての構成員はみずから諸規程に通ずるよう努めなければならない。また、本学の構成員の間に、組織倫理の理解度について濃淡があってはならない。そのためには、組織倫理に対する共通理解を深めるための学内研修をはじめ、啓発活動を強化する必要がある。

1 1 - 2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

1 1 - 2 - ① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

国際交流事業の活性化により、本学の学生や教職員が海外に赴く機会が増えた。それとともに、本学に学ぶ留学生も増加した。一連の国際交流事業の進展に伴い、学生や教職員の生命と安全が脅かされる事態を想定した危機管理体制が整備されつつある。この体制が実質的に機能する事態の発生は未然にこれを防止しなければならないが、不幸にして不測の事態が発生した場合には危機管理体制が有効に機能するように、「北海学園大学における国際交流に伴う危機管理規程」を整備した。

さらにまた、8,000人超の学生を擁する本学では、総合的な危機管理に関する「北海学園大学危機管理規程」を整備中で、学生の生命と安全を脅かす緊急事態（火災、地震、その他）を想定した危機管理体制を整えるほか、豊平キャンパスと山鼻キャンパスそれぞれに防火管理者を置くとともに、日常的な安全管理については、その業務を専門に取扱う警備会社に委託している。

（２） 11-2の自己評価

学内外に対する危機管理体制については、あらゆる不測の事態を想定した万全の体制が整っているとはいえず、その整備途上にある。

（３） 11-2の改善・向上方策（将来計画）

危機管理体制が機能することなく平穏のなかで教育研究活動が遂行されることを担保するためにも、危機管理・安全管理の重要性を認識し、学生・教職員の生命と安全を脅かす可能性のある事態を多様な側面から精査し、それらへの対応に万全を期すべく、危機管理体制組織の運用について検討することが必要である。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

（１）事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

<『学報』、ホームページ、『大学案内（就職部）』、『大学案内（入試部）』、『大学案内（入試要覧）』、『大学院要覧』>

本学の広報紙『学報』を刊行しているほか、ホームページを開設している。『学報』の定期刊行、ならびにホームページの運用のための体制は整備されている。また、就職部編集の企業向け『大学案内』があり、本学の実態を知らしめている。このほかに広報媒体としては、入試部編集の『大学案内』と『大学案内（入試要覧）』がある。これらは、本学の受験生にとって有益な情報が収録されており、とくに『大学案内（入試要覧）』による広報活動は入試部が所管し、その体制が整っている。また、大学院の受験生には『大学院要覧』が配付されている。

<学部報>

学部ごとのきめ細かな広報活動の一環として『学部報』が発行されている（付録3参照）。

<オープンキャンパス>

入試部の体制整備によって受験希望者への大学開放が実施されている。

<保護者懇談会（豊平キャンパス）>

保護者に対する懇談会を設けて、教育成果、学生生活、就職状況などに関する広報活動を行っている。

＜研究成果に関する広報活動（紀要の発行）＞

研究成果の一部は、紀要で公開されている（付録4参照）。

＜その他＞

大学全体および学部・研究科別の自己点検・評価結果の公表を広報活動の一環として位置づけ、自己点検・評価結果を冊子として編集・発行する体制が整っている。

（２） 11-3の自己評価

大学の教育研究成果を、公正かつ適切に学内外に広報活動する基盤整備が終了している。

（３） 11-3の改善・向上方策（将来計画）

今日、大学にはさまざまな形態で積極的に大学の内実を公開する姿勢がもたれている。本学のように5学部6研究科を擁する総合大学にあっては、学部・研究科の特色が鮮明になる学部別・研究科別の広報活動が重要である。この種の広報活動をさらに推進するとともに、全学の統一的な広報活動を強化すべく、「広報室（仮称）」の設置を含めて組織的な広報活動のあり方を検討する必要がある。

〔基準11の自己評価〕

基本的には、①社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切に運営がなされ、②大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制の基盤整備が行われている。

しかし、学内外に対する危機管理の体制の基本的整備とその適切な運用に関しては、本学は検討の端緒にいる。

〔基準11の改善・向上方策（将来計画）〕

危機管理体制が機能しないように、たとえ不測の事態であろうとも、これを未然に防止すべく万全を期すことは当然のことである。特に多数の学生を擁する教育機関としては、何よりも第1に、学生の生命と安全を脅かす不測の緊急事態に対する対処に関する規程の周知徹底とその体制を確立することが必要である。第2には、教職員の生命と安全を脅かす不測の緊急事態に対しても、同様の規程・体制を整備することが必要である。第3には、高等教育機関としての教育研究活動を阻害する突発的な事態に対する規程・体制を整備することが必要である。

以上の3点については、本学の現状は検討の途上にあるが、近い将来において総合的な危機管理への態勢を整えていく。

付 録

1. 略年表
2. アドミッションポリシー
3. 学部報一覧表
4. 紀要一覧表

北海学園大学

1. 略年表

年	事項	備考
明治 18(1885)年	北海英語学校設立	
昭和 25(1950)年	北海短期大学設置	経済科 1部・2部
昭和 27(1952)年	北海学園大学設置	経済学部 1部経済学科
昭和 28(1953)年	北海学園大学 2部設置	経済学部 2部経済学科
昭和 32(1957)年	開発研究所開設	大学付置研究所
昭和 37(1962)年	土木科設置	北海短期大学 1部・2部
昭和 39(1964)年	法学部法律学科設置	1部・2部
昭和 40(1965)年	短期大学部設置	北海短期大学名称変更
昭和 41(1966)年	経済学部経営学科設置	1部・2部
昭和 43(1968)年	工学部土木工学科、建築学科設置	短期大学部募集停止
昭和 45(1970)年	北海学園大学大学院設置	経済学研究科経済政策専攻修士課程
昭和 61(1986)年	大学院法学研究科設置	法学専攻修士課程
昭和 62(1987)年	工学部電子情報工学科設置	
平成 3(1991)年	大学院工学研究科設置	建設工学専攻修士課程、電子情報工学専攻修士課程
平成 4(1992)年	大学院法学研究科博士（後期）課程設置	法学専攻
平成 5(1993)年	人文学部日本文化学科、英米文化学科設置	1部・2部
平成 7(1995)年	大学院経済学研究科博士（後期）課程設置	経済政策専攻
同年	大学院工学研究科博士（後期）課程設置	建設工学専攻、電子情報工学専攻
平成 11(1999)年	法学部政治学科設置	1部・2部
同年	大学院文学研究科設置	日本文学専攻修士課程
平成 12(2000)年	大学院経営学研究科設置	経営学専攻修士課程
平成 13(2001)年	大学院文学研究科博士（後期）課程設置	日本文学専攻
平成 14(2002)年	大学院経営学研究科博士（後期）課程設置	経営学専攻
平成 15(2003)年	経済学部地域経済学科、経営学部経営学科、経営情報学科設置	1部・2部
同年	大学院法学研究科政治学専攻、文学研究科英米文化専攻設置	修士課程
平成 17(2005)年	専門職大学院法務研究科設置	法科大学院（ロー・スクール）
同年	大学院法学研究科、文学研究科博士（後期）課程増専攻	政治学専攻、英米文化専攻
同年	工学部社会環境工学科設置	土木工学科名称変更

平成 20 年度 北海学園大学・各学部 アドミッションポリシー(入学者受入方針)

1885年に始まる北海学園の歴史を背景に、自主独立の「開拓者精神」をその建学の精神として、1952年に北海学園大学が誕生しました。本学は、以来この精神を柱に、幾多の困難を乗り越え、北海道における最大規模の私立総合大学へと発展して来ました。この開拓者精神は、多くの難しい問題を抱える現代社会においても、それを克服し、希望に満ちた新しい時代を切り拓くための精神的原動力として、より一層必要性を増しています。このような現代の開拓者精神を心に抱き、現代社会を支える重要な諸分野に対する学問的基盤を与える経済学部、経営学部、法学部、文学部、および工学部の各学部が掲げる理念を理解し、その下に展開される学問と実践の諸課題を素材として主体的に学び、自ら考え、自ら責任をもって行動し、自信と勇気をもって自らの可能性に挑戦することにより、積極的に社会の発展に貢献しようとする人。本学はそのような人を求めています。

経済学部1部

本学創設時に設置された本学部は、独立の経済学部としては道内大学のどこよりも早く開設されたという歴史と伝統を持って今日に至っております。そこでの教育目標は、本学建学の精神である「開拓者精神」を基本に、北海道の総合開発を担い、かつ地域経済の発展に貢献する人材の育成にありました。そのため経済学科では、経済学の理論・歴史・政策の法則性を幅広く学び、さらにゼミナールで個別課題を深めることを通じて目標に接近し、教育実績を上げてきました。その結果、55年の長きにわたって北海道内や道外の経済界はもちろん、国家公務員や北海道庁職員、さらには各市町村等の自治体職員や各種議員等、多方面にわたって多くの有為の人材を輩出してきたのです。

21世紀に入り経済学は法則性を学ぶことを基本としながらも、資源の有限性や地球的規模での環境問題、地域問題等、多様な社会現象等を含めての分析も必要とされるようになってきました。このため経済学部では、従来の経済学科が持っていた学問的枠組みに依拠しながらも、新しい社会現象や地域課題に対処できる専門的な人材養成の必要性を認識し、地域経済学科を新設しました。この学科では研究対象を狭く北海道に限定することなく、日本全体や北方圏諸国など国際的な広がりて学ぶことを視野に入れてカリキュラムを組んでいます。

このように経済学部では、北海道や日本、国際社会で発生している社会的・地域的な諸問題を経済学的な視点から勉強してみたい、それに関連する仕事に就きたい、あるいは大学院へ進学してより専門的に分析を深めてみたい等々、狭い視点ではなく、幅広く多様で柔軟な思考を持った方を大いに歓迎いたします。

経済学部2部

本学で最も歴史と伝統のある経済学部では、勉強意欲旺盛な勤労社会人の要請と高等教育の場としての大学の社会的役割を果たすために、1部設置の翌年から2部(夜間開講)を開設し、経済学士の称号を授与してきました。昼間に仕事を持ちながら4年間通学するということは、文字通りの強い意志を持った「自主独立の開拓者精神」の発揮であり、建学の精神そのものの体現でもあります。そのような自己研鑽の結果、今日、多くの2部卒業生が新たな資格と幅広い経済学的知見、あるいは多くの友人を得て、北海道内外の各界第一線で活躍しております。

今日では、このような勤労学生に加えて、社会生活の途上であってさらなる自己啓発を目的とする人、あるいは第一線を退いてからの生涯学習・リカレント教育を希望する人、または新しい就業の場を求めての新規資格取得、あるいは経済的な事情でやむなく夜間部へ等々、2部への入学目的はかなり幅広く多様になってきております。また年齢構成もますます幅広さを増してきています。

このように多様な目的をもって入学を希望する人に対し、本学部では学力入試の他に、面接重視の社会人入試制度や短大からの3年生編入制度など、複数の制度を設けており、カリキュラム内容もそれらに対応するように配慮されています。特に職業を持っている学生とそうでない学生の混在、年齢開差、1日に2講しか受講できないことなどを勘案し、教員との交流機会をより多くするためにゼミを必修とするなど、主として専任教員を配置しています。また講義科目の履修ではできるだけ学部一体化を目指し、ゼミを含めて両学科にまたがって取得できるようにしております。このように自由で自主的なカリキュラム編成の成果は、さらに大学院に進学して修士の学位を取得し、その資格にふさわしい職業に就くということにもつながってきております。将来に向かって可能性を伸ばしたい方を歓迎いたします。

経営学部1部

経営学部は5つの教育理念・方針(組織を中心とした経営学教育、実践志向の経営学教育、グローバルな視点に立つ経営学教育、情報分析を重視した経営学教育、人間行動の側面を重視した経営学教育)を掲げています。これらの理念・方針は実学という経営学の学問的性格から特徴付けられているもので、経営学部教育で展開されているカリキュラムは、

企業や官公庁、非営利組織などを経営していくうえで、直接役立つ知識・能力を修得できるように編成されています。

経営学部は実践性を重視する学部教育を行っているため、たとえば、英語教育は単なる英会話ではなく、英米圏で現地企業の調査などを行いながら、英語によるビジネスコミュニケーション能力を養成しています。また、学部独自に研修先企業を開拓して、企業との綿密な打ち合わせのうえで責任もって企業研修を行っています。さらに、各授業に参加することで、学生は財務、心理、情報などの側面から企業を分析する能力を自然と身につけることができます。このように、経営学部教育は企業や官公庁、非営利組織など、組織を多面的・総合的に分析する資質を養うので、将来ビジネスリーダーを志す学生や、経営に関する専門的知識・能力を活用して、社会で活躍することを志望している学生に向いています。

このように、経営学部は職業を意識した実践的な教育を展開していることから、将来の夢と目標をしっかりと持ち、実現するための努力を惜しまない、何事においてもアクティブな学生を求めています。

<経営学部ではつぎの人材養成を考えています>

- 変革期に対応するマネジメント能力を有する人材
- ITを活用したビジネスを担う人材
- 公務員(国税専門官など)、会計専門職などの人材
- 人間理解に基づく組織・集団のマネジメントを行う人材
- マーケティング・広告宣伝部門で活躍する人材

<経営学部はつぎの点に関心を寄せる学生に向いています>

- 独立創業、企業経営に関心を寄せる学生
- 企業・組織の情報化に関心を寄せる学生
- 企業のマーケティング戦略の立案・実行に関心を寄せる学生
- 流通の仕組みならびに流通業界に関心を寄せる学生
- 健康・介護・看護・福祉組織に関心を寄せる学生
- 企業の社会貢献に関心を寄せる学生
- NPO、NGOに関心を寄せる学生
- 国税専門官(国家公務員)に関心を寄せる学生
- 行政における市民理解に関心を寄せる学生
- 会計専門職に関心を寄せる学生

経営学部2部

経営学部は5つの教育理念・方針(組織を中心とした経営学教育、実践志向の経営学教育、グローバルな視点に立つ経営学教育、情報分析を重視した経営学教育、人間行動の側面を重視した経営学教育)を掲げています。これらの理念・方針は実学という経営学の学問的性格から特徴付けられているもので、経営学部教育で展開されているカリキュラムは、企業や官公庁、非営利組織などを経営していくうえで、直接役立つ知識・能力を修得できるように編成されています。

2部経営学部は実践性を重視する学部教育を行っているため、北海道を代表する企業経営者や有識者を講師にお招きして、北海道企業のマネジメントの特徴や競争力の源泉についての講座を開講しています。また、マネジメントを中心にマーケティング、企業論、会計、情報および心理の各専門分野を広く履修することができますので、各授業に参加することで、財務、心理、情報などの側面から企業を分析する能力を自然と身につけることができます。このように、2部経営学部の教育は企業や官公庁、非営利組織など、組織を多面的・総合的に分析する資質を養うので、職場での問題を多面的に接近するための知識の融合を図ることができます。2部経営学部の教育は、たとえば、社会人であれば職場で人間関係などコミュニケーションの改善を図りたい人、公益性の強い職場で効率性をどのように考えたらよいかについて思い悩まれている人、職場でのキャリアアップを求めている人などに、また、将来ビジネスリーダーを志す学生や、経営に関する専門的知識・能力を活用して、社会で活躍することを志望している学生に、向いています。

このように、2部経営学部はキャリアを意識した実践的な教育を展開していることから、職場での問題意識を常に持ち、解決を図ろうとする前向きな社会人を、また、将来の夢と目標をしっかりと持ち、実現するための努力を惜しまない、何事においてもアクティブな学生を求めています。

北海学園大学

<経営学部はつぎの点に関心を寄せる人に向いています>

- 独立創業、企業経営に関心を寄せる人
- 企業・組織の情報化に関心を寄せる人
- 企業のマーケティング戦略の立案・実行に関心を寄せる人
- 流通の仕組みならびに流通業界に関心を寄せる人
- 健康・介護・看護・福祉組織に関心を寄せる人
- 企業の社会貢献に関心を寄せる人
- NPO,NGO に関心を寄せる人
- 国税専門官(国家公務員)に関心を寄せる人
- 行政における市民理解に関心を寄せる人
- 会計専門職に関心を寄せる人

<経営学部ではつぎの人材養成を考えています>

- 変革期に対応するマネジメント能力を有する人材
- IT を活用したビジネスを担う人材
- 公務員(国税専門官など)、会計専門職などの人材
- 人間理解に基づく組織・集団のマネジメントを行う人材
- マーケティング・広告宣伝部門で活躍する人材

法学部1部

北海学園大学法学部では、本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会の様々な問題に対し、法律学・政治学に関する幅広い見識に基づいて主体的に立ち向かうことのできる学生を育てることを目指します。この目標を実現するために、本学部では、法律学・政治学の基礎を踏まえたうえでの主体的な学科選択を可能とする2年次学科選択制を採用するとともに、基礎から応用までの段階的履修、および、幅広い科目履修を可能とし、かつ、少人数ゼミによるきめ細やかな教育を行うカリキュラムを提供します。このような教育目標・教育内容にてらして、本学部では次のような人を求めます。

- 現代社会に生起する様々な問題に対する関心を持っている人
- 自らの関心のある問題領域について、法律学・政治学の観点から主体的に学ぼうという意欲を持っている人
- 法律学、政治学、および関連する種々の学問分野の学習に必要となる基礎学力を身につけている人

法学部2部

北海学園大学法学部では、本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会の様々な問題に対し、法律学・政治学に関する幅広い見識に基づいて主体的に立ち向かうことのできる学生を育てることを目指します。この目標を実現するために、本学部では、法律学・政治学の基礎を踏まえたうえでの主体的な学科選択を可能とする2年次学科選択制を採用するとともに、基礎から応用までの段階的履修、および、幅広い科目履修を可能とし、かつ、少人数ゼミによるきめ細やかな教育を行うカリキュラムを提供します。このような教育目標・教育内容にてらして、本学部では次のような人を求めます。

- 現代社会に生起する様々な問題に対する関心を持っている人
- 自らの関心のある問題領域について、法律学・政治学の観点から主体的に学ぼうという意欲を持っている人
- 法律学、政治学、および関連する種々の学問分野の学習に必要となる基礎学力を身につけている人

また、2部では、社会の第一線で働きながら法律学・政治学を学ぶことを志す社会人、および、現代社会における問題を発見し説明できる能力を持つ人、社会的事象に特別な関心・問題意識を持つ人を受け入れます。

人文学部1部

北海学園大学人文学部は、複雑化した現代社会において、人間と文化の総体を異なる視点と感覚から問い直し、新しい生命をもたらす人文学を目指しています。自国の文化と異なる文化に対する専門的知識と教養を身につけ、さらに高いコミュニケーション能力を持つ人材の育成を目的としています。

そのため入学試験では、基礎学力としての国語力・英語力を重視し、一般入試と大学入試センター試験利用入試において、日本文化学科では総点数に占める「国語」の配点を、英米文化学科では「英語」の配点を各々高くしています。また推薦入試(公募)でも、全体の評定平均値とは別に、日本文化学科では「国語」の評定平均値を、英米文化学科では「英語」の評定平均値を、それぞれ重視した書類審査を行っています。

これに加え、推薦入試(公募)では、生徒の学業だけでなく課外活動も評価の対象とし、両者の調和のとれた受験生を選抜することに心がけています。このほか人文学部では、社会人入試(Ⅰ期)および海外帰国生徒・外国人留学生入試も実施しており、多様な選抜方法で入学試験を実施することにより、全体として国語力・英語力を重視しつつ、学力のみに偏しないバランスのとれた入学者の受け入れを行っています。

人文学部2部

北海学園大学人文学部は、複雑化した現代社会において、人間と文化の総体を異なる視点と感覚から問い直し、新しい生命をもたらす人文学を目指しています。自国の文化と異なる文化に対する専門的知識と教養を身につけ、さらに高いコミュニケーション能力を持つ人材の育成を目的としています。

人文学部2部では、入学試験として一般入試、推薦入試(公募)、社会人入試(Ⅰ期)を実施しています。2部においても、1部と同様に基礎学力としての国語力・英語力を重視する観点から、日本文化学科では「国語」と選択科目(日本史、世界史、地理、政治・経済、英語の5科目から選択)を、英米文化学科では「英語」と選択科目(日本史、世界史、地理、政治・経済、国語の5科目から選択)を、それぞれ一般入試の受験科目として課しています。推薦入試(公募)の書類審査において、全体の評定平均値とは別に、日本文化学科では「国語」の評定平均値が、英米文化学科では「英語」の評定平均値が重視されるのも、1部と同様です。また一般入試以外に推薦入試(公募)を実施することで、生徒の課外活動にも眼向け、学業のみに偏しない、調和のとれた受験生を選抜することに心がけてもいます。

さらに2部においては、1部よりも社会人入試の定員枠が広く設定されています。これは、長きにわたり、北海道随一の「生涯学習機関」として幾多の人材を輩出してきた北海学園大学の良き伝統をふまえ、働きながら学ぼうとする人々のために、人文学部の門戸を広く開放するためです。

工学部

社会環境工学科

社会環境工学科は次のような人を求めています。

(両コース共通)

1. 大学での教育に必要な数学、理科、英語などの十分な基礎学力を備えている人
2. 常に向上心を持ち、コミュニケーション能力や協調性およびリーダーシップを養う努力をする人

「社会環境コース」人々の生活を支える社会・都市基盤の整備と維持管理に興味を持ち、これらの分野で社会貢献を目指す人

「環境情報コース」人々の生活を支える社会や都市の仕組みに関心があり、市民の安全、福祉などのための政策決定や情報化に興味を持ち、これらの分野で社会貢献を目指す人

建築学科

建築は生活のための場であり、また都市の要素として社会に影響を与える存在です。そのため建築の技術や空間デザインの追究には、理工学分野から造形分野、あるいは人文的分野にわたり様々な領域が関係してきます。そこで、本建築学科は理工系志望者のみならず文系・デザイン系志望者にも幅広く門戸を開き、各自の興味や能力を活かして建築に取り組める教育を目指しています。

カリキュラムの特徴の一つは、必修科目を最小限に抑え、自己の関心に従って学べるように大半を選択科目にしている点です。今一つは、多数の選択科目に対し学習の動機や目的に合った履修が進められるように、専門科目を3系列(空間デザイン系、環境デザイン系、システムデザイン系)に分けて構成している点です。このため特定の系の科目に重点を置いた履修や、幾つかの系にわたる総合的な履修など、自由に目標を定めて取り組むことができます。

このような趣旨から本学科は次のような人を求めています。

- 建築と機能の関係や空間デザインについて提案する発想力、構想力の豊かな人
- 建築の構造・材料や生産について理解し、建築の安全性・耐久性の確保を目指す人
- 建築をとりまく環境・設備に関心を持ち、空間の快適性を追究する人
- 建築と地域の調和や街づくりに関心を持ち、都市の活性化・健全化への貢献を志す人
- 様々な関係者に対するプレゼンテーションやコミュニケーションの能力を高める努力をする人

電子情報工学科

電子情報工学科は次のような人を求めています。

(両コース共通)

1. 大学での教育に必要な数学、理科、英語などの十分な基礎学力を備えている人
2. 常に向上心を持ち、コミュニケーション能力や協調性およびリーダーシップを養う努力をする人

「電子情報コース」電子工学や情報工学などの分野に強い興味と関心を持ち、それらを通して問題を認識・発見し、理性的・創造的に解決してゆく知性を身につけようとする人

「人間情報コース」「人間」を対象とする情報工学や人間工学などの分野に強い興味と関心を持ち、それらを通して問題を認識・発見し、理性的・創造的に解決してゆく知性を身につけようとする人

なお、社会環境工学科と電子情報工学科の受入方針は簡略版です。正式な受入方針は、本学のホームページをご覧ください。

3. 学部報一覧表

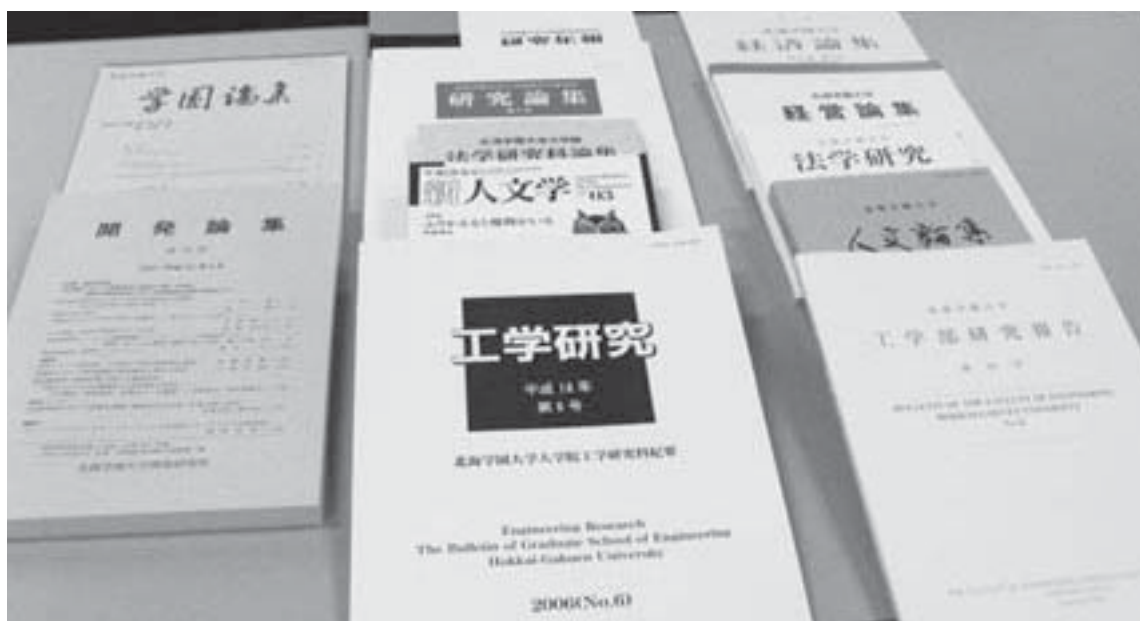
学 部	名 称
経済学部	ECON
経営学部	パッセージ
法学部	法学部報
人文学部	人文フォーラム



4. 紀要一覧表

発行者	紀要の名称
経済学研究科	研究年報
経営学研究科	研究論集
法学研究科	法学研究科論集
文学研究科	年報新人文学
工学研究科	工学研究
経済学部	経済論集
経営学部	経営論集
法学部	法学研究
人文学部	人文論集
工学部	工学部研究報告
学術研究会	学園論集*)
開発研究所	開発論集

*)所属研究科・学部を問わず投稿できる。



特 記 事 項

1. 特色ある学修システム

1-1. 学内

- 1-1-① 日本技術者教育認定機構によって認証された教育プログラム
- 1-1-② GOALS (Gakuen Open Academic Learning System)
- 1-1-③ 総合実践英語

1-2. 学外

- 1-2-① 国際交流
- 1-2-② 海外総合実習
- 1-2-③ 企業研修
- 1-2-④ 地域研修

2. 夜間教育

2-1. 大学

2-2. 大学院（大学院設置基準第14条特例）

3. 産官学連携

3-1. 経営学部・経営学研究科の取組み

3-2. 寄附講座

4. 専門職養成（専門職大学院）

5. 高度研究

5-1. 開発研究所

5-2. 学術フロンティア推進事業／ハイテク・リサーチ・センター整備事業

1. 特色ある学修システム

1-1. 学内

1-1-1 ① 日本技術者教育認定機構によって認証された教育プログラム

工学部社会環境工学科（以下、本学科）は、以下の9項目を学習・教育目標として掲げている。すなわち、①人文・社会科学の知的基盤を築き、社会人としての豊かな素養および技術者としての倫理観を身につけること。②みずから考えて問題に取り組む自己学習の習慣・能力を身につけ、互いの創意工夫により問題解決を図り成果としてまとめる協調性やリーダーシップを養うこと。③論理的な記述、口頭発表や討議などのプレゼンテーション能力および国際交流を可能とするコミュニケーションの基礎能力を身につけること。④数学、統計学、物理学などの自然科学および情報技術に関する基礎能力を身につけること。⑤構造力学、土質工学、水理学、測量学などに関する専門分野の基礎を修得し、演習、実習および実験などを通じてそれらの理解度や工学的考察能力を高めること。⑥専門分野における調査、計画、設計、施工に関する基本的な技術を修得し、実務に対する適応力および探求心を養うこと。⑦プロジェクトを遂行するうえで必要となる基礎と専門の知識を有機的に展開して、創造的な計画能力と分析能力を身につけること。⑧自然と人間生活の調和・共存をめざし、循環型社会システムを築くための環境技術を理解すること。⑨北海道の地域特性を考慮した社会基盤の建設技術や維持管理技術などを体系的に理解すること。

この目標を実現するための教育プログラムについて、本学科は日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education）（以下、JABEE）の審査を受けた。審査にあたっては本学科の掲げる教育目標が JABEE の要求する教育成果を含んでいるかどうか、および国際的な最小限の要求を満たす内容であるかどうかと判定される。さらに、受審校は JABEE が要求する8項目の教育成果を含む独創的かつ具体的な学習・教育目標の設定のみでなく、目標に対する達成度の評価方法、そのための教育改善の仕組み、学生への伝達方法、それらの効果の評価方法などが基準を達成しているかどうかと審査される。具体的には、受審校が作成する自己点検書（主として過去4ヵ年における教育プログラムとその達成度）の書面審査とならんで、審査チームによる実地審査を行い、判定基準を満足しているかどうか審査される。自己点検書は、本文編と資料編から構成されるが、本学科の場合は、本文編180ページ、資料編447ページとなった。

審査の結果、本学科は平成17(2005)年から5年間にわたり、同機構の認定校となった。平成15(2003)年度審査の結果では、58教育機関の95プログラムが新規に認定を受けているが、そのなかで5年認定は22プログラムであった。このことから、本学科の特色ある教育プログラムが JABEE から肯定的に評価されたと考えられる。

本学科では、上述した9項目の学習・教育目標に複数の科目群を対応させ、学期ごとに学生の達成度を評価し、ウェブ上に掲載して学生に伝達しているが、この達成度評価法およびウェブによる伝達システムも JABEE から肯定的に評価された。それとともに、1学期に2回の授業アンケートを実施して、その調査結果を各教員の教育活動のポートフォリオとして取りまとめた。そして、この調査結果を学科内で公表することにより、授業期間内に教育効果を把握するとともに、次年度における授業改善の資料とした。この点もまた JABEE から肯定的に評価された。本学科における授業評価システムは、その後、本学

が授業アンケートを全学的に取り組む際に、その先進的事例として参考とされた。

なお、JABEE が実施する審査の特徴の一つに“outcomes”に対する判定がある。これは、本学科の在學生と卒業生に対する面談を通じて把握・評価される。本学科に対する審査においても、各学年の学生および最近の卒業生に対する面談があったが、この面談の結果、審査長は在學生と卒業生のいずれに対しても最大級の賛辞を述べたことを付言する。

1-1-② GOALS (Gakuen Open Academic Learning System)

経営学部（以下、本学部）では、教育改善活動の一環として平成 15（2003）年度より本学部独自の「学修管理システム LMS (Learning Management System)」を特に GOALS (Gakuen Open Academic Learning System) と名づけて、学修効果の向上を図っている。

GOALS は本学部 1 部・2 部の全ての学生に対して提供される学修支援サービスであるが、本学部 1 部では全ての学生に入学時からノート型パソコンを所有させており、この情報教育環境を効果的に活用する重要な手段として GOALS が活用されている。また、本学部 2 部では、特に学修時間に制約がある社会人などの学生に柔軟な対応を実現する有効な手段として GOALS が利用されている。

学生はコンピュータ実習室（学内施設）から GOALS のシステムにアクセスすることができるだけでなく、ノート型パソコンを持参すれば構内のほとんどの場所で無線 LAN を利用して同システムを利用できる。また、自宅など学外からはインターネットを通じて学内ネットワークにログインすることで、GOALS にアクセスすることも可能である。

GOALS の導入以来、本学部ではその利用促進や定着を企図してさまざまな取り組みを行ってきた。その結果、これまでにかなり高い定着度を実現することができた。例えば、学生を対象に行ったアンケート(平成 18(2006)年) 実施では、GOALS の利用頻度が「3 日に 1 回」以上利用していると回答した者が 6 割を超えており、このうち「毎日」利用している者も 2 割いる。また、「1 週間に数回程度」以上の者でみれば 9 割に達するなど、かなり高い頻度でシステムが利用されている様子を窺える。

また、「GOALS があることに関して、結果的に自分にとってメリットとデメリットのどちらが大きかったか」という問いについては、現状で多くの学生（74.9%）が「メリットの方が大きかった」と回答している。また、「GOALS があることで悪影響だと感じることは何か」という問いには、「自分でレジメをプリントアウトしなければならない（37.7%）」などの回答がある一方で、「課題やテストなどが増えた（26%）」や「勉強量そのものが増えた」などの選択肢にも一定の回答があった。これらの回答は自学自修のための時間増を意味しており、GOALS は学生の勉学にとって阻害要因ではなく、逆にプラスの効果をもたらしていると考えられる。また、「GOALS があることでよかったと感じることは何か」という問いには、「自分で自主的に勉強することができる（14.8%）」という回答も得られている。これらのことから、システムの導入が学生生活の満足度の向上に貢献しているだけでなく、建学の精神（「自由で不屈な開拓者精神」）を支える精神の涵養にも資していると考えられる。

1-2-③ 総合実践英語

経営学部では語学教育、とりわけ英語教育を重視し、大学全体で展開される英語教育の

他に、英語によるビジネスコミュニケーション能力を養成する目的で、学部開設当初より、「総合実践英語」の学修を専門教育の柱に位置づけ、関連科目を実質的に必修科目として1年次から4年次までの全学年に開講している。

これらの科目の目的は、経営学部の専門教育を受けるときに必要になる英語力、企業に勤めたときに必要になる英語力、大学院経営学研究科に進学したときに必要になる英語力の涵養にある。端的に言えば、「総合実践英語」はアカデミックで実践的な科目群によって展開される。

「総合実践英語」は英語に関する能力を体系的・総合的に養うことを目的とするが、そのためにリーディング系、ライティング系、そしてコミュニケーション系の科目を配置している。それぞれの科目の履修を通じて、経済・ビジネスに関する英語の記事・文献の講読、英語によるレポート作成に関する基礎力、英語による討論・交渉、プレゼンテーションなどのためのスピーキングとリスニングの基礎力が養成される。

さらに、3年次以降には「リサーチ&プレゼンテーション」が開講されているが、この科目の目的は、英語や日本語の文献・資料を収集し、読み込み、まとめ、それにもとづいた考察を、英語で論理的に文章を書き、口頭で表現・説明する能力を涵養することにある。

経営学部は「総合実践英語」の教育効果の向上を企図して、特徴的な教育方法を採用している。その特徴はつぎのとおりである。

- ① 読む、聴く、書く、話す、の4技能の統合的指導。
- ② 習熟度別のクラス編成をして学生のレベルに合った指導。
- ③ 授業外活動（リサーチ、レポートなど）と授業の両方で、受講者がコンピュータ、インターネットを積極的に活用し、メディアから情報としての英語を読むようにし、英語を「学習」するだけでなく、「使う」機会がより多く与えられる指導。
- ④ 定期的なスタッフ・ミーティングや1年次科目のための統一教材作成ならびに統一試験による科目相互の接続性の重視。

1-2. 学外

1-2-① 国際交流

本学の国際交流事業の特色は、北海道と地理的關係が深い地域、つまり環太平洋や北東アジア地域で実施していることである。現在の交流協定校は8校である。その内訳は、カナダの2校、ロシアの3校、中国の2校、そして韓国の1校である。交流事業は全学の学生を対象とするプログラムと個別学部の学生を対象とするものがある。本学からの派遣事業としては数週間の夏期海外研修派遣と短期派遣事業（2学期間から1年間）があり、所定の履修条件を満たした参加学生には単位認定が行われている。

他方、カナダ、ロシア、韓国との協定校からは夏期研修事業や短期事業による学生の受入れを実施している。学生間の国際交流は、日本と北東アジア諸国の国際關係が緊迫する昨今では、本学の学生にとって国際事情や異文化理解を深めるまたとない機会となっている。

学生の交換事業に加え、教員の交換事業等も実施され、カナダ・レスブリッジ大学とは客員教授の派遣と受入れが行われている。中国の2大学とは大学院において集中講義形式で教員の派遣と受入れが実施されている。ロシアの3大学との間では国際シンポジウムを

開催し、広く内外の研究者との交流を図っている。こうした教員間の交流事業を通して相互に学問的刺激と高等教育について意見交換ができることは、本学の学問的・教育的レベルの維持と向上に寄与している。

以下、簡潔に交流協定校について交流事業の概要を述べる。

①レスブリッジ大学（昭和 59(1984)年交流協定締結）

カナダ・アルバータ州にあるこの大学は、本学としては最初の国際交流協定校である。同大学は第 2 次世界大戦中に日系カナダ人が一時収容された都市レスブリッジ市にあるユニークな大学である。夏季海外研修事業が隔年で実施されている。平成 19(2007)年度にはレスブリッジ大学の学生 11 人を受入れ、また平成 20(2008)年度には、本学から 15 人の学生を派遣する予定である。一定以上の条件を満たす学生は 2 学期間にわたる交換学生の事業に応募できる。数名ではあるが、毎年この事業を通し留学生として派遣している。原則的に夏学期は、学期のはじめに実施されるプレースメント・テストを受験し、その結果によって、上級レベル(Advanced level)の受講が可能である。学期終了時に平均 70%以上の評価が得られた場合は、秋学期に開講される学部開講科目の受講が許可される。本学への短期の受入れも実施している。受入学生は他の留学生と同様に、本学で開講されている授業を受講し、種々の学校行事へ参加し、本学学生との交流を深めている。

②ブロック大学（平成 14(2002)年交流協定締結）

カナダ・オンタリオ州セントキャサリンズ市にあるこの大学は、北米五大湖のほとり（ナイアガラ瀑布）に隣接する閑静な大学町にある。諸外国からの学生が参加する国際的な語学研修プログラムがあり、毎年人文学部の英米文化学科の学生を中心に 2 年次以上の学生 25 人程度がこの研修プログラムに参加している。

③サハリン大学（平成 15(2003)年交流協定締結）

この大学は、ロシア・ユジノサハリンスク市にあり、教員養成大学として知られている。学生の交換事業として少数ではあるが、学部生・大学院生を派遣している。短期受入れ事業として平成 19(2007)年度には 3 人を受入れている。

④ノボシビルスク総合大学（平成 12(2000)年交流協定締結）

ロシア南東シベリアの首都ノボシビルスク市近郊にあるこの大学には、多数の研究機関が併設されており、シベリアおよびロシアの教育・研究拠点となっている。教員の交流の他、学生の交換事業として平成 19(2007)年度には 3 人を短期に受入れている。

⑤シベリア交通大学（平成 12(2000)年交流協定締結）

ノボシビルスク市はシベリア開発とシベリア鉄道に深い関係があることから、この大学はシベリアでは最も伝統のある教育機関の一つである。学部生（2 年次以上）・大学院生の派遣と受入れを実施している。ロシア語やロシアの社会経済および理工系分野のコース設定が可能である。短期受入れ事業として、平成 19(2007)年度には 3 人を受入れている。

⑥遼寧大学（平成 11(1999)年交流協定締結）

この大学は、中国・遼寧省瀋陽市に位置する総合大学である。研修プログラムは、中国の社会・経済・文化修が中心であるが、各種施設の見学も含まれる。学生交換事業として、約 10 人の学生・大学院生を派遣している。

⑦瀋陽農業大学（平成 12(2000)年交流協定締結）

上記大学と同様に中国・瀋陽市にあるこの大学は、中国政府農務省と遼寧省政府の共同

で設置され、農務省の運営下にある。現在のところ学生交換事業の実績はないが、本学大学院経済学研究科への教授招聘や同研究科教授を講義担当者として派遣するなどの教育研究交流が進んでいる。

⑧大田大学校（平成 11(1999)年交流協定締結）

この大学は韓国・大田（テジョン）広域市にあり、同市は 21 世紀の先導都市として、先端科学技術都市、知識情報産業都市であり、また観光、コンベンション産業の都市でもある。学生交換事業として、夏季海外研修学生 10 人程度を派遣している。学修プログラムの中心は初級韓国語の修得におかれるが、社会・文化体験のコースが組まれている。また、2 年次以上の学生 5 人以内を短期派遣している。原則的に、各学期に 2 科目 4 単位の韓国語を履修することが要求される。1 学期は主に教養科目を受講し、2 学期は専門科目を中心に受講する。交流事業の短期受入れとして、毎年 5 人以内の学生を 1 年間受入れている。本学で開講されている授業を受け、学校行事への参加を通じて、本学学生との交流を深めている。

⑨その他の交流

教員の個人的努力で、毎年、それぞれ 10 人を超える学生が北京理工大学（中国）、ウラジミール大学（ロシア）の夏季ないし春季語学研修等に参加している。また経済学部「地域研修」の授業とゼミ見学旅行をかねた韓国、近年は烏山（オサン）大学と交流している。これらのプログラムに対しても、所定の履修条件を満たす学生には単位認定が行われる。

1-2-② 海外総合実習

経営学部（以下、本学部）では国際社会や国際企業の実体験を通じて、語学教育と専門教育との有機的結合を図ることを目的として「海外総合実習」を開講している。この科目の 3 本柱は「事前研修」、「現地研修」、「事後研修」である。

「事前研修」では①5 月上旬から 7 月下旬にかけてレスブリッジ大学（ESL : English as a Second Language）の特別オンラインコースでの英語学習、②現地で行う調査・研究の準備（先行研究などの文献検索、調査目的にしたがってアンケートの作成）、③英語によるリサーチプロポーザルの発表を行う。

「現地研修」では夏休み中には海外の提携校であるカナダ、レスブリッジ大学経営学部（エドモントン・キャンパス、レスブリッジ・キャンパス）での学修や海外企業の訪問などを通じて、①現地の主要産業、文化、マネジメントスタイルなどを学び、②経営学部の専門科目で学習したトピックを海外との比較研究という観点から調査・研究を行い、③英語の実践的な運用能力の向上を図る。この本学部独自のプログラムは、3 年次を対象にして平成 17(2005)年より実施している。また、夏にカナダで行われる授業と並行して、学生が本学部の専門科目やゼミナールで学んだ内容に関連する研究テーマについて海外で調査研究を行うプログラムも用意している。このプログラムには、平成 17(2005)年度は 1 部 3 年生 13 人（男子学生 6 人、女子学生 7 人、引率教員 1 人）、平成 18(2006)年度は 1 部 3 年生 9 人（男子学生 4 人、女子学生 5 人、引率教員 2 人）が参加した。

「事後研修」では、「現地研修」で収集した調査資料、および日本で集めた調査資料を比較考察し、英語によるまとめ、公開プレゼンテーションを行っている。

「事前研修」から「事後研修」に至る一連の過程で、語学能力の向上はもとより、学生の精神面での成長や学修意欲の向上が確認されたほか、本学部の特色ある教育プログラム

のために本学部のすべての教員が創意と工夫を凝らすことによって、この教育プログラムを充実させる機運も醸成された。

1-2-③ 企業研修

経営学部1部（以下、本学部）では、社会から求められる人材を育成すべく産官学連携による創造的人材の育成をめざす、いわゆるインターンシップ制度を学部の教育体系に組み込み、それを独自の開講科目「企業研修（2単位）」として置いている。この科目の履修成果とともに履修の手引きの一助として活用すべく、毎年『北海学園大学経営学部「企業研修」ガイドブック』を作成・発行している。

3・4年次生を対象とするこの制度の運用にあたっては履修者を選考し、履修を許可している。平成17(2005)年度は履修生21人（男：12人／女：9人）で、また平成18(2006)年度は履修生38人（男：21人／女：17人）で実施した。履修希望者は、年々増加しており、学生による「企業研修」へのニーズと期待の高さを感じている。

この科目の履修者には、事前指導によって、各学生が実地研修の目的を明確化し、実地研修に臨むように配慮している。実地研修を通じて、①目的意識を自覚する学生が自分の将来や就職について考える絶好の機会を得ること、②アルバイトでは経験できない企業での仕事を体験できること、③現実の企業社会で求められている人材像（ニーズ）を実体験として認識できること、④実際の企業の仕組みや仕事の流れを理解し、大学の授業内容との関係が明確化し、学修意欲が高まり知識を充実・深化させることが可能となっている。

企業研修の事後には、事後指導と報告会の準備を通じて、履修成果を学生自身が総括する機会を設定している。

「企業研修」を履修する学生は、一般に就業意識が高い。しかし、この科目を履修して模擬的な就労を体験することによって、その意識がさらに高まっていることを確認している。このことは、企業研修の具体的な成果と見ることができる。また、「企業研修」履修生の就職状況も好調である。

他方、研修受入れ先企業からは、①学生を一定期間受入れることにより、職場の活性化につながることで、②現代の学生気質を把握し、それを実際の採用活動・研修制度などにいかすことができることで、③学生に企業内容を早い段階から周知でき、広い意味での広報活動につながることで、④受入れ先担当者の自己啓発活動の一環となることで、⑤学生からの実習報告のフィードバックにより、既存のビジネス・プロセス、職務内容などの見直しなど、レベルアップを企図しうることで、⑥学生のアイデアや感性などが、新規事業や顧客開拓の一助となることで、⑦産業界のニーズを大学教育に伝達できることで、⑧「企業研修」の受入れ先企業として広報されることによって、社会的責任を果たす企業としてのイメージアップを図ることができることで、⑨パブリシティとしてTVや新聞などに取上げられる機会が増えることなどの評価を得ている。

1-2-④ 地域研修

経済学部1部（以下、本学部）地域経済学科に開設されている「地域研修Ⅰ・Ⅱ」の目的は、「地域づくりの諸活動」を直接見聞・体験することによって、現実の生きた地域経済・社会を学修することに置かれている。すなわち、講義やゼミナールなどで学んだ理論や知

識を基にしながら、地方自治体や民間企業、各種団体やNPO法人によるさまざまな「地域づくり」「まちおこし」「国際交流」などの取組みに触れることによって、その地域が抱えている悩みや諸問題、あるいはよき事例を学ぶというものである。また、泊まり込みなどで地域住民との交流を深めながら、地域づくりに寄せる住民の熱い思いを学び取ることをも目標としている。

これまでの経済学の学修形態は、理論・歴史・政策の諸科目を中心とする教室内での座学が主であったが、近年では多様な学問分野を取込んで幅を広げている。「地域研修」もそのような学問的な広がりに対応するカリキュラムの一つで、地域経済学科の特色をなしている。

「地域研修Ⅰ・Ⅱ」は、「事前学習」「現地研修」「事後学習」「研修報告会」から成り立っている。「事前学習」では、ゼミ担当教員の指導のもと、ゼミナール単位で研修対象地域の社会経済発展史、地域総合計画、福祉施設を含む公共施設の整備・運営状況などについて、関連自治体などから提供された資料によって、研修対象地域の概要を学修する。

「現地研修」は、おおむね夏休み中に実施される。現地研修では、自治体首長や企画課職員から地域概況や地域振興計画に関する説明を受ける。あわせて、各種公共施設の見学とともに、その運営についての説明を受けたり地域交流の現地見聞を行ったりして、研修内容を深める。

「事後学習」では、研修先別に地域研修レポート（図表を含めて2000字程度）を作成し、そのレポートに基づき、ゼミナール単位で「研修報告会」で発表する。そこでの報告によって研修成果（地域づくり事例）を相互に確認し合う。

これまでの主たる研修先は北海道内の市町村であるが、金沢市、富山市、福岡市、長崎市、沖縄県、海外では韓国などの道外・国外における研修も実施されている。

なお、この地域研修は、その実績が認められ、平成18(2006)年度から文科省の「私立大学教育研究高度化推進特別補助事業」に採択され、その概要は『地域研修報告書』として冊子にまとめられている。上記助成を受けて、本学部は平成19(2007)年度から1部経済学科でも「地域研修」を開講することにした。

2. 夜間教育

2-1. 大学

本学には、夜間に授業を行うために、経済学部、経営学部、法学部、人文学部に2部を設置している。基準1で述べたように、本学は夜間に門戸を開放して、その社会的責務の一つを果たしており、そのことが本学の特色でもあり、また個性ともなっている。夜間開講は大学開学以来の伝統であるが、夜間においても社会人に対して開かれた大学たらしとする基本理念は、学園が北海英語学校に淵源する歴史をもつことの当然の帰結である。

少子化が進行するなかで、18歳人口も減少している。それにもかかわらず、2部を第1順位とする受験生は競争試験に耐えうるだけの数を数え、さらにまた2部を第2志望に指定する受験生の数も堅調に推移している。このことは、豊平キャンパスが市営地下鉄東豊線「学園前」駅直結である地の利によるところが少なくないが、しかし、地下鉄開通以前における入試動向でも同様の傾向を見て取ることができることから、本学の特色・個性の一つである夜間に授業を開くという大学のあり方が、開学以来、肯定的な社会的認知を受けていることを物語っている。

2部を設置していたさまざまな大学において、昼夜開講制の導入や2部廃止が検討され、その方向で改組転換が図られてきた。本学でも2部の教育体制、教育内容、教育方法などについて議論が重ねられてきたが、その廃止を前提とした検討は一度もなされたことがなかった。それは、夜間に授業を開くことが本学に課せられた社会的使命であること、そしてまた、この制度の維持が社会的に要請されていること、これらを本学は自覚しているからに他ならない。

2-2. 大学院（大学院設置基準第14条特例）

学部における2部教育の実績と経験は、その後、大学院（経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、文学研究科）においても生かされ、各研究科はいわゆる大学院設置基準第14条特例に準拠した教育機関としての役割を担い、専門研究者や高度職業人の養成にあたっている（専門職大学院法務研究科については、「特記事項4. 専門職養成（専門職大学院）」参照）。山鼻キャンパスにある工学部と工学研究科には、豊平キャンパスに展開されるような夜間に学ぶ学生に門戸を開く体制にはなっていない。それは、昼間に開講される実験がしばしば夜間におよぶことから、配置される教職員や装置の量的制約により夜間開講を制度として設けることが事実上不可能であることによる。さらに、そのような体制を展開するならば、既設の工学部はもとより、工学研究科における教育と研究の質的向上が担保されないと判断されるためである。しかしながら、夜間開講はしていないが特に工学研究科は社会人にも門戸を開放して、生涯教育の一翼を担っている。

以上に述べたように、工学研究科を除く大学院のすべての研究科において、夜間履修を可能としていることは本学の顕著な特色の一つとなっている。この法的根拠は、大学院設置基準第14条の特例である。この第14条特例が本学大学院に導入されたのは、法学研究科が設置された昭和61(1986)年4月である。この導入により、法・経・文系修士課程としては全国で初めて一部夜間履修を可能にする研究科が誕生した。この導入にあたっては、法学部には2部の実績があることから、法学研究科が夜間に授業を行っても支障はないと

いう判断があった。また、夜間開講が可能になれば、昼間の学部卒業生にも就職後に、大学院でリカレントの就学が可能になるとの判断もあった。

その後、法学研究科では慎重な論議を経て、この夜間履修による修士課程教育の経験をいかして、平成 7(1995)年に設置認可された博士(後期)課程にも第 14 条特例措置が実施された。また、平成 15(2003)年開設の修士課程政治学専攻および平成 17(2005)年開設の博士(後期)課程政治学専攻でも第 14 条特例措置が実施されている。

法学研究科に始まる第 14 条特例措置の実施は、本学の大学院教育全体に普及し、学部に夜間授業が行われない工学研究科を除く、すべての研究科で実施されている。そして、今日では、大学院設置基準第 14 条に基づく夜間履修は修士課程、博士(後期)課程を問わず、むしろ本学大学院生の圧倒的多数を占める状況になっている。このことから、多様な研究の関心や目的をもった社会人が入学してきており、そのために本学大学院では基本的に各院生に関心や目的に応じた個別指導を行う体制を整えてきた。とりわけ修士課程では、高度な学術的研究のみではなく、専門知識を習得させることにも重点を置いている。これは大学院の教員に大きな教育上の負担をかけるものではあるが、教員は社会的使命としてこれを受け入れ、リカレント教育の顕著な成果を挙げているといえる。具体的には、つぎのとおりである。

研究科の修了者に占める第 14 条特例履修入学者の割合は、法学研究科では、修士課程で 76%、博士(後期)課程 100%となっている。同様に、経済学研究科修士課程 43%、博士(後期)課程 40%、経営学研究科修士課程 90%、博士(後期)課程 33%、文学研究科修士課程日本文学専攻 64%、同英米文化専攻 60%である。

また、第 14 条特例履修の課程修了者の卒業後の勤務先などを示すと、つぎのようになっている。法学研究科修士課程では、最も多い順に、大学専任教員 11 人、専門学校教員 5 人、中・高教員 5 人、地方自治体職員 4 人、短大教員 3 人、大学講師 3 人などであり、同博士(後期)課程では、大学専任教員、同講師、短大職員および高専教員各 1 人となっている。経済学研究科修士課程では、民間企業 10 人、大学教員 5 人、団体職員 3 人、公務員 3 人、中・高教員 3 人などであり、同博士(後期)課程では、会社員 2 人、団体職員 2 人となっている。経営学研究科修士課程では、民間企業 16 人、看護師 9 人、高校教員 4 人、会計事務所 4 人、団体職員 3 人などであり、同博士(後期)課程では、大学教員 1 人となっている。また、文学研究科修士課程では、最も多い順に、民間企業 14 人、高校教員 3 人、大学非常勤講師 3 人などとなっている。

3. 産官学連携

3-1. 経営学部・経営学研究科の取組み

本学は、北海道に立地していることを建学以来強く自覚し、北海道内を基盤とする諸企業との産学連携活動を積極的に推進してきた。本学を構成する経営学部（以下、本学部）ならびに経営学研究科（以下、本研究科）においても同様であり、本学部・本研究科が、「実践志向の経営学の教育と研究」を重要な理念とし、特に北海道の産業発展という実践的課題に取り組んでいるのも、建学以来の伝統を汲むものである。そして、これを具体化すべく、北海道を基盤とする諸企業を中心に協同して講演会、講義の開催など種々の産官学連携活動に取り組んできた。

この活動の目的は、広く産業界、行政などの産業支援機関、大学など教育研究機関を連携し、その連携をさらに強化し、もって大学としての社会的使命を果たすことであるが、その際、本学部はつぎの3つを主要活動指針として指定する。①産業界に真に望まれる人材を育成するため、産業界ならびに行政機関などとの協力により、実務と理論を融合させた教育を実践すること、②産官学の連携による既存企業の経営革新や新産業の創造、ひいては地域産業の活性化に資する活動を促進すること、③北海道経済産業局産官学連携活動の核としての位置づけのもと、同局と包括的な協力関係を築くこと。

これらの指針のもとで具体的に活動を展開することにより、北海道の企業との交流ならびに企業経営者との人的ネットワークの構築により、企業がもつめる人材育成の方向性を探るとともに、実務教育に対する協力関係を築きあげることが可能になる。それとともに、北海道経済産業局、道の産業関連部局、中小企業総合支援センター、中小企業家同友会など、行政サイドの産業支援機関とのつながりを強化することにより、地域横断的な人材育成、産業振興のネットワークをつくりあげ、産官学連携の「場」を構成することができる。

ここでは、本学部・本研究科が産官学連携の要の一つと位置づけている北海道経済産業局との共同政策研究(平成18(2006)年度の実績)について述べる。

①共同政策研究

産業に係る「人材」の活用・育成等の戦略的推進を図るため、関連政策プログラムを構築するワーキングチームを組成し、「産業人財開発プログラム」としてとりまとめ、現在、北海道経済産業局の主力施策としての構想の推進と具体的事業の実施に移行しつつある。

②北海道型産業人財ロールモデル提言会

共同政策研究の推進にあたり、公開で産業界識者から関連意見聴取を行う「北海道型産業人財ロールモデル提言会」を共同で開催した。

③『北海道型産業人財ロールモデル提言集』の刊行

「北海道型産業人財ロールモデル提言会」(上記)の成果を、本学部が編集して『北海道型産業人財ロールモデル提言集』としてとりまとめ、北海道経済産業局から刊行した。

従来、北海道経済産業局の施策検討に関しては、主に公立系大学が連携して行われてきたが、上述した本学の共同政策研究にはじまる一連の連携は、はじめて道内私立大学の社会科学系学部と産官学連携活動を推進していくもので、私立大学として先進的な事例として特筆に値する。

なお、本学部・本研究科における上記以外の連携事業を以下の表にまとめる。

時 期	連 携 活 動	備 考
2003年 9月 20日	知の産学連携と事業創造シンポジウム	
2004年 6月～12月	経営学部産官学連携セミナー&シンポジウム	
2005年 5月～11月	ニトリ寄附講座「流通・サービスを科学する」	次項参照
2005年 10月～12月	秋の産学連携講座「金融・証券初級講座」	
2006年 5月～12月	ニトリ寄附講座「流通・サービスを科学する」	次項参照
2006年 10月～12月	秋の産学連携講座「金融証券講座」	
2006年 12月 20日	特別講演会「金融特別講座」	

3-2. 寄附講座

経営学部（以下、本学部）・経営学研究科（以下、本研究科）は北海道という地域の特性、特徴にもとづいた実践的な経営学教育をめざしており、同じく北海道の地域特性をよく把握して業績をあげている株式会社ニトリとさまざまな連携活動を行ってきた(平成 17(2005)年 4月以降)。ニトリ寄附講座（以下、本寄附講座）はこのような観点から同社の寄付により開設されたもので、流通・サービス分野に関する総合的な教育研究を企図している。

本寄附講座の講義内容は、学部学生のみならず、大学院生、あるいは学外の社会人にも有用なものである。それゆえ、本講座は広く公開され、一種の公開講座という性格も有している。このような方向づけと、それを実現するための経営学部教員・事務職員の努力により、大学と寄附者双方にとって満足できる成果が得られている。

本寄附講座は、「流通・サービスを科学する」を統一テーマとして掲げ、流通・サービス業界において、北海道から全国・世界に羽ばたく一流のプロフェッショナルを養成することを目標にカリキュラムを構成している。普段の講義とは異なり、日本を代表する企業（主に流通業・サービス業）の経営者、業界分析に精通した専門家ならびに研究者、産業政策をつかさどる政治家、行政官僚などの有識者を招聘し、講演してもらうことにより、流通業・サービスを科学的に把握・分析できる能力の獲得と、次世代を担う高度職業人の育成を目的としている。

平成 17(2005)年度における開講については、その成果を一冊にまとめ『ホッカイドリームソーダ』（中西出版刊）を刊行した。

平成 18(2006)年度における前期テーマは「北海道企業の本質－流通・サービスにおける北海道企業の競争力の源泉－」（全 12 回）である（受講者数は平均 353 人、延べ 4,240 人）。講座を通じて、北海道企業の強さ、競争優位性などの地域的特性・独自性とその外延的拡大の可能性を明らかにした。また、後期においては前期講座を踏まえて、「新たなビジネスモデルの構築にむけて－流通・サービスにおける地域化（リージョナリズム）とグローバル・スタンダード－」（全 12 回）をテーマとした。この講座では、高度情報化社会のなかでのグローバルな事業展開を取上げた。

なお、平成 19(2007)年度からは経済学部において「コープさっぽろ寄附講座」が開設される。同講座では 1 部と 2 部を問わず、全学部生が受講できるよう必要な措置を講ずる。

4. 専門職養成（専門職大学院）

北海道では、地域に根ざして地域に生起する法的紛争を解決し、地域の日常的な法律問題の相談に応ずる弁護士の育成は急務である。

その理由としてあげられるのは、北海道における「弁護士過疎」の実態である。『弁護士白書』（平成 18(2006)年版）によると、全国の弁護士 22,059 人のうち北海道の弁護士会に所属しているのは、488 人、全国比率で 2.21%であり、弁護士 1 人あたりの人口でいえば、全国では、5,792 人に 1 人であるのに対し、北海道では、11,531 人に 1 人とおよそ全国平均の半分にすぎない。しかも、北海道に登録している弁護士のうち 75%（368 人）が札幌で登録しているために、北海道の地方における「弁護士過疎化」が進み、道内の 4 つの地方裁判所の 7 支部がいわゆる「ゼロワン地域」である。日弁連や道弁連が「ひまわり基金法律事務所」や「すずらん基金法律事務所」を開設して改善を試みているが、上記のように、深刻な弁護士不足の地域が残されている。

本学専門職大学院法務研究科（以下、法科大学院）は、北海道の地方に根ざし、地域社会と密接にかかわりながら活動する法曹を育成することを設置の目的として認可申請をし、平成 17(2005)年 4 月に、北海道の私立大学系の唯一の法科大学院として開設されたものである。北海道を開拓するという本学の開学の精神をいかし、地域密着型の法科大学院として、上記の要請に応え、北海道における法曹養成の拠点となり、地域の発展に法的側面から貢献することをめざすものである。この点に鑑みて、特に法科大学院を特記事項として取上げることにした。

法科大学院の特色は、①徹底した少人数教育の実施、②夜間長期履修課程の設置、③厳格な成績評価システムの運用、④教育内容と方法に関する自己点検・評価である。以下、この特色についてその概要を述べる。

①徹底した少人数教育の実施

法科大学院では、双方向・多方向型の教育を効果的に実施するために、各授業について、受講者を 50 人未満とすることになっている。法科大学院は、1 学年の定員が 30 人であるために、すべての授業が受講者 30 人未満で行われている。さらに、社会人のための夜間長期履修課程が設置されているために、展開先端科目や基礎法学・隣接科目の多くの授業では同じ科目の授業が昼間と夜間に設けられており、それらの授業の受講者の平均は 10 人に満たない。また、2 年次の演習は、徹底した双方向授業を実施するために、原則として各演習とも 2 クラスにわけ、その受講者を 15 人以内におさえて行っている。

少人数教育の最大のメリットは、個々の学生の学力の到達度を把握したうえで授業を運営できることであり、難易度を考慮して授業中の質問を割りあててを可能にしている。

②夜間長期履修課程の設置

本学では、学部に 2 部を設置し、大学院修士課程、博士(後期)課程にも大学院設置基準第 14 条による夜間履修課程を設置して、社会人教育・リカレント教育のノウハウを蓄積してきている。これらの実績にもとづき、有職社会人に法曹養成の場を提供するために、全国の法科大学院のなかでも数少ない、北海道では唯一の教育方法の特例による夜間長期履修課程を設置しており、平成 18（2006）年度までに 2 年次に 2 人、1 年次に 10 人の学生が在籍している。夜間履修を可能にするために、昼夜同時開講制を採用し、開講時間帯を 6、

7時限目とし、6時限目の開講時間を6時20分とするほか、補講を土曜日に組入れるなど社会人学生の修学に配慮している。

③厳格な成績評価システムの運用

法科大学院では、将来の法曹としてすぐれた学力・素養を有する者を育成するために、厳格な成績評価が求められている。法科大学院では、GPA(Grade Point Average：履修科目の評価平均値)1.5以上を進級の要件とし、担当者間の評価の偏りを避けるために、成績評価のガイドラインを定め、各科目について成績分布を作成して厳正な評価に努めている。

④教育内容と方法に関する自己点検・評価

教育内容・方法の充実、学修成果の向上には、教育内容と方法について教員が自己を点検し評価することがもとめられている。法科大学院では、専任教員全員による授業検討会議、分野ごとの担当者によるFD会議を開催し、各学期に実施される学生に対するアンケート調査の結果や日常的な学生の意見・要望を持ち寄り、教育の改善に努めている。

5. 高度研究

5-1. 開発研究所

開発研究所（以下、本研究所）は、昭和 32（1957）年に本学初代学長である上原轍三郎によって開設された。これは昭和 25（1950）年に制定された北海道開発法のもとで、最初の第 1 次 5 カ年計画が経過し、戦後復興の段階から本格的な北海道開発計画が展開されようとする時期にあたっていた。そうした時代的要請を背景として設立された本研究所は、本学の開学の精神に基づき、北海道における最初のシンクタンクと位置づけられるものであった。

その後半世紀を経過し、北海学園大学の拡充強化をうけて、現在は経済学、経営学、法学、人文学、工学の各学部教員 100 人以上が研究員として在籍し、3 人の専任事務職員の援助のもとで研究活動にあたっている。近年の総合研究テーマとしては、『自然災害に伴う地域変化と復興に関する研究－北海道有珠山噴火災害地域を対象として（平成 13(2001)－平成 14(2002)年度）』、『北海道における発展条件の創出に関する研究－開発庁統廃合後における地域再生政策の検討（平成 15(2003)－平成 17(2005)年度）』、『人口減少下における地域の発展可能性に関する実証的総合研究（平成 18(2006)－平成 20(2008)年度）』などがある。これらはいずれも北海道における喫緊の地域的課題に対応するために、本学の特色を生かした学際的研究によって問題の解明にアプローチしようとするものである。またこの他にも、自治体などとの受託・共同研究や各種科学研究費などによる個別研究が組織されている。これらの研究成果は本研究所の紀要である『開発論集』（年 2 回刊）に発表されるとともに、随時出版物として取りまとめ刊行してきている。

また、大学の地域貢献のもう一つのあり方として、本研究所は学問研究蓄積を地域に還元するために、毎年「開発特別講座」を開催し、これまで 20 市町村延べ 25 回（各 3 回、4 講座）を開催してきたほか、道民や道内の研究者を対象として年間数回の講演会または研究会を開催してきている。

さらに、本研究所は日本語文献 12,000 冊、外国語文献 4,000 冊、和・洋雑誌 1,500 タイトルや北海道新聞創刊当時のマイクロフィルムなど、豊富な地域研究資料を有し、研究員とともに広く一般に利用されている。特に平成 12(2000)年度からは、本研究所が専門図書館北海道地区協議会の事務局と資料センターとなり、国立国会図書館からの寄贈資料年間約 2,000 点を整理・公開するとともに、北海道における資料・研究機関の相互連携ネットワークの要として活動している。このため、本研究所には地域社会における情報収集と情報発信基地としての役割をさらに果たすことが求められ、果たすべき責務も重くなっている。

この他、道内・国内の研究機関はもとより、ロシア、デンマーク、フィンランドなどと、国際的な研究交流と情報交換に取り組んでいる。

本研究所は、以上のような活動に取り組んで平成 19(2007)年度に創設 50 周年を迎えるに至っている。この間、北海道開発庁が国土交通省に統合され、北海道をめぐる状況にも大きな変化がもたらされてきた。そうしたなかで、「開発」という用語も、農地や資源などの物理的な開発という意味からの転換が迫られている。本研究所の英語表記は“Center for Development Policy Studies”であるが、国際的な開発政策（Development Policy）の動

向は経済・社会・文化・環境の発展を一体のものとしてとらえる方向に向かっており、本研究所も 21 世紀の北海道に貢献する研究機関・シンクタンクとしてその社会的使命を果たすべく新たな発展を期するものである。

なお、本研究所は「専門図書館協議会」の幹事校としての役割も担っている。

5-2. 学術フロンティア推進事業／ハイテク・リサーチ・センター整備事業

本学大学院各研究科においては、それぞれの分野で先端を切り開くべく研究指導が行われている。ここでは、大学院工学研究科（以下、本研究科）における先端研究に特化して叙述する。

本研究科においては、文部科学省の助成による私立大学学術研究高度化推進事業である「学術フロンティア推進事業」と「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」の研究プロジェクトが、平成 10(1998)年度に採択されて、研究開発が始められた。

「学術フロンティア推進事業」としては、研究プロジェクト「積雪寒冷地域における災害に強い都市環境モジュールの開発とシステム構築」が平成 10(1998)年度から平成 14(2002)年度まで 5 年間にわたって、建設工学専攻の教員を中心として、産・官・学からの共同研究者とともに推進された。この研究プロジェクトの目的は、本学が位置している積雪寒冷地域における自然災害の特殊性を考慮した基礎的研究および現場適用技術の開発を進めるといものである。研究プロジェクトを実効性あるものとするために、「建築・構造物の耐震性向上と耐震性診断および新資材の開発に関する研究」グループと「積雪寒冷都市の防災と復旧対策に関する研究」グループにわかれて研究開発に取り組んだ。主な研究成果としては、①自然災害と構造物をハードとソフトの両面から捉えた設計概念と施工法・補修工法の融合、②積雪寒冷地を考慮した災害に関わる現象予測や挙動把握の理論構築および計測技術・施工管理技術の開発、③災害時の危機管理および施設供用時の維持管理に関する復旧システム、LCC の最小化、道路・交通の維持管理システムなどの整備、④有限な地球資源のリサイクル、室内環境衛生の改善技術、都市再開発などがある。

「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」では、研究プロジェクト「知的画像・言語情報処理システムにおける情報統合処理技術の研究開発」が平成 10(1998)年度から平成 14(2002)年度まで進められ、つづいて研究プロジェクト「視覚・画像・音声・言語情報処理の高度化と知的計測制御技術への応用」が平成 15(2003)年度から 5 年計画で、電子情報工学専攻の教員を中心として、産・学からの共同研究者を加えて進行中である。この研究プロジェクトの目的は、人間の視覚および聴覚情報処理と直接的に関連する視覚・画像・音声・言語情報処理技術の高度化に関する研究開発を進め、その成果技術の知的計測制御技術と知的システムへの応用について研究し、人間社会の健全な進展に寄与するといものである。研究開発は、視覚・画像情報処理研究グループ、音声・言語情報処理研究グループ、ロボット・制御情報処理研究グループの 3 グループにわかれて、主な研究課題として 8 テーマを設定して進めており、着実な研究成果が蓄積されている。個別的な研究テーマでの研究開発を進めながら、領域横断的な情報処理技術の研究開発も念頭において、各研究テーマ間の横の連携・融合をも模索している。平成 17(2005)年度の主な研究成果として、①直線移動する視覚刺激および向きを示す漢字または矢印をヒトが観察する際の脳内情報処理部位の推定、②光学的な概念を応用する電子透かし技術や暗号技術などの情報セ

キュリティ技術の開発、③フラクタル特性を有する光散乱場のマルチフラクタル解析と、液晶 SLM によるその次元制御法の開発、④音声生成系の 3 次元物理形状モデルを提案し、その音響特性を解析、⑤日本語文章における省略現象を解析するアルゴリズムの実証的考察、⑥実例に内在するルールを自動獲得する帰納的連鎖学習の提案とその実現、⑦人間と移動ロボットとの連携作業に寄与する新しいマン・ロボットインターフェイスの提案、⑧小型電子機器類の状態遷移仕様の代数的表現と検証法の提案などがある。